

ひのっ子若者みらいプラン(素案)

(第1期日野市こども計画)
(第3期日野市子ども・子育て支援事業計画)

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで



令和7年(2025年)3月

日 野 市

はじめに

このたび、子ども・子育てに関心を持って、本計画をご覧いただき誠にありがとうございます。日野市では、「すべての人の権利が尊重され、一人ひとりの子ども・若者が自分らしく健やかに育ち、安心して子育てできるまち」を目指しています。



子ども・若者たちはこれからの日野の未来を支え、創っていく大切な存在です。彼らが伸び伸びと育つためには、あらゆる年代の多様な主体がパートナーシップを組み、協働・共創しながら、自分たちの力で解決していく環境をつくる必要があります。このような地域主体による子どもの育ちと子育て家庭への支援の実現こそが、地域全体で子どもを育む力となると考えています。

日野市の各個別計画の上位に位置づけている「日野地域未来ビジョン2030」では、「こうなったらいいな」「こんなことに取り組みたいな」という市民の皆様と分かち合いたい願いが込められています。このビジョンの中で特に重視しているのは幸福感（ウェルビーイング）の向上です。市では、子ども・若者が地域の中でつながりを持ち、社会参加し、多様な人たちに囲まれた環境で過ごすことが、自己の受容や肯定感につながり、健康や幸福感の向上にも貢献すると認識しています。

私たちはすべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援するため、子ども包括支援センター「みらいく」を設置し、様々な取組を開始しています。今後も子ども・若者の声を聴きながら、「みらいく」を中心に国や東京都との連携を強化し、家庭と地域と行政との協働を一層推進してまいります。

現在、少子高齢化、貧困、いじめ、虐待、不登校、ヤングケアラー、ひきこもりなどの社会的孤立といった子ども・若者を取り巻く深刻な問題が顕在化しています。これらの課題に取り組むために、年齢やライフステージに問わず、切れ目のない十分な支援を行う必要があります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました日野市子ども・子育て支援会議委員の皆様、ならびにアンケート調査、アウトリーチ型インタビュー、パブリックコメント等において多大なご協力と貴重なご意見を頂戴しました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

日野市長 大坪 冬彦

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制	6
第2章 日野市の現状.....	7
1 日野市の状況	7
2 アンケート調査結果等からみえる現状.....	20
3 子ども・若者へのインタビュー結果から見える現状.....	40
4 計画策定に向けた現状と課題	41
第3章 計画の基本理念、目標.....	45
1 基本理念	45
2 計画策定にあたっての基本的な視点.....	47
3 基本目標	48
4 施策の体系.....	49
5 成果指標	50
第4章 施策の展開.....	51
基本目標 I ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援.....	51
方針（1）妊娠前・出産期からの切れ目ない支援	51
方針（2）心と体の健やかな成長を支える環境づくり	56
基本目標 II 子どもの健やかな育ちへの支援	60
方針（1）多様なニーズを受け止められる子育て支援	60
方針（2）子育て世帯の経済的負担等の軽減.....	62
方針（3）健やかな成長を支える多様な居場所づくり	64
基本目標 III 子育て・子育てを支えるまちづくり	67
方針（1）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり	67
方針（2）安全で子育てしやすい環境整備	69
基本目標 IV 子ども・若者の成長と自立への支援	71
方針（1）困難を有する子ども・若者とその家族の継続した支援.....	71
方針（2）子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守り守られる権利・参加する権利）の保障・擁護.....	77

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 79

- 1 量の見込みと確保方策の考え方..... 79
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 82
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項..... 87
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策..... 89

第6章 計画の進行管理..... 108

- 1 施策の実施状況の点検..... 108
- 2 計画の進捗状況の公表..... 109
- 3 市民・企業・関係機関との連携..... 109

参考資料..... 110

- 1 用語解説..... 110
- 2 子ども・子育て支援会議議事一覧..... 114
- 3 子ども・子育て支援会議委員名簿..... 115
- 4 子ども・子育て支援会議事務局名簿..... 116
- 5 日野市子ども・子育て支援会議条例..... 117
- 6 日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則..... 119



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本の子どもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年(2015年)に子ども・子育て支援新制度が施行されて10年が経ちますが、家族・家庭が抱える複合的な課題、地域社会の結びつきの希薄化、子育て世帯の孤立、不登校、ひきこもりに関する問題はいまだ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機などの問題も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標(SDGs)の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション(DX)など、多岐にわたる取組が行われています。

また、子どもの貧困対策においては、平成26年(2014年)1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律(現在のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)が施行され、同法8条の規定に基づき、同年8月には子どもの貧困対策に必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進する子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。さらに、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図ることを目的に、平成22年(2010年)4月に制定された子ども・若者育成支援推進法のもと、平成28年(2016年)2月には新たに子供・若者育成支援推進大綱が策定されました。

加えて、近年の重要な展開としては、令和5年(2023年)4月に施行されたこども基本法が挙げられます。こども基本法は、子ども・子育て支援法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法等を包含する基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)の実現を目指すものです。また、同じく令和5年(2023年)4月には、子どもと子どものある家庭に対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としてのこども家庭庁が発足しています。そして、令和5年(2023年)12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が閣議決定されています。

2 計画策定の趣旨

市においては、令和2年(2020年)3月に新！ひのっ子すくすくプラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）を策定し、子どもの健やかな成長と子育て世帯を支援するとともに、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の一層の充実を図ってきました。

また、令和5年(2023年)3月には、現代における複雑な課題に対応するために、日野に住む人、通勤・通学に関わる人、行政など異なる立場の人が課題理解を深め、今、自分の役割で何ができるのかを考え、しなやかに対応するための行政計画として日野地域未来ビジョン2030を策定しています。

本計画は、新！ひのっ子すくすくプラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）の次期計画、「ひのっ子若者みらいプラン」として、市の最上位計画である日野地域未来ビジョン2030、国のこども大綱を勘案するとともに、こども基本法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法等に基づいた、子ども施策に係る計画を一体として策定するものです。

なお、本計画の名称である「ひのっ子若者みらいプラン」には、すべての人の個性や人格が尊重され、子ども若者が自分らしく生きることができる環境をつくっていく中で、次の世代に日野の「みらい（未来）」をつないでいく、また、子育てをする親や子どもや若者を見守る地域の人々が子どもや若者に「みらい（未来）」を託し、子どもや若者が明るく希望のある「みらい（未来）」に向かっていける日野のまちにしていこう、という願いが込められています。

「本計画書における「子ども」の表記について」

国においては、令和4年（2022年）年9月15日付内閣官房副長官補付子ども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」表記の推奨について（依頼）の通り、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」が用いられています。

なお、特別な場合とは以下の通りです。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

日野市においては、日野市子ども条例が子ども施策の根幹をなすものという考えに基づき、広報誌や市役所組織の名称において「子ども」の表記を使用しているため、本計画書においても特別な場合に該当するものとして、「子ども」を用いております。

【参考】本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では「こどもまんなか実行計画2024」（令和6年5月こども政策推進会議）において、SDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施していくこと、若い世代の意味ある参画の拡大に取り組むこと、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組むことを掲げています。

日野市は令和元年（2019年）7月に東京都内で初めて「SDGs未来都市」に選定されており、子ども・子育て支援に関する施策がSDGsと関連性の強い項目が多いことを踏まえ、市では本計画に掲げる施策を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでまいります。

TRANSFORMING OUR WORLD SDGs IN ACTION HINO



東京発・初で、もっとずっと
住み続けたいまちづくりを。

SDGs未来都市 日野市



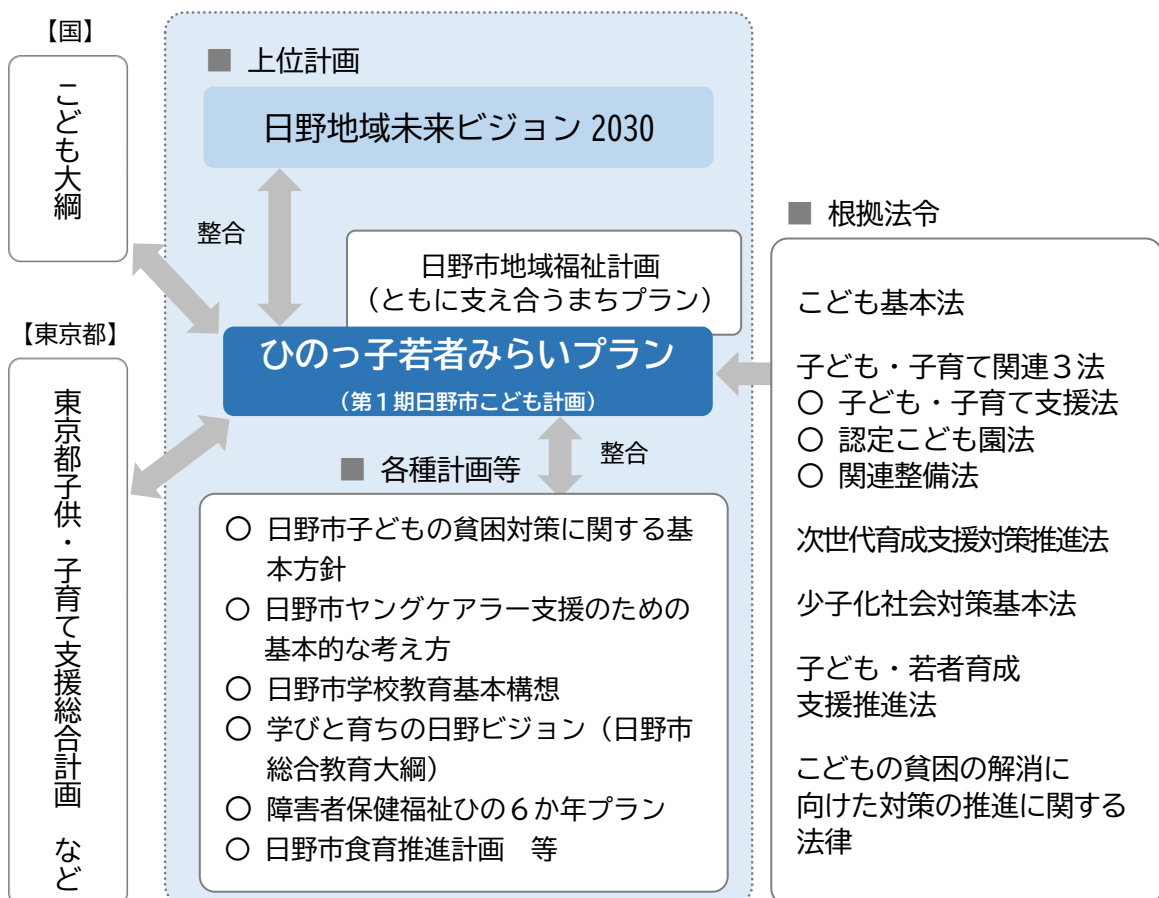
3 計画の位置づけ

本計画は、市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び日野市子ども条例第18条に定める推進計画に該当し、さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画の性格を併せ持ちます。そして、計画の一部は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を包含するものです。

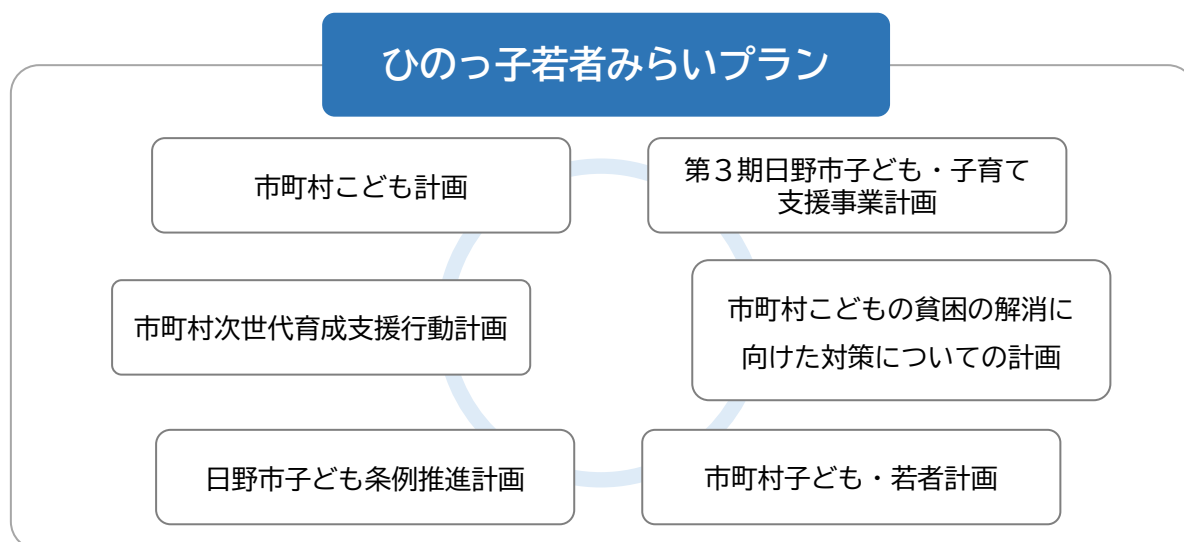
また、市政の最上位計画である日野地域未来ビジョン2030をベースとし、策定にあたっては、国・東京都が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。

なお、こども基本法における「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいうことから、本計画は、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）及び思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）だけでなく、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者を対象とし、子ども・若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにします。

【 上位計画、関連法との関係 】



【 ひのっ子若者みらいプランが包含する計画 】

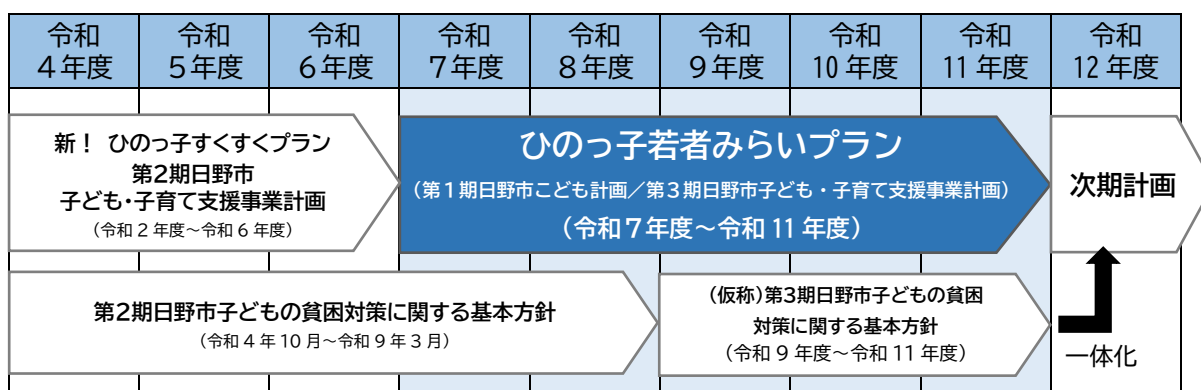


※ 複数の計画を包含する計画となります。これまでの変遷で以下のような関係になっています。

平成 17 年度 ～平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 25 年度	平成 26 年度 ～令和元年度	令和 2 年度 ～令和 6 年度	令和 7 年度 ～令和 11 年度
ひのっ子すくすくプラン		新！ひのっ子すくすくプラン		ひのっ子若者みらいプラン
次世代育成支援行動計画(10 年間)		次世代育成支援行動計画 (10 年間延長)		こども計画 (子ども・子育て支援事業計画/次世代育成支援行動計画/子ども若者計画/子どもの貧困対策計画を包含)
前期計画	後期計画	前期計画	後期計画	
—	—	第 1 期子ども・子育て支援事業計画	第 2 期子ども・子育て支援事業計画	第 3 期子ども・子育て支援事業計画
—	—	—	—	第 1 期こども計画

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 5 年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。



5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、市民の皆様より子ども・子育てに関する考えや意見を聴き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するために、日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。

① 調査対象者と回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,568 通	653 通	43.5%
小学校児童保護者	1,265 通	560 通	44.3%
小学5年生	1,549 通	1,499 通	96.8%
中学2年生	1,422 通	1,348 通	94.8%
高校2年生相当	1,036 通	279 通	26.9%
18歳から39歳までの若者	1,087 通	271 通	24.9%
子育て関連事業者・団体	78 通	36 通	46.2%
市内の企業	100 通	27 通	27.0%

② 調査期間

令和6年(2024年)1月9日から2月16日まで

(2) 日野市子ども・子育て支援会議による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子ども・若者を取りまく環境や子育て世帯の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する日野市子ども・子育て支援会議を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年(2024年)11月18日(月曜)から12月18日(水曜)の期間で、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

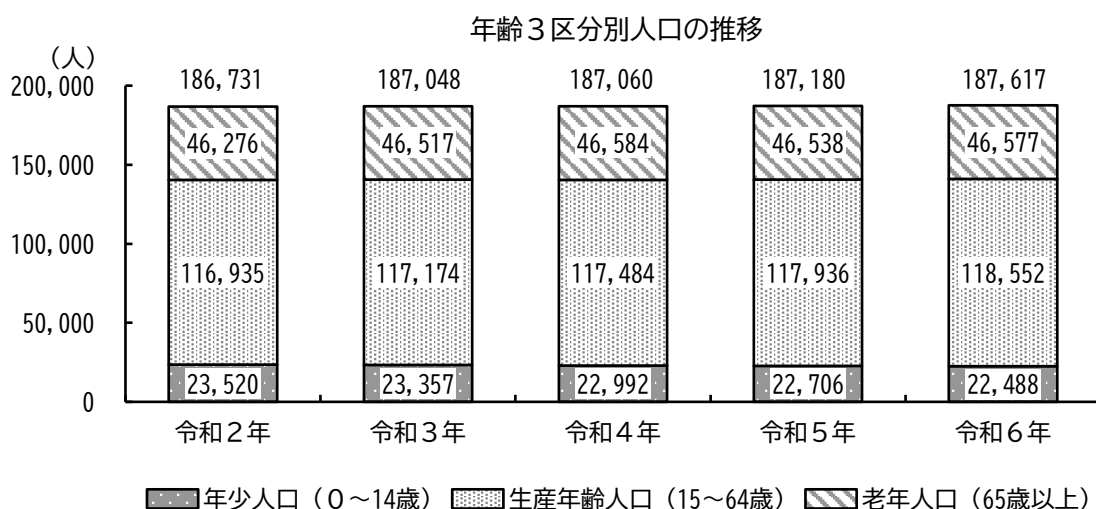
日野市の現状

1 日野市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

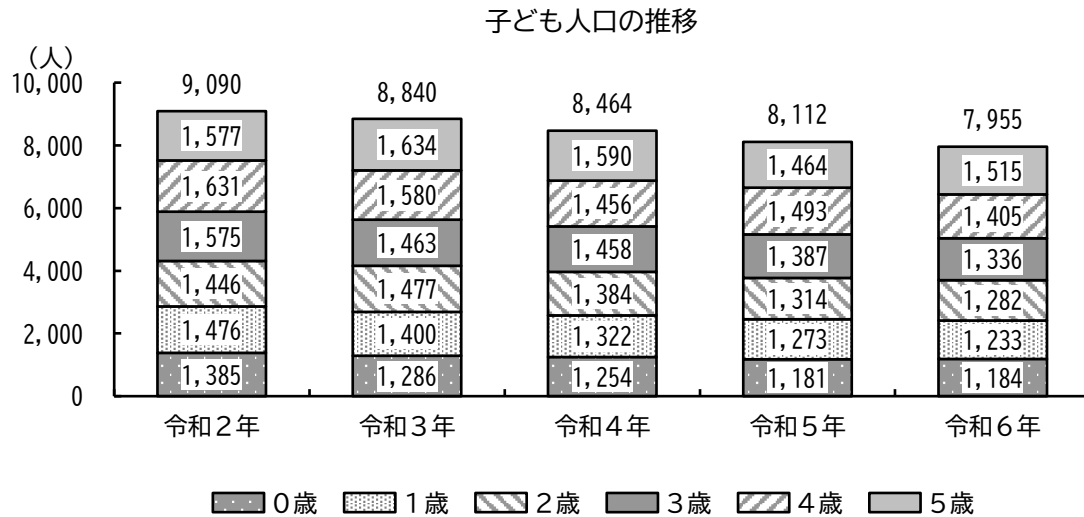
市の各年の人口推移をみると、総人口は年々増加し、令和6年(2024年)で187,617人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0歳から14歳まで)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

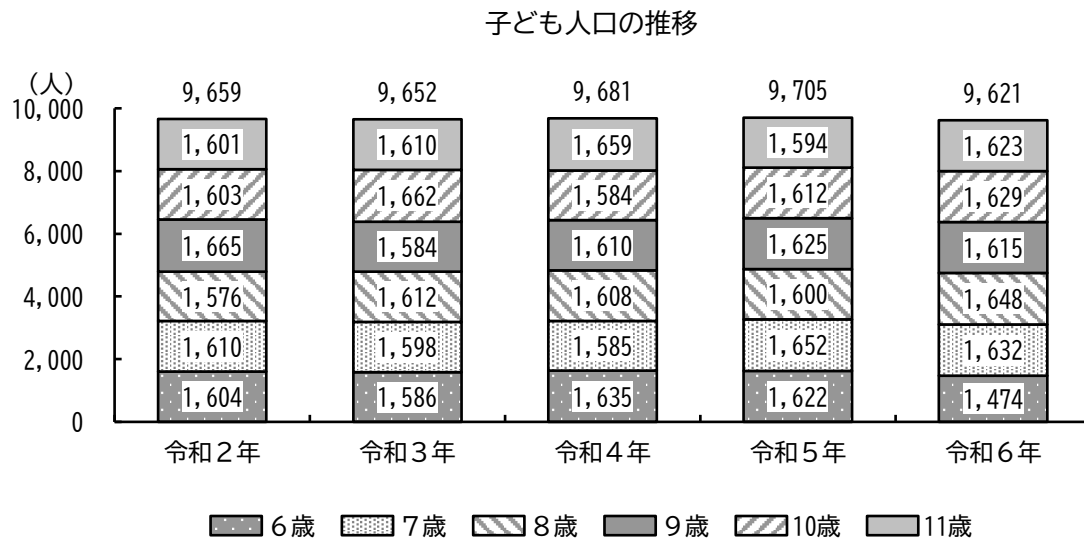
市の0歳から5歳までの子ども人口は令和2年(2020年)以降減少しており、令和6年(2024年)4月1日現在で7,955人となっています。減少率は1歳が最も高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

市の6歳から11歳までの子ども人口は増減を繰り返しており、令和6年(2024年)4月1日現在で9,621人となっています。令和2年(2020年)と令和6年(2024年)を比較すると、特に他の年齢に比べ、8歳は増加率が高くなっており、6歳は減少率が高くなっています。

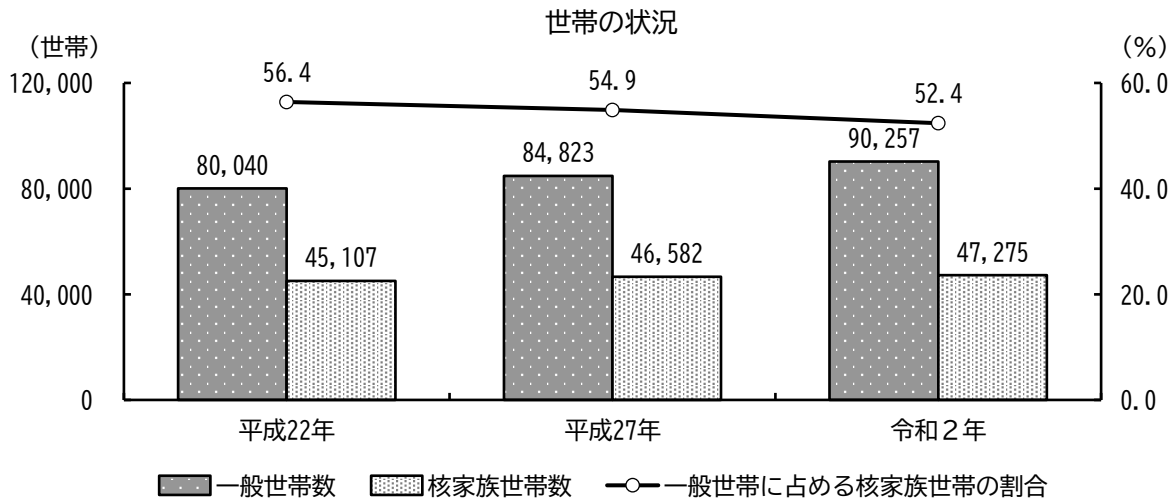


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

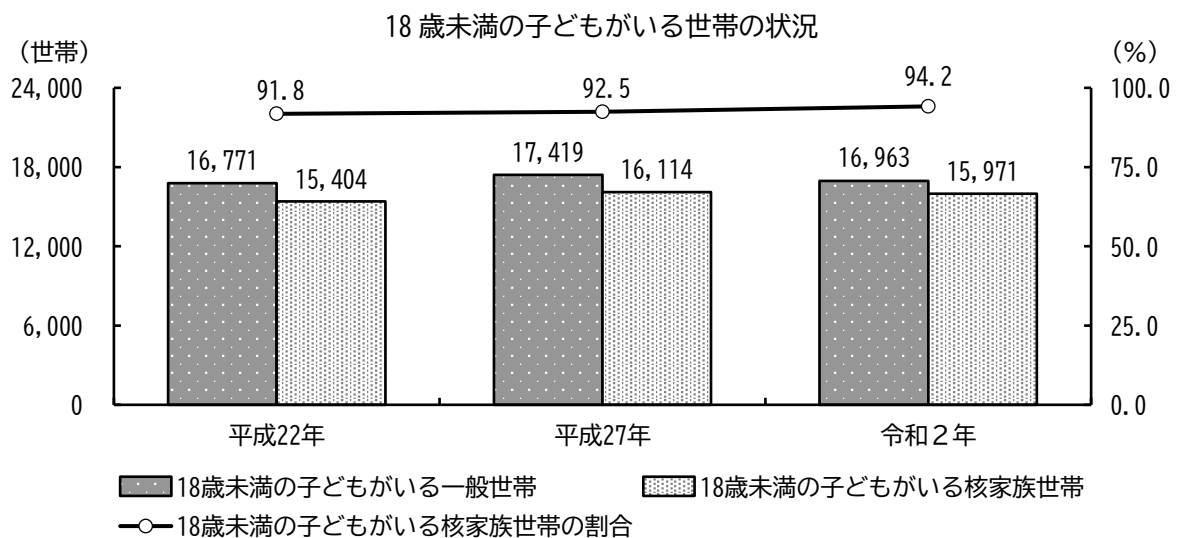
① 世帯の状況

市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年(2020年)で47,275世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加しているため、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しています。



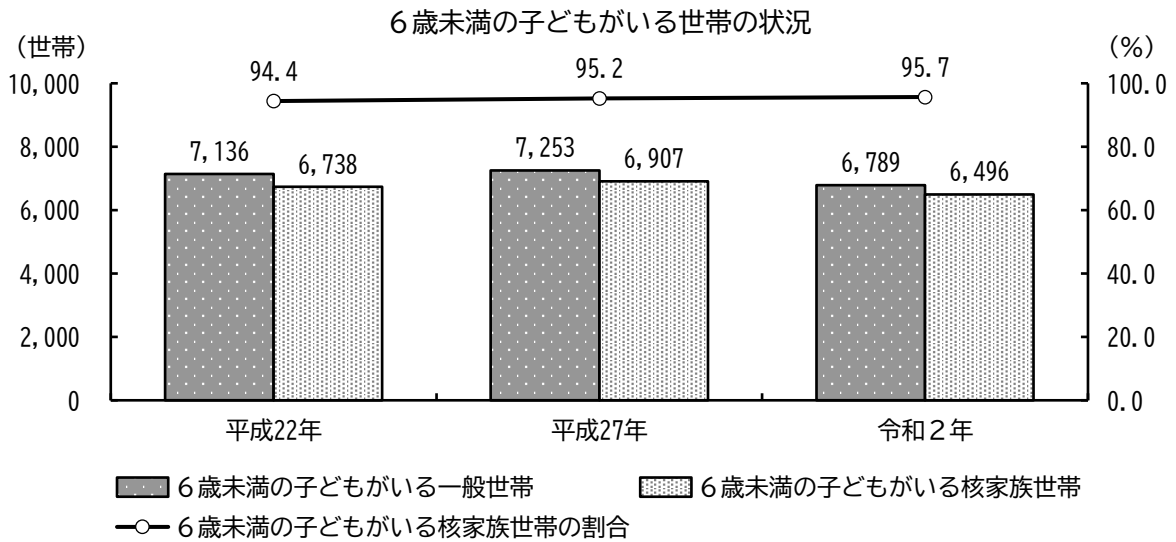
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は増減しており、令和2年(2020年)で16,963世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数も増減していますが、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は増減しており、令和2年(2020年)で6,789世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も増減していますが、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



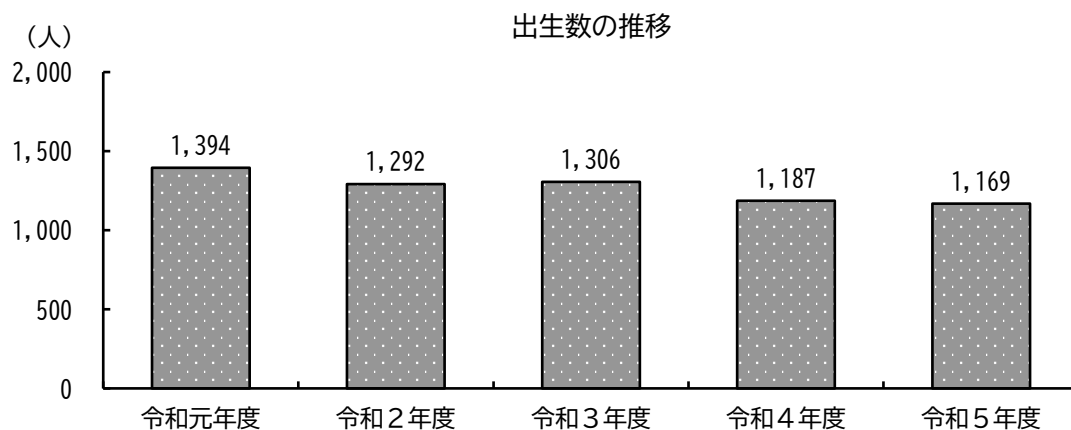
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

出生数の状況は子ども人口を見込む上で基礎となるデータであり、また、子ども施策を検討する上で、他自治体比較ができるように合計特殊出生率による基準で整理をしました。

① 出生数の推移

市の出生数は年々減少しており、令和5年度(2023年度)は1,169人と過去5年間で最も少なくなっています。

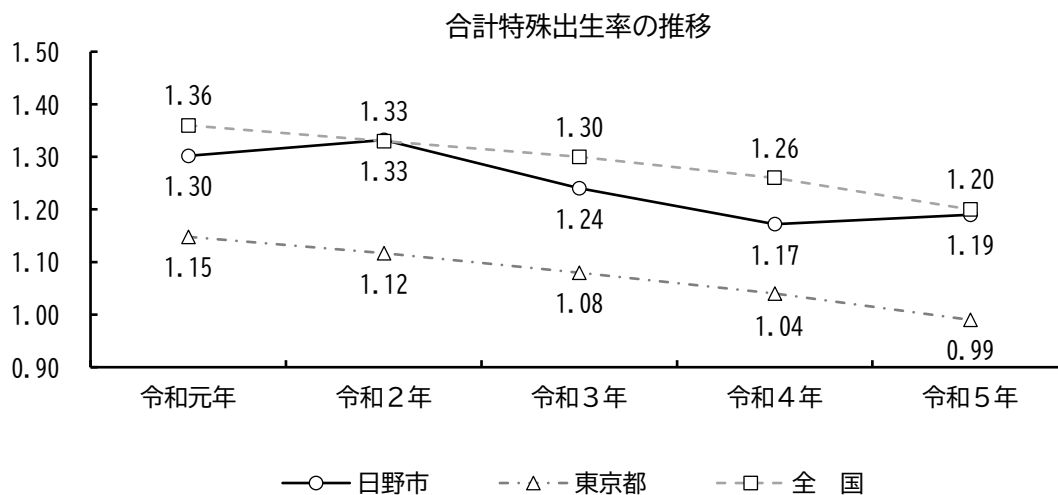


資料：日野市 事務報告

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率はその年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものであり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

市の合計特殊出生率は令和2年(2020年)以降減少しており、令和4年(2022年)で1.17と最も低くなっています。また、都・全国と比較すると、都より高く、全国より低い値となっています。

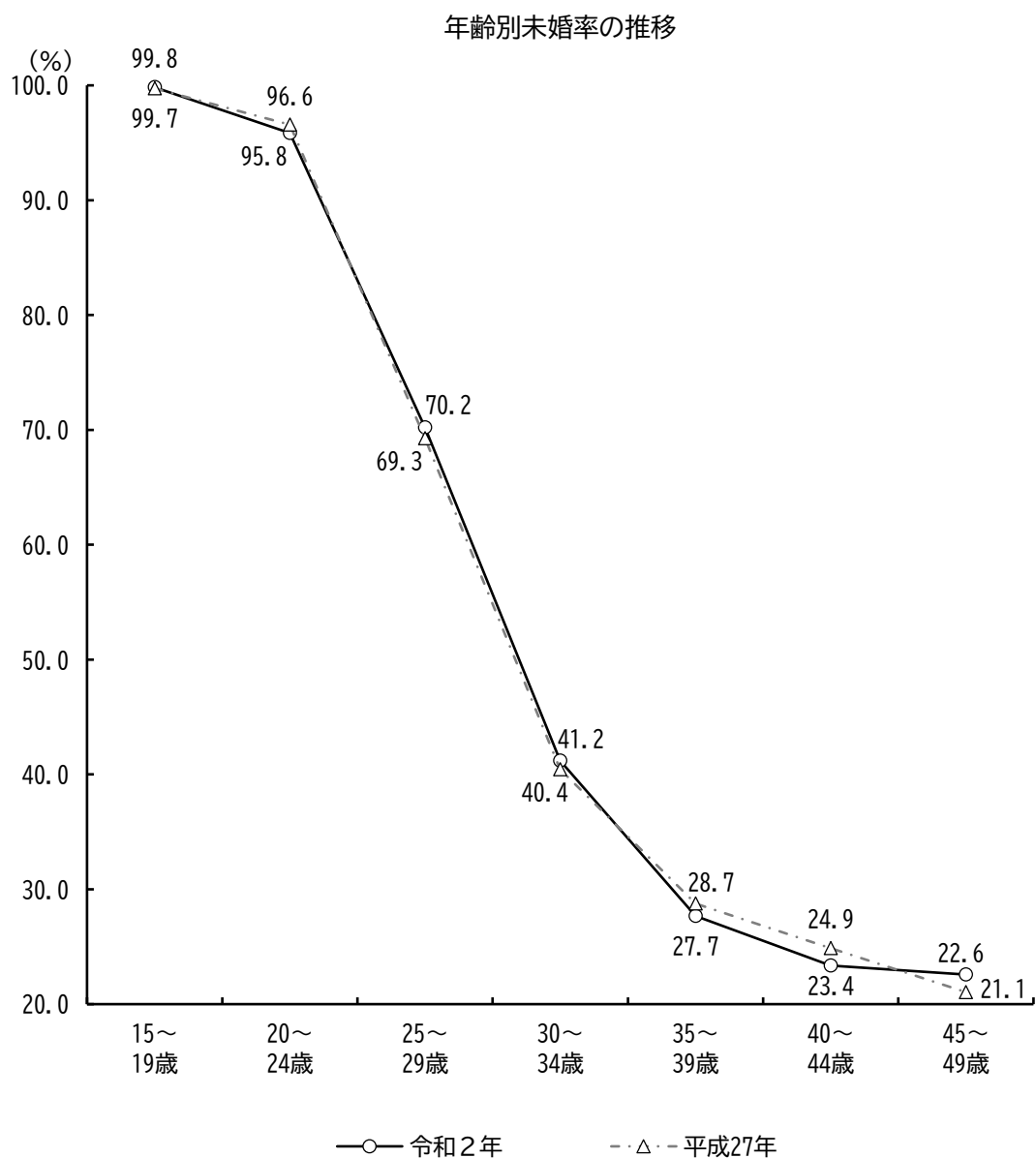


資料：東京都保健医療局 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

市の年齢別未婚率（性別の区別なし）の推移をみると、平成27年(2015年)に比べ令和2年(2020年)で35歳から44歳までの値が低くなっています。



単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
令和2年	99.8	95.8	70.2	41.2	27.7	23.4	22.6
平成27年	99.7	96.6	69.3	40.4	28.7	24.9	21.1

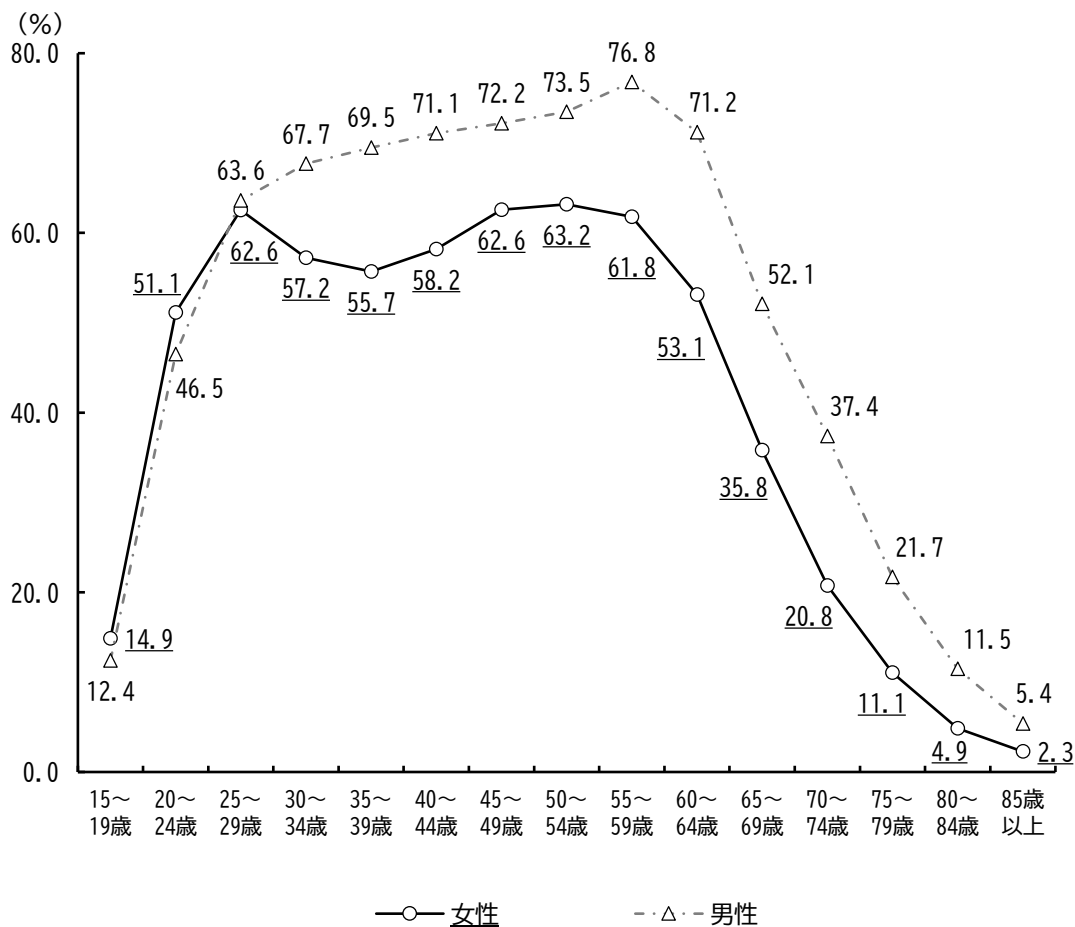
資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 年齢別就業率（男女別）の推移

市の年齢別就業率は、女性では出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。また、20歳以降男性と比べ就業率が常に低い状態となっています。

年齢別就業率（男女別）の推移



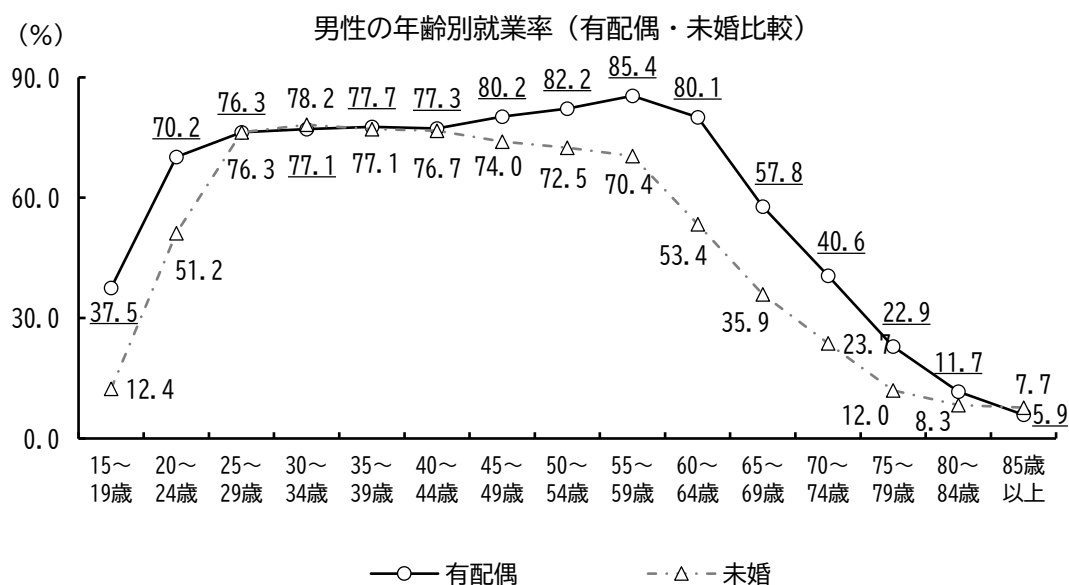
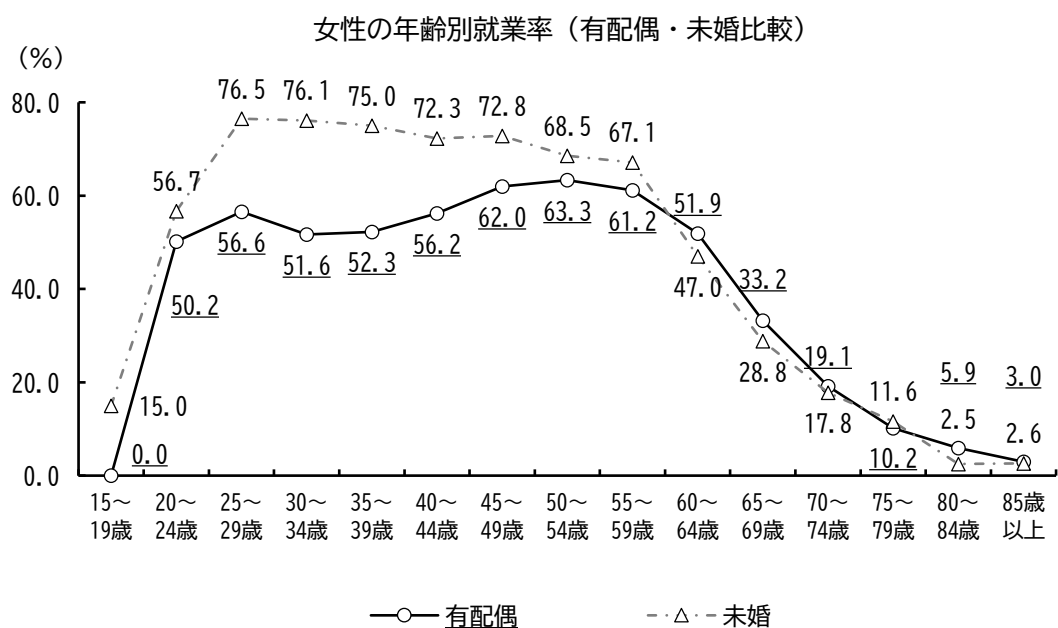
単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
女性	14.9	51.1	62.6	57.2	55.7	58.2	62.6	63.2	61.8	53.1	35.8	20.8	11.1	4.9	2.3
男性	12.4	46.5	63.6	67.7	69.5	71.1	72.2	73.5	76.8	71.2	52.1	37.4	21.7	11.5	5.4

資料：国勢調査（令和2年(2020年)）

② 年齢別就業率（性別及び有配偶・未婚比較）

市の令和2年(2020年)の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、25歳から59歳までの間で有配偶に比べ未婚の就業率が高くなっており、子育て世代が仕事を辞めている現状があることがうかがえます。一方、男性の有配偶・未婚別就業率をみると、25歳から44歳まで有配偶・未婚での就業率に大きな差がないことから、子育て等による退職等はみられないことがうかがえます。



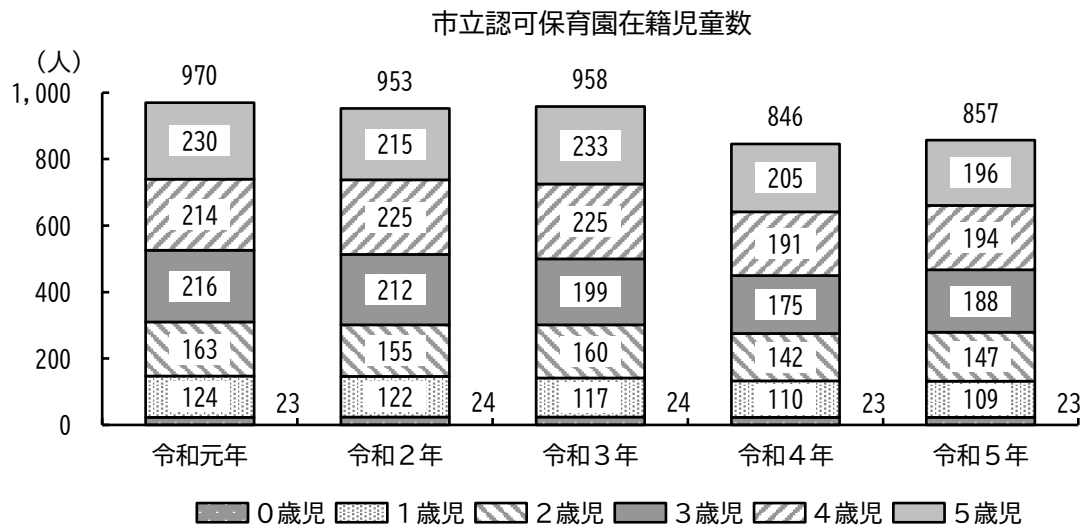
資料：国勢調査（令和2年(2020年)）

(6) 子どもの状況

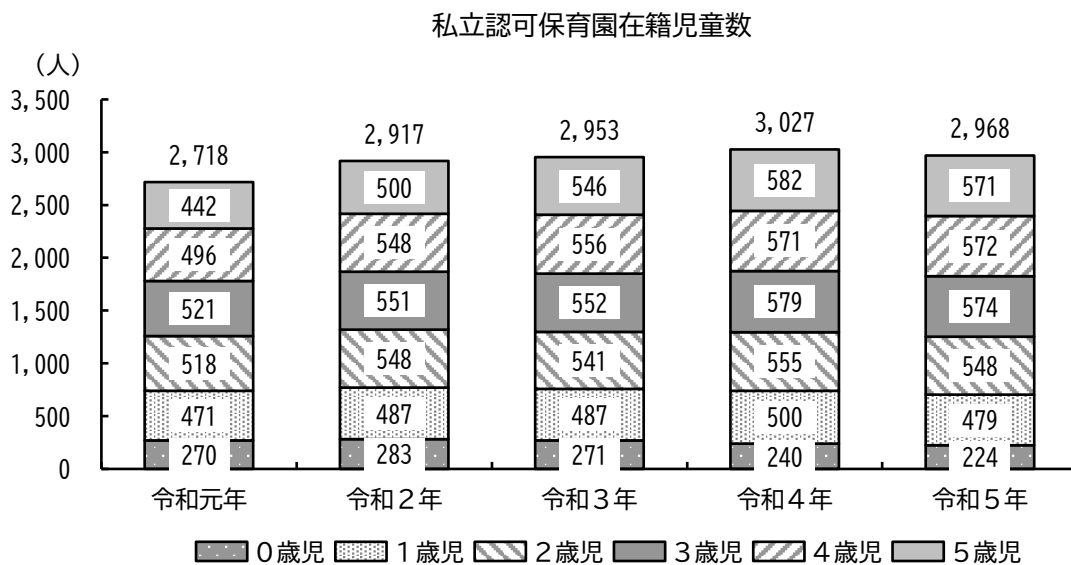
① 認可保育園在籍児童数

※日野市内の認可保育園のみ（受託児含む）

市の認可保育園在籍児童数をみると、市立の合計在籍児童数は年々減少し令和5年（2023年）は857人となっています。私立の合計在籍児童数は増加傾向にあり、令和5年（2023年）は2,968人となっています。



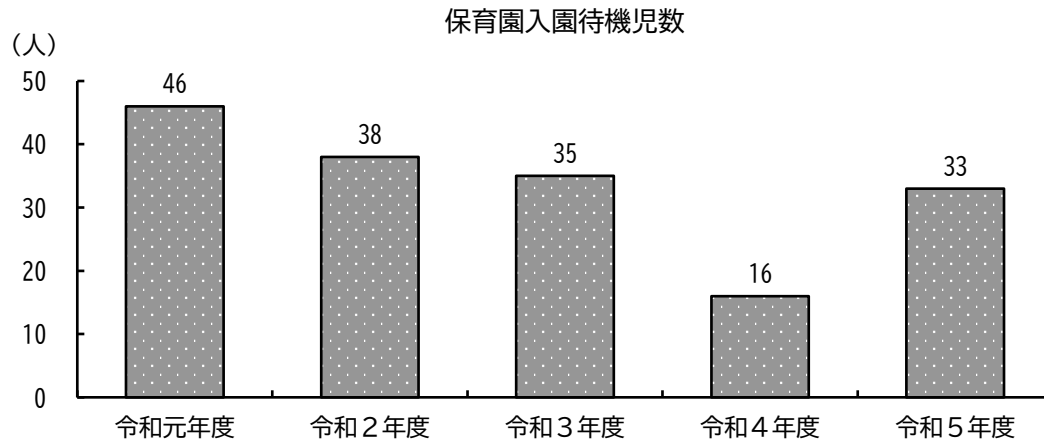
資料：日野市 事務報告（各年4月1日時点）



資料：日野市 事務報告（各年4月1日時点）

② 保育園入園待機児数

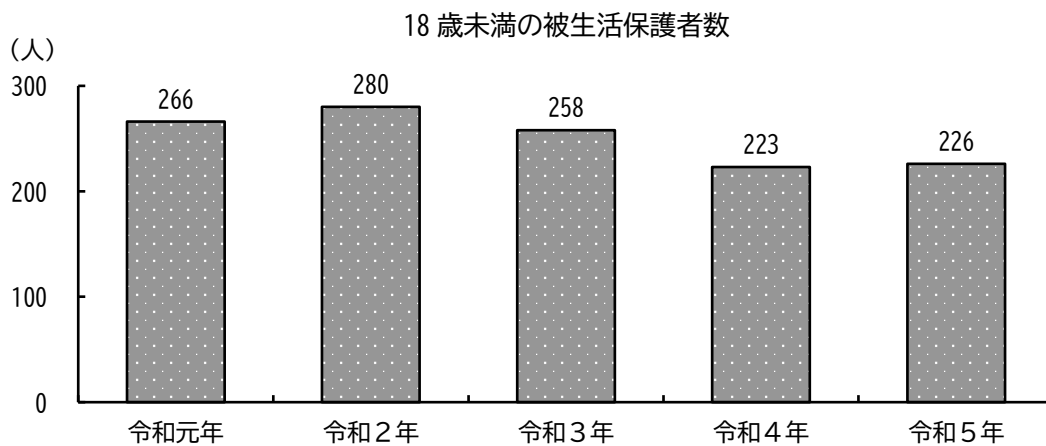
市における待機児童数をみると、令和4年度(2022年度)まで減少していましたが、令和5年度(2023年度)で33人と増加しています。



資料：日野市 事務報告

③ 18歳未満の被生活保護者数

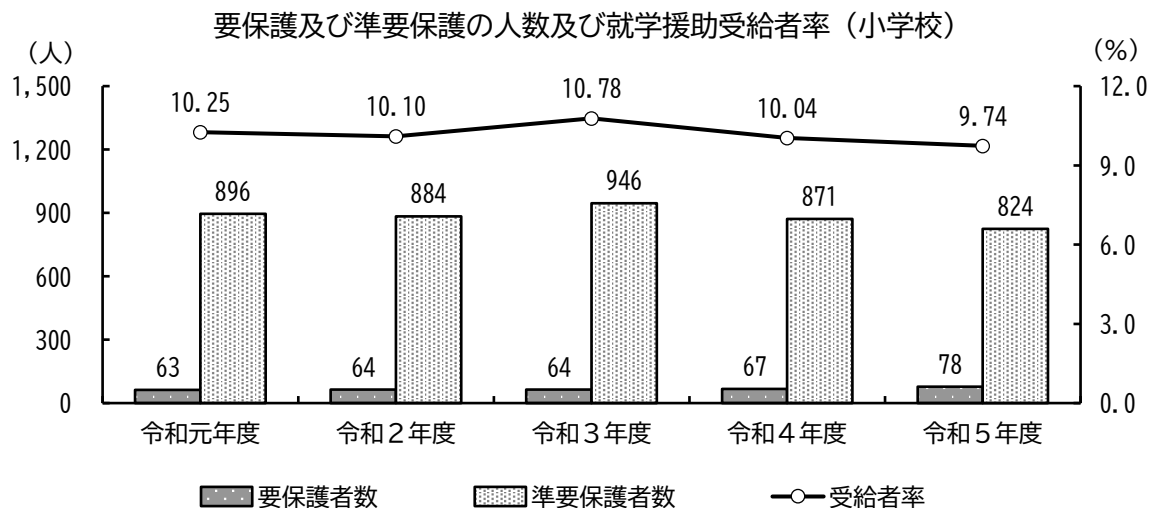
市の18歳未満の被生活保護者数は増減を繰り返しており、令和5年(2023年)に226人となっています。



資料：日野市生活福祉課（各年4月1日時点）

④ 要保護及び準要保護¹の人数及び就学援助受給者率（小学校）

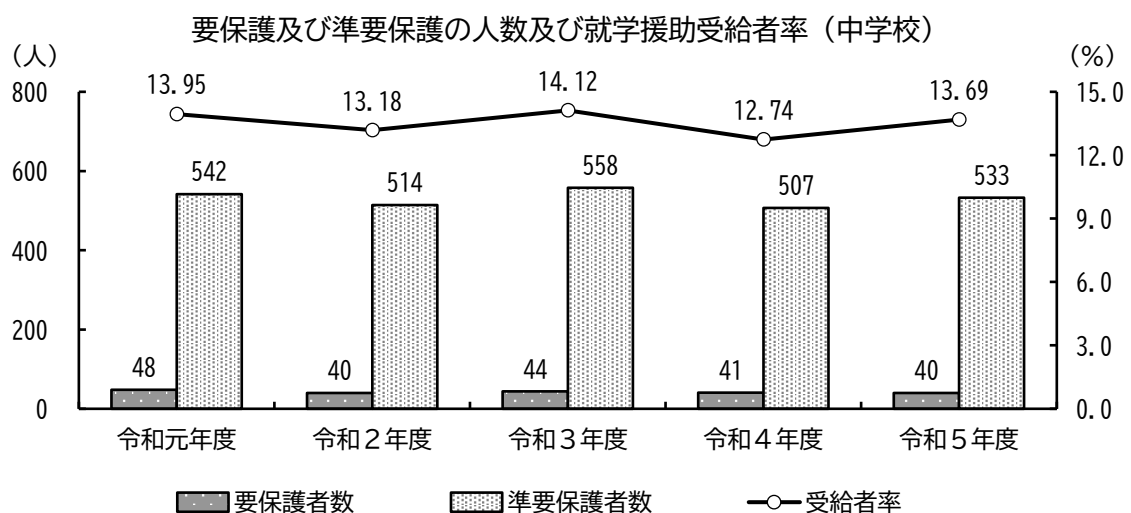
市の小学校における準要保護の人数及び就学援助受給者率は減少傾向で、要保護の人数は増加しています。令和5年度(2023年度)で要保護者数が78人、準要保護者数が824人となっています。



資料：日野市庶務課

⑤ 要保護及び準要保護の人数及び就学援助受給者率（中学校）

市の中学校における要保護及び準要保護の人数及び就学援助受給者率は増減を繰り返しており、令和5年度(2023年度)で要保護者数が40人、準要保護者数が533人となっています。

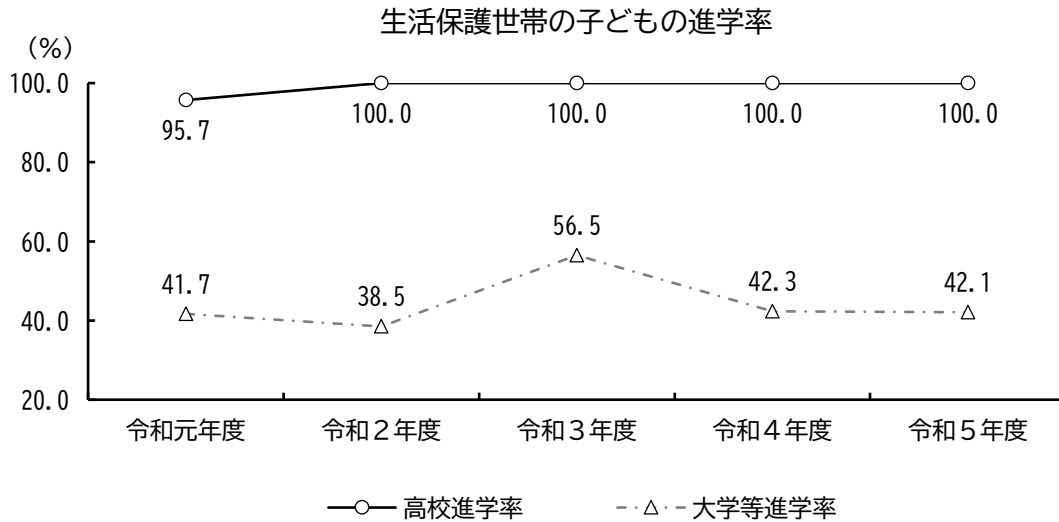


資料：日野市庶務課

¹ 要保護の人：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、準要保護の人：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

⑥ 生活保護世帯の子どもの進学率

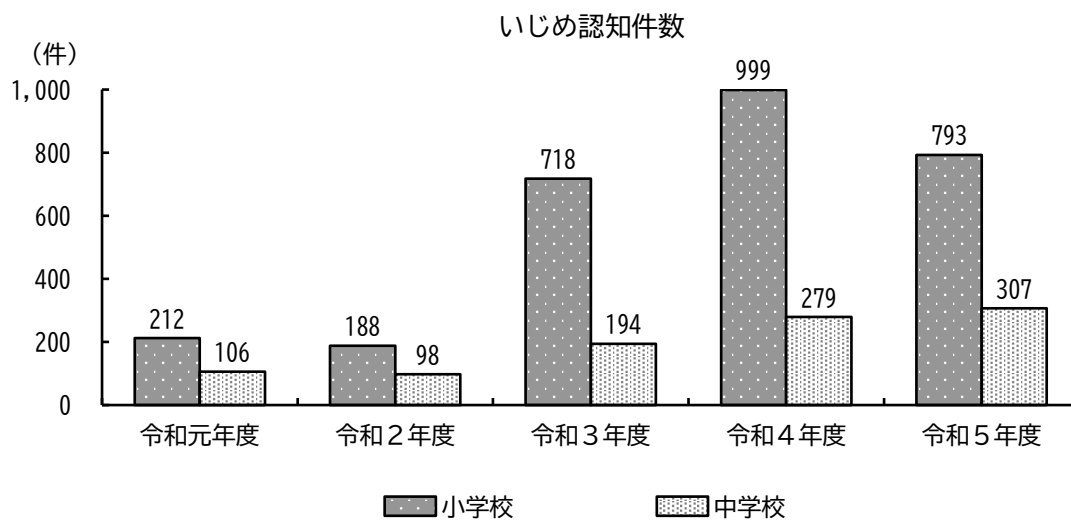
市の生活保護世帯の高校進学率は令和2年度(2020年度)以降100.0%で推移しています。生活保護世帯の大学等進学率は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度(2023年度)で42.1%となっています。



資料：日野市生活福祉課

⑦ いじめ認知件数

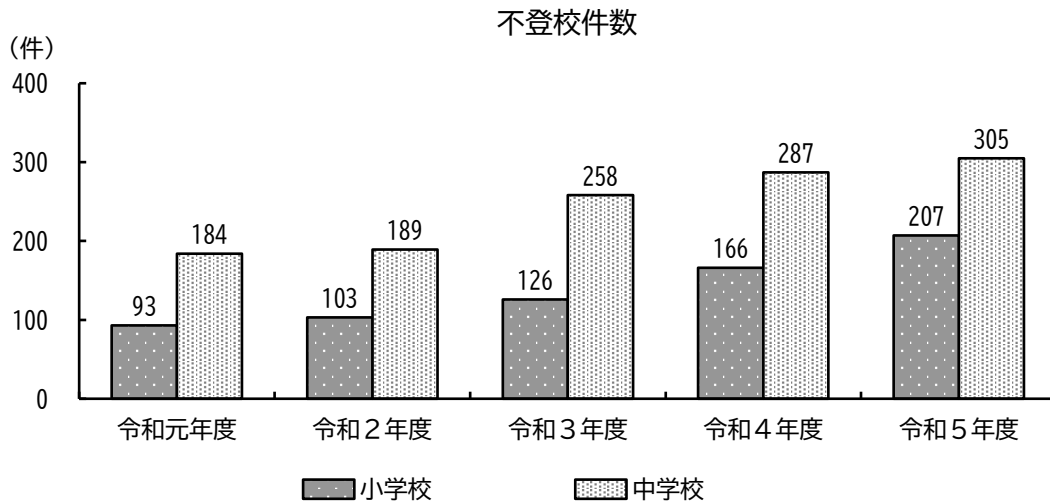
市のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、令和5年度(2023年度)で小学校が793件、中学校が307件となっています。



資料：日野市教育指導課

⑧ 不登校件数

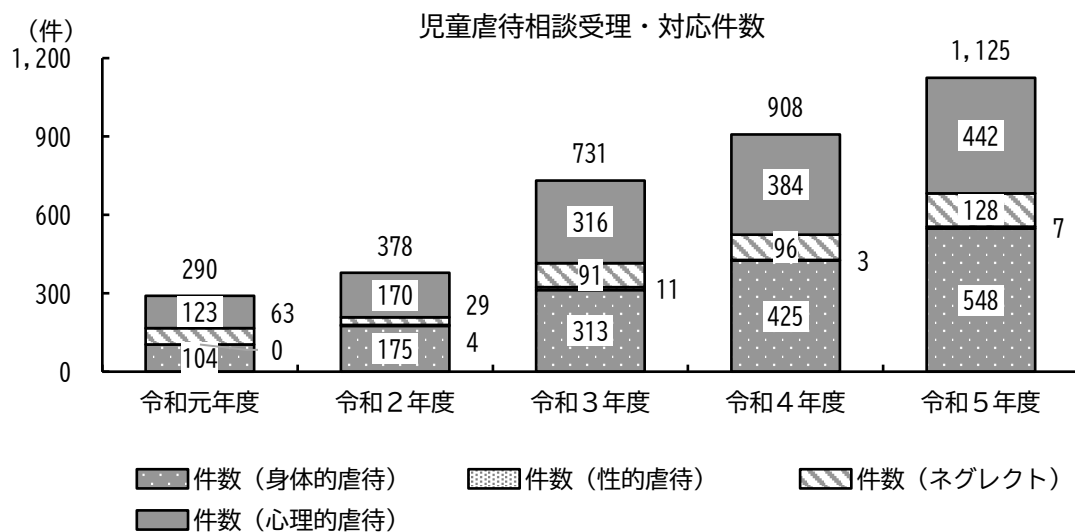
市の不登校件数は年々増加しており、令和5年度(2023年度)で小学生が207件、中学生は305件となっています。



資料：日野市教育指導課

⑨ 児童虐待相談受理・対応件数

市の児童虐待相談受理・対応件数は年々増加しており、令和5年度(2023年度)に1,125件となっています。令和元年度(2019年度)と比較し、特に身体的虐待の件数が大きく増加しています。



資料：日野市子ども家庭支援センター

2 アンケート調査結果等からみえる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

次期子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで）を策定するにあたって、市民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聴き、計画策定を進める上で調査結果を基礎資料として活用するために調査を実施する。

② 調査対象

就学前児童保護者／小学校児童保護者／小学5年生／中学2年生／高校2年生相当／18歳から39歳までの若者／子育て関連事業者・団体／市内の企業

③ 調査期間

令和6年（2024年）1月9日から2月16日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収、webによる調査

小学5年生、中学2年生については、学校を通じて配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,568 通	653 通	43.5%
小学校児童保護者	1,265 通	560 通	44.3%
小学5年生	1,549 通	1,499 通	96.8%
中学2年生	1,422 通	1,348 通	94.8%
高校2年生相当	1,036 通	279 通	26.9%
18歳から39歳までの若者	1,087 通	271 通	24.9%
子育て関連事業者・団体	78 通	36 通	46.2%
市内の企業	100 通	27 通	27.0%

※アンケート調査は主な結果のみ掲載しています。詳細な調査結果は、日野市ホームページに掲載しています。

(2) 就学前児童保護者の調査結果

① 子育ての不安や悩みの有無

「少しある」の割合が69.2%と最も高く、次いで「すごくある」の割合が15.9%、「ほとんどない」の割合が14.1%となっています。

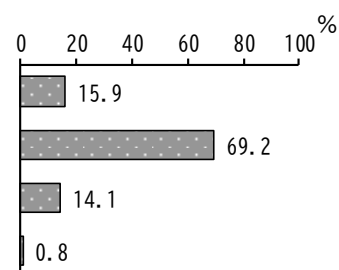
回答者数 = 653

すごくある

少しある

ほとんどない

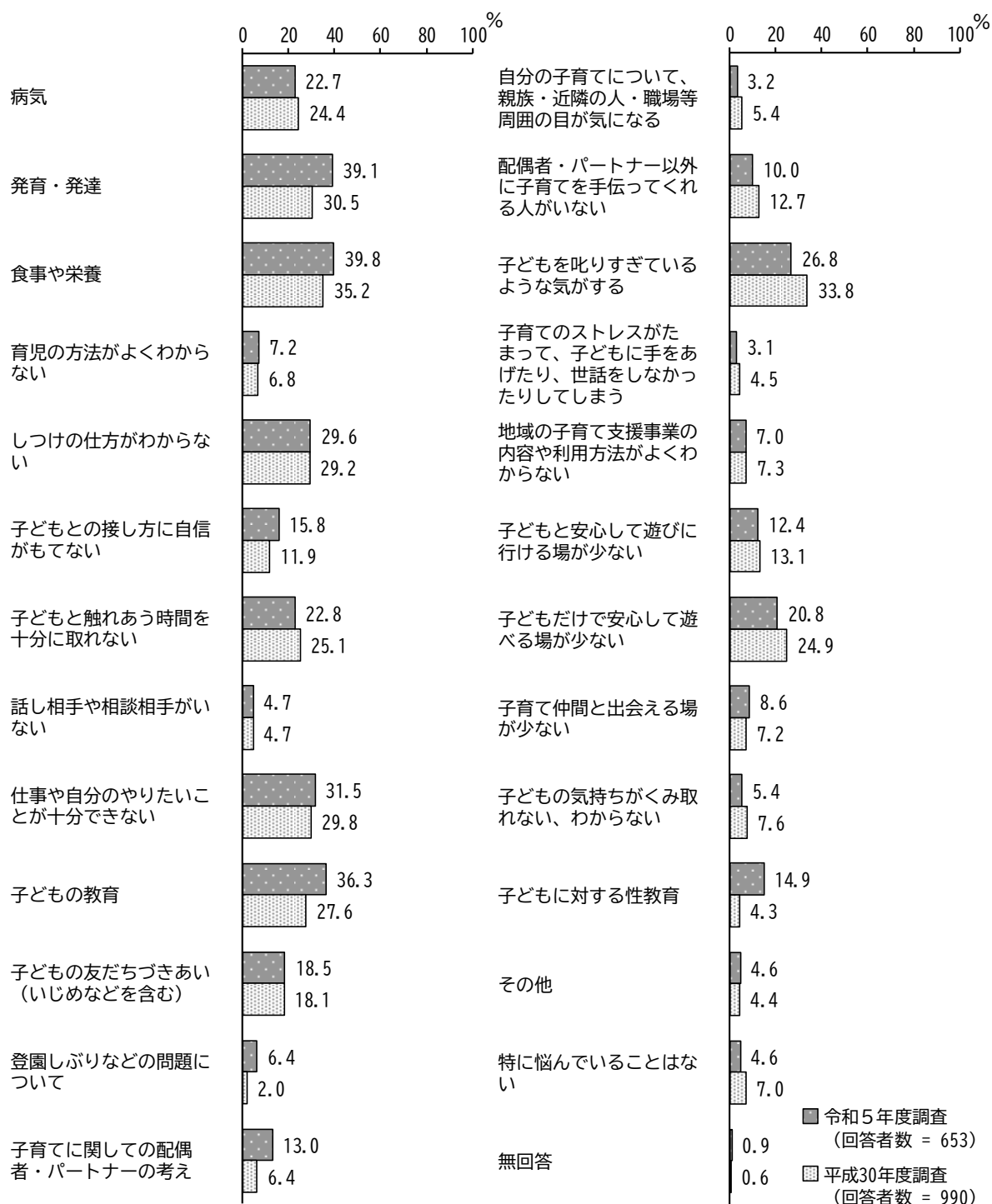
無回答



② 子育てに関して日常悩んでいること、または、気になること

「食事や栄養」の割合が39.8%と最も高く、次いで「発育・発達」の割合が39.1%、「子どもの教育」の割合が36.3%となっています。

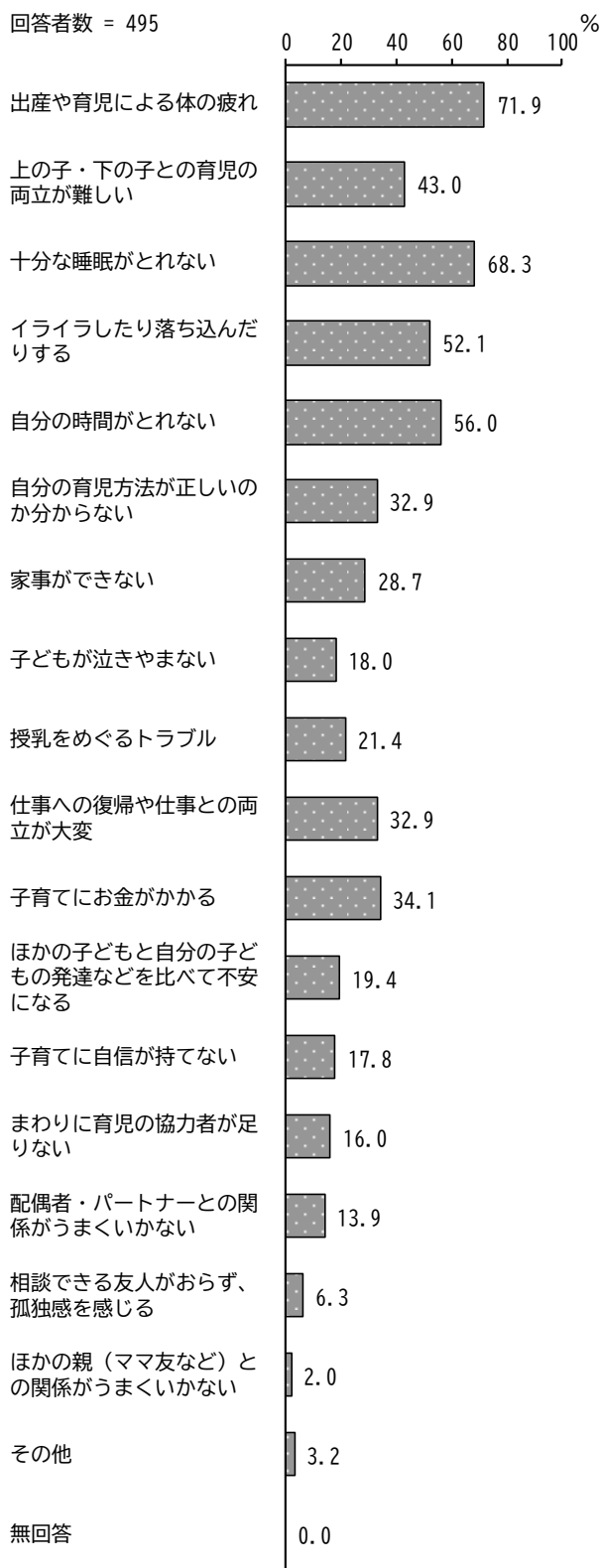
平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「発育・発達」「子どもの教育」「子育てについての配偶者・パートナーの考え」「子どもに対する性教育」の割合が増加しています。一方、「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が減少しています。



③ 産後に不安や負担を感じた内容

「出産や育児による体の疲れ」の割合が71.9%と最も高く、次いで「十分な睡眠がとれない」の割合が68.3%、「自分の時間がとれない」の割合が56.0%となっています。

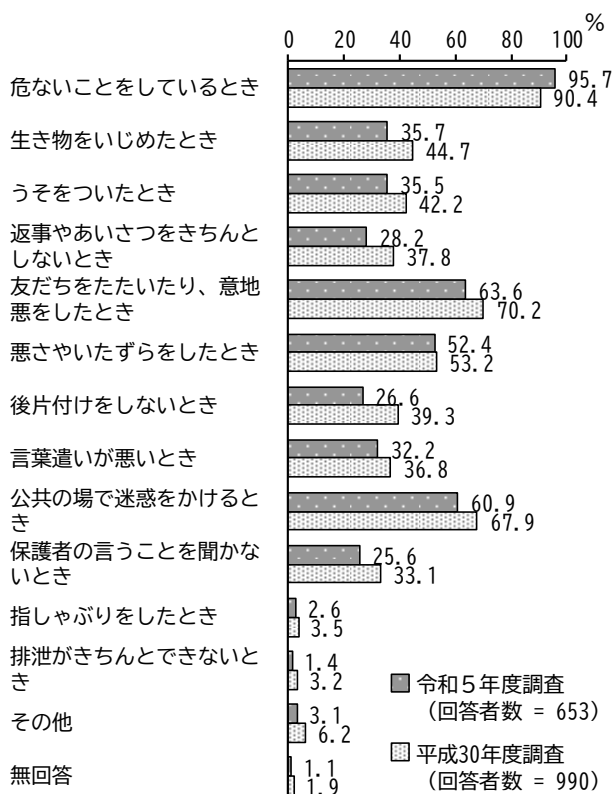
回答者数 = 495



④ 家庭で子どもを叱るとき

「危ないことをしているとき」の割合が95.7%と最も高く、次いで「友だちをたたいたり、意地悪をしたとき」の割合が63.6%、「公共の場で迷惑をかけるとき」の割合が60.9%となっています。

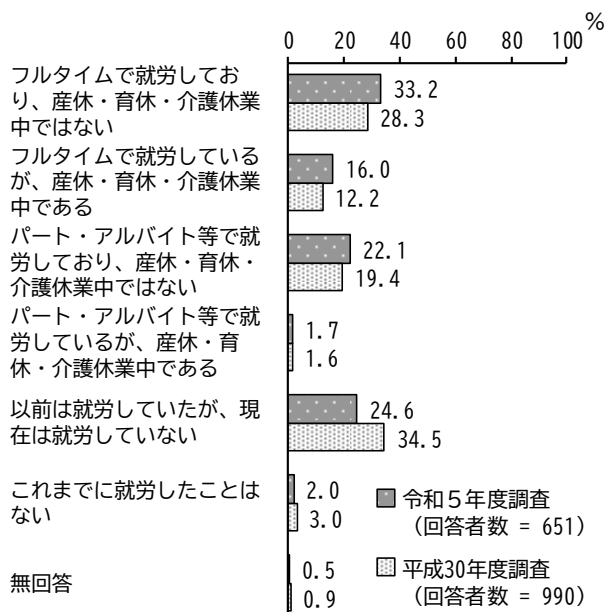
平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「危ないことをしているとき」の割合が増加しています。一方、「生き物をいじめたとき」「うそをついたとき」「返事やあいさつをきちんとしないとき」「友だちをたたいたり、意地悪をしたとき」「後片付けをしないとき」「公共の場で迷惑をかけるとき」「保護者の言うことを聞かないとき」の割合が減少しています。



⑤ 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が33.2%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.6%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.1%となっています。

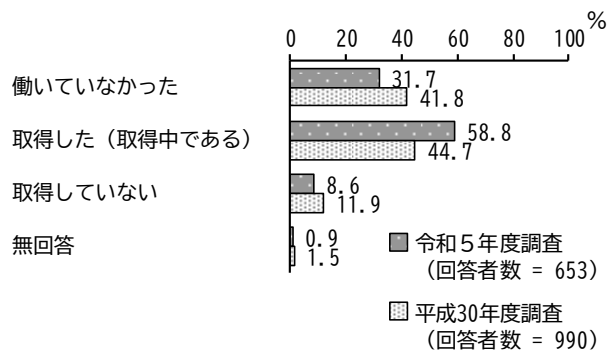
平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



⑥ 母親の育児休業制度の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が58.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が31.7%となっています。

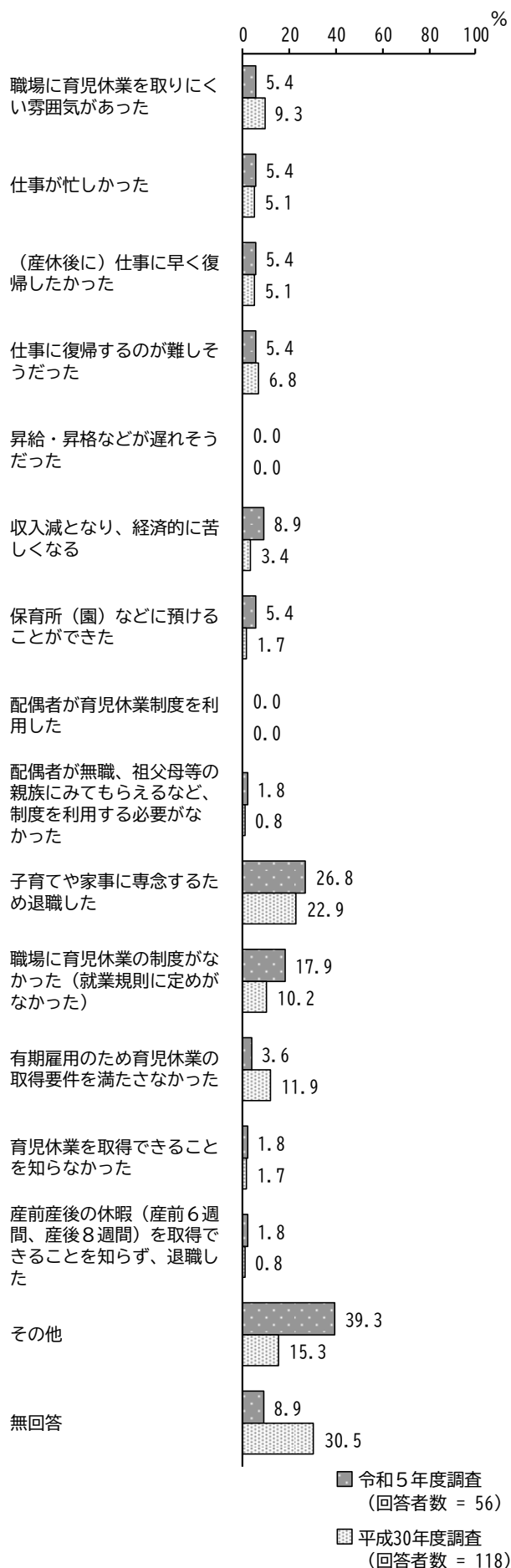
平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



⑦ 母親の育児休業制度を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が26.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.9%となっています。

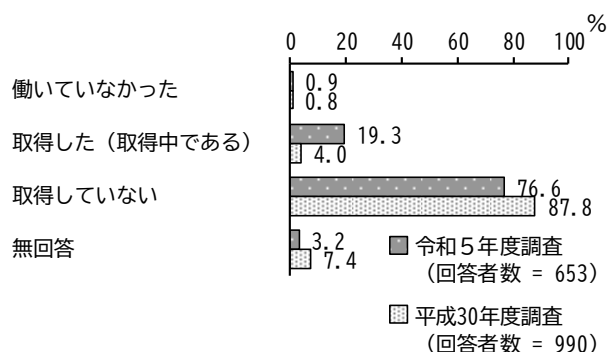
平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が増加しています。一方、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が減少しています。



⑧ 父親の育児休業制度の取得状況

「取得していない」の割合が76.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が19.3%となっています。

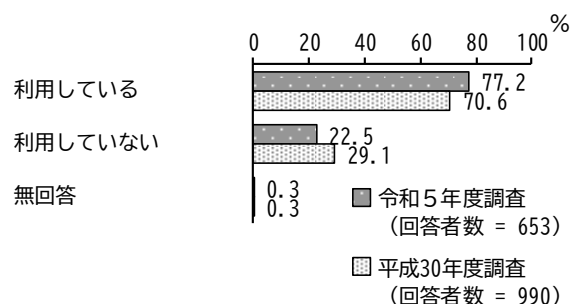
平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



⑨ 定期的な教育・保育事業の利用状況

「利用している」の割合が77.2%、「利用していない」の割合が22.5%となっています。

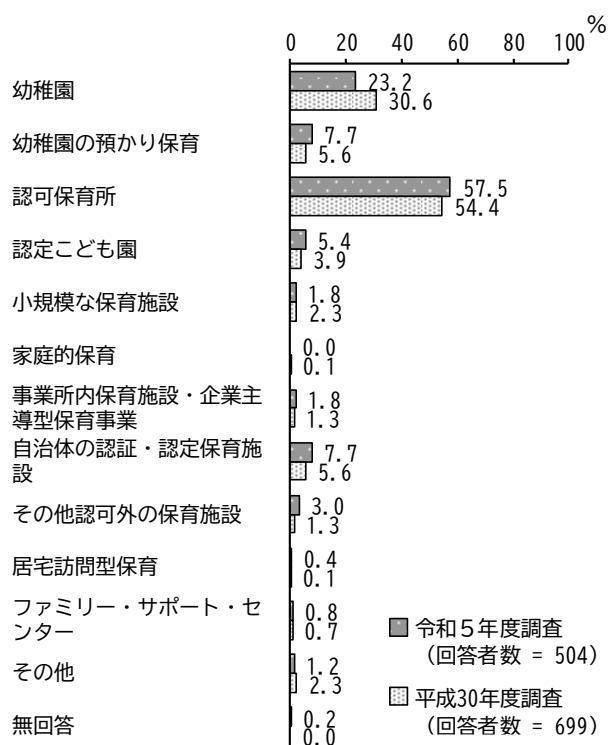
平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



⑩ 平日に利用している事業

「認可保育所」の割合が57.5%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が23.2%となっています。

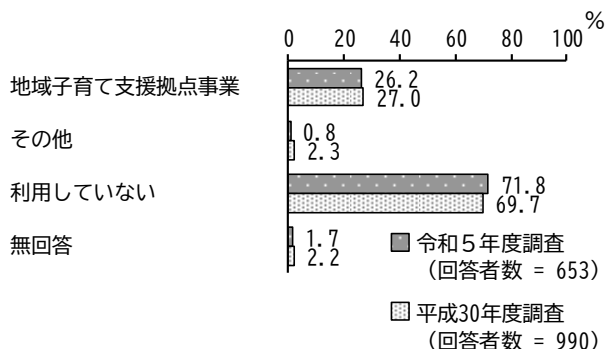
平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。



⑪ 地域子育て支援事業（子育てひろば）の利用状況

「地域子育て支援拠点事業」の割合が26.2%、「利用していない」の割合が71.8%となっています。

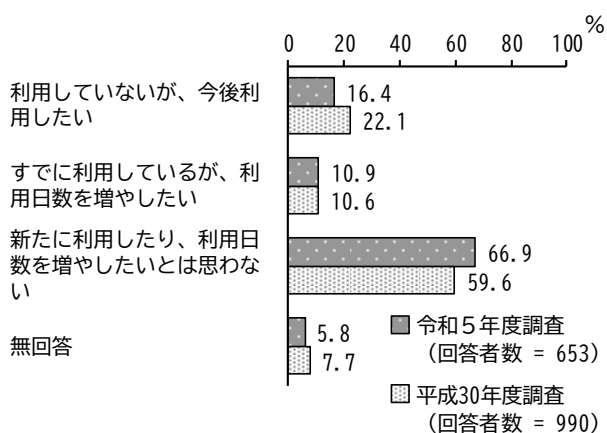
平成30年度(2018年度)調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑫ 地域子育て支援事業（子育てひろば）の今後の利用意向

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が66.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.4%、「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」の割合が10.9%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。一方、「利用していないが、今後利用したい」の割合が減少しています。

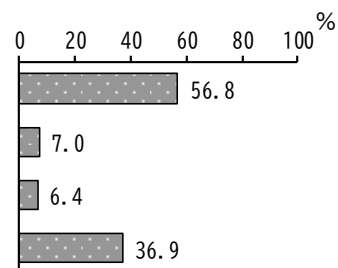


⑬ 子育てサークルの認知度・利用状況・利用意向

「知っている」の割合が56.8%と最も高くなっています。

回答者数 = 653

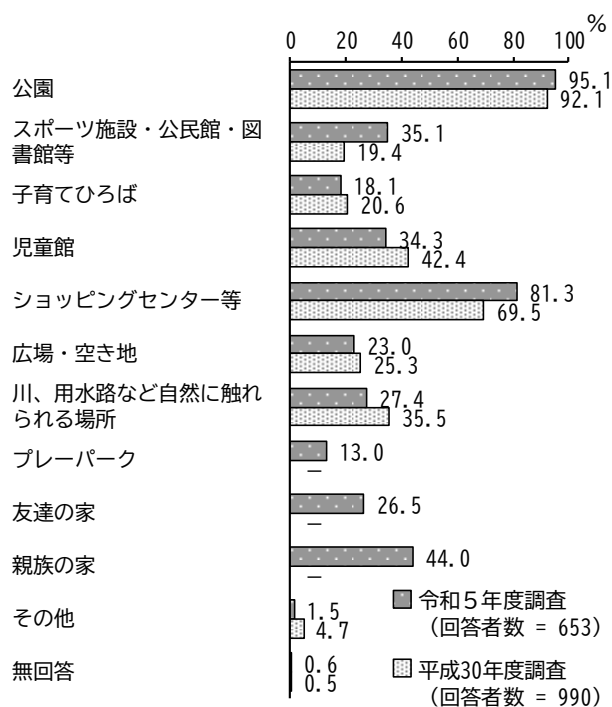
知っている
これまでに利用したことがある
今後利用したい
無回答



⑭ 普段遊びに行っている場所

「公園」の割合が95.1%と最も高く、次いで「ショッピングセンター等」の割合が81.3%、「親族の家」の割合が44.0%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「スポーツ施設・公民館・図書館等」「ショッピングセンター等」の割合が増加しています。一方、「児童館」「川、用水路など自然に触れられる場所」の割合が減少しています。

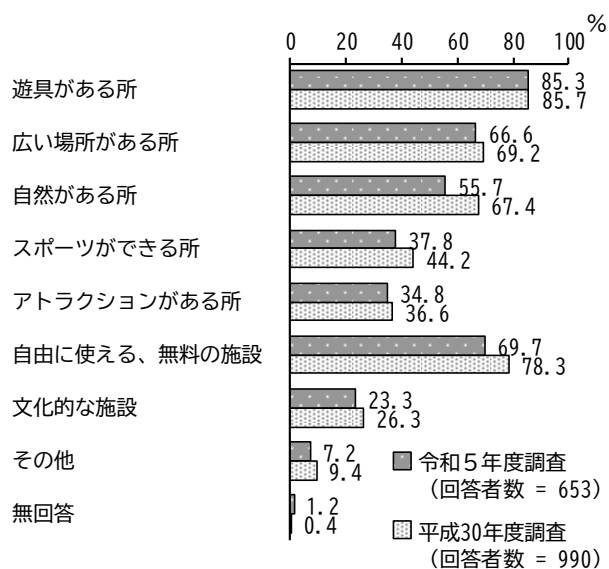


※「プレーパーク」「友達の家」「親族の家」は今回の調査で新しく追加しました。

⑮ どのような遊び場が欲しいか

「遊具がある所」の割合が85.3%と最も高く、次いで「自由に使える、無料の施設」の割合が69.7%、「広い場所がある所」の割合が66.6%となっています。

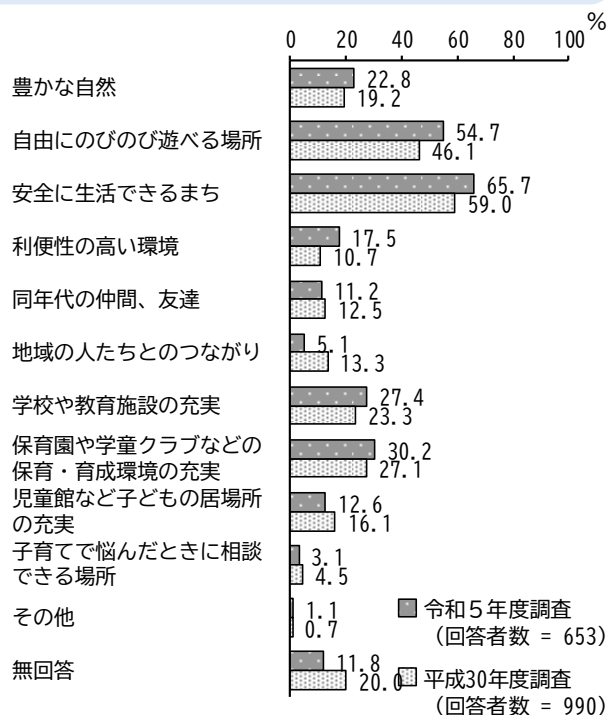
平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「自然がある所」「スポーツができる所」「自由に使える、無料の施設」の割合が増加しています。



⑩ 子どもを育てる環境として重視すること

「安全に生活できるまち」の割合が65.7%と最も高く、次いで「自由にのびのび遊べる場所」の割合が54.7%、「保育園や学童クラブなどの保育・育成環境の充実」の割合が30.2%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「自由にのびのび遊べる場所」「安全に生活できるまち」「利便性の高い環境」の割合が増加しています。一方、「地域の人たちとのつながり」の割合が減少しています。

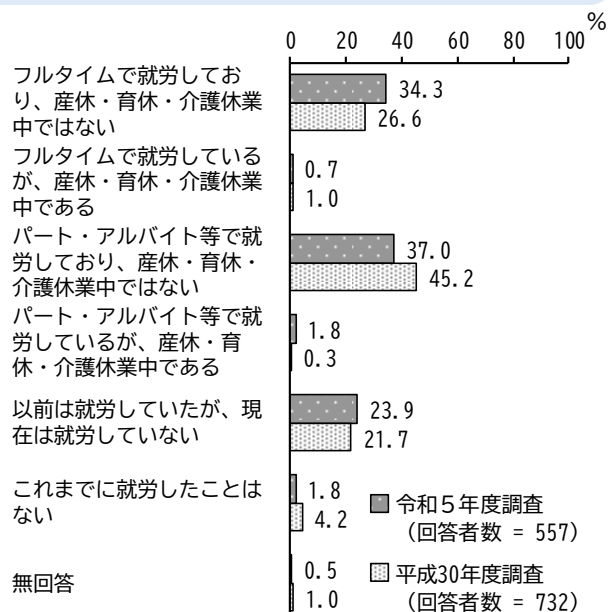


(3) 小学校児童保護者の調査結果

① 母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

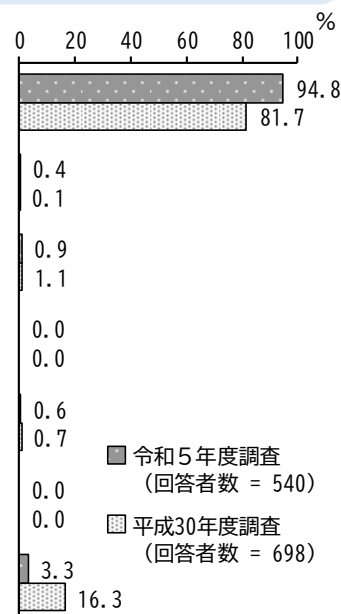


② 父親の就労状況

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が94.8%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である
以前は就労していたが、現在は就労していない
これまでに就労したことはない
無回答

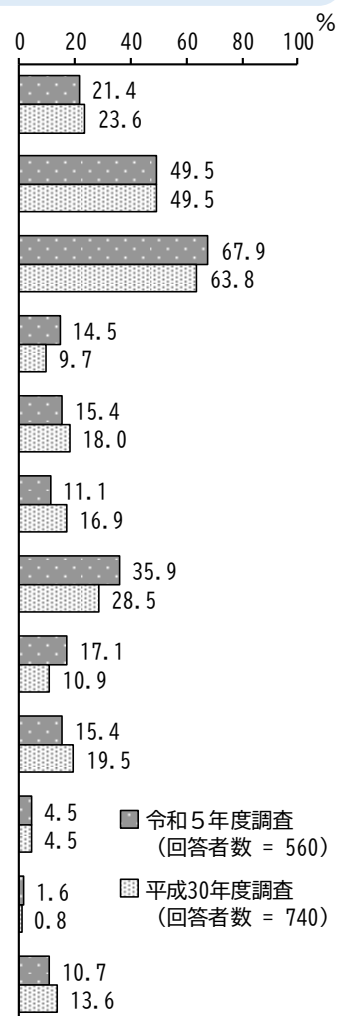


③ 子どもを育てる環境として重視すること

「安全に生活できるまち」の割合が67.9%と最も高く、次いで「自由にのびのび遊べる場所」の割合が49.5%、「学校や教育施設の充実」の割合が35.9%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「学校や教育施設の充実」、「保育園や学童クラブなどの保育・育成環境が充実している」の割合が増加しています。一方、「地域の人たちとのつながり、温かい人情」の割合が減少しています。

豊かな自然
自由にのびのび遊べる場所
安全に生活できるまち
利便性の高い環境
同年代の仲間、友達
地域の人たちとのつながり、温かい人情
学校や教育施設の充実
保育園や学童クラブなどの保育・育成環境が充実している
児童館など子どもの居場所が充実している
子育てで親として悩んだときに相談できる場所があること
その他
無回答



(4) 中学2年生の調査結果

① 自分には良いところがあると思う

「そう思う」の割合が37.4%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が36.6%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が11.6%となっています。

回答者数 = 1,348

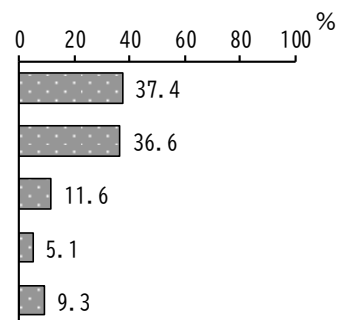
そう思う

どちらかといえばそう思う

どちらかといえばそう思わない

そう思わない

無回答



② 日野市子ども条例の認知度

「名前も内容も知らない」の割合が61.1%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が28.3%となっています。

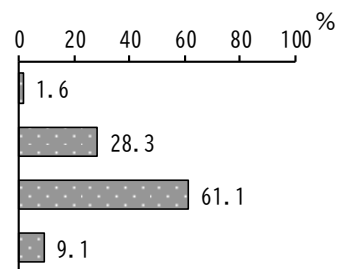
回答者数 = 1,348

名前も内容も知っている

名前は知っている

名前も内容も知らない

無回答



(5) 高校2年生相当の調査結果

① 自分には良いところがあると思う

「そう思う」の割合が55.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が29.0%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が11.8%となっています。

回答者数 = 279

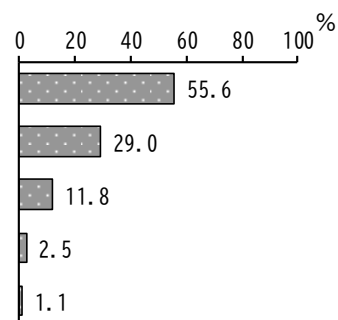
そう思う

どちらかといえばそう思う

どちらかといえばそう思わない

そう思わない

無回答

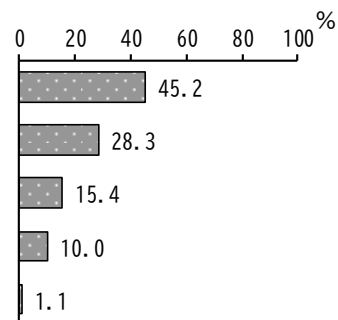


② 自分には将来の夢や目標がある

「そう思う」の割合が45.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が28.3%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が15.4%となっています。

回答者数 = 279

そう思う
どちらかといえばそう思う
どちらかといえばそう思わない
そう思わない
無回答

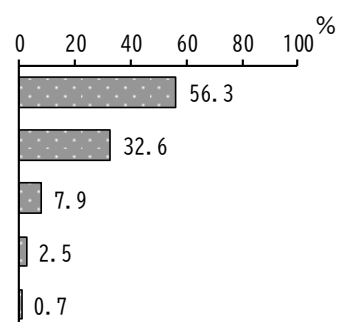


③ 頑張れば良いことがある

「そう思う」の割合が56.3%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が32.6%となっています。

回答者数 = 279

そう思う
どちらかといえばそう思う
どちらかといえばそう思わない
そう思わない
無回答

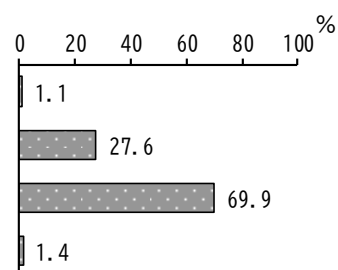


④ 日野市子ども条例の認知度

「名前も内容も知らない」の割合が69.9%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が27.6%となっています。

回答者数 = 279

名前も内容も知っている
名前は知っている
名前も内容も知らない
無回答



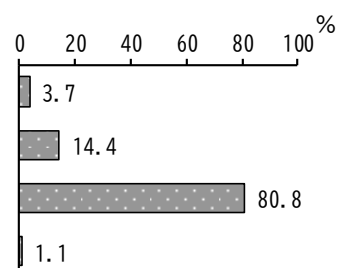
(6) 18歳から39歳までの若者の調査結果

① 日野市子ども条例の認知度

「名前も内容も知らない」の割合が80.8%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が14.4%となっています。

回答者数 = 271

名前も内容も知っている
名前は知っている
名前も内容も知らない
無回答

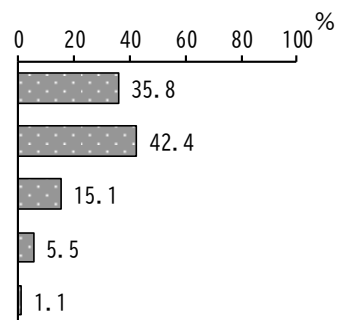


② 自分の将来に希望を持っているか

「どちらかといえば希望がある」の割合が42.4%と最も高く、次いで「希望がある」の割合が35.8%、「どちらかといえば希望がない」の割合が15.1%となっています。

回答者数 = 271

希望がある
どちらかといえば希望がある
どちらかといえば希望がない
希望がない
無回答

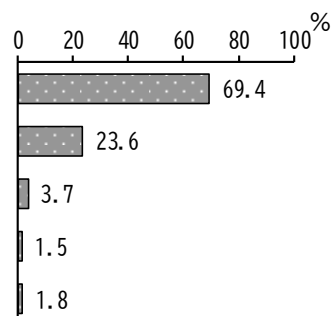


③ 自分の家族から大切にされていると思うか

「あてはまる」の割合が69.4%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまる」の割合が23.6%となっています。

回答者数 = 271

あてはまる
どちらかといえばあてはまる
どちらかといえばあてはまらない
あてはまらない
無回答

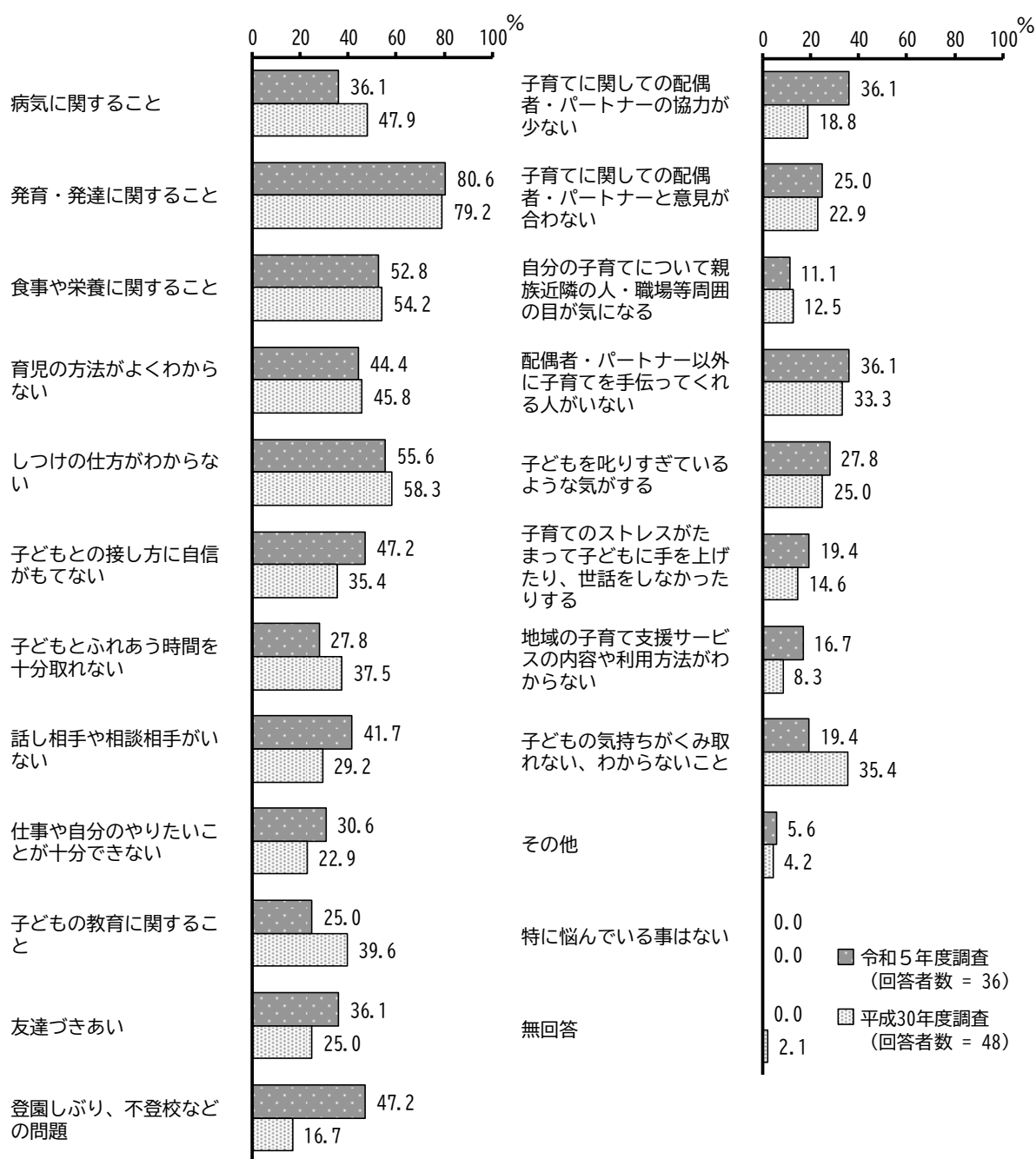


(7) 子育て関連事業者・団体の調査結果

① 親が子育てに関して抱えている悩みや問題

「発育・発達に関すること」の割合が80.6%と最も高く、次いで「しつけの仕方がわからない」の割合が55.6%、「食事や栄養に関すること」の割合が52.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもとの接し方に自信がもてない」「話し相手や相談相手がいらない」「仕事や自分のやりたいことが十分できない」「友達づきあい」「登園しぶり、不登校などの問題」「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない」「地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからない」の割合が増加しています。一方、「病気に関すること」「子どもとふれあう時間を十分取れない」「子どもの教育に関すること」「子どもの気持ちがかみ取れない、わからないこと」の割合が減少しています。



② 相談内容や支援対象者の傾向について感じること

「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が47.2%と最も高く、次いで「分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている」の割合が41.7%、「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」の割合が38.9%となっています。

回答者数 = 36

既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている

分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている

対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている

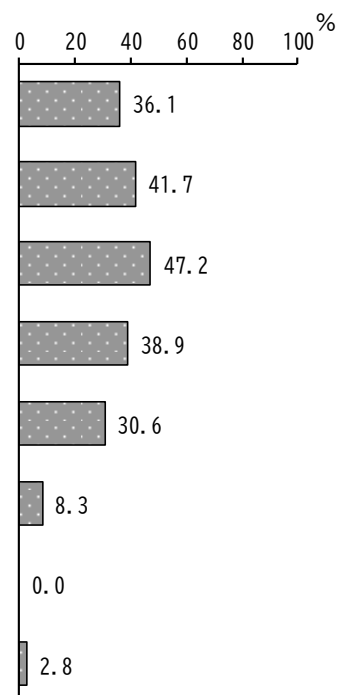
地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている

相談や支援を拒否する個人や世帯が増えている

特に変化は感じない

その他

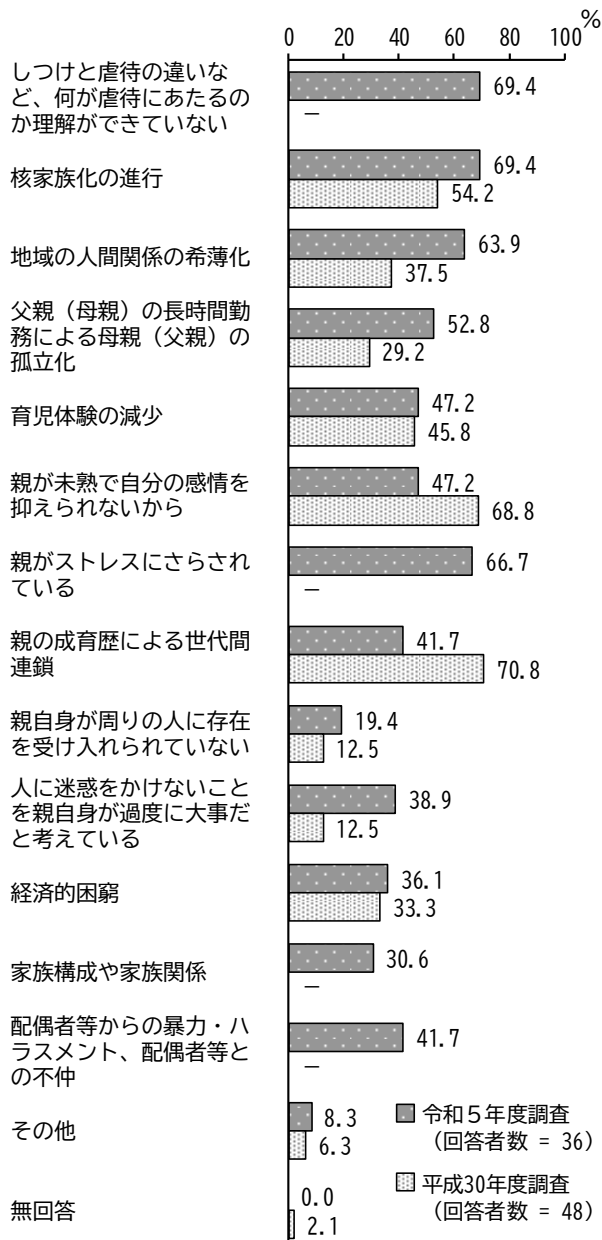
無回答



③ 児童虐待の背景・原因・要因は何だと思うか

「しつけと虐待の違いなど、何が虐待にあたるのか理解ができていない」、「核家族化の進行」の割合が69.4%と最も高く、次いで「親がストレスにさらされている」の割合が66.7%となっています。

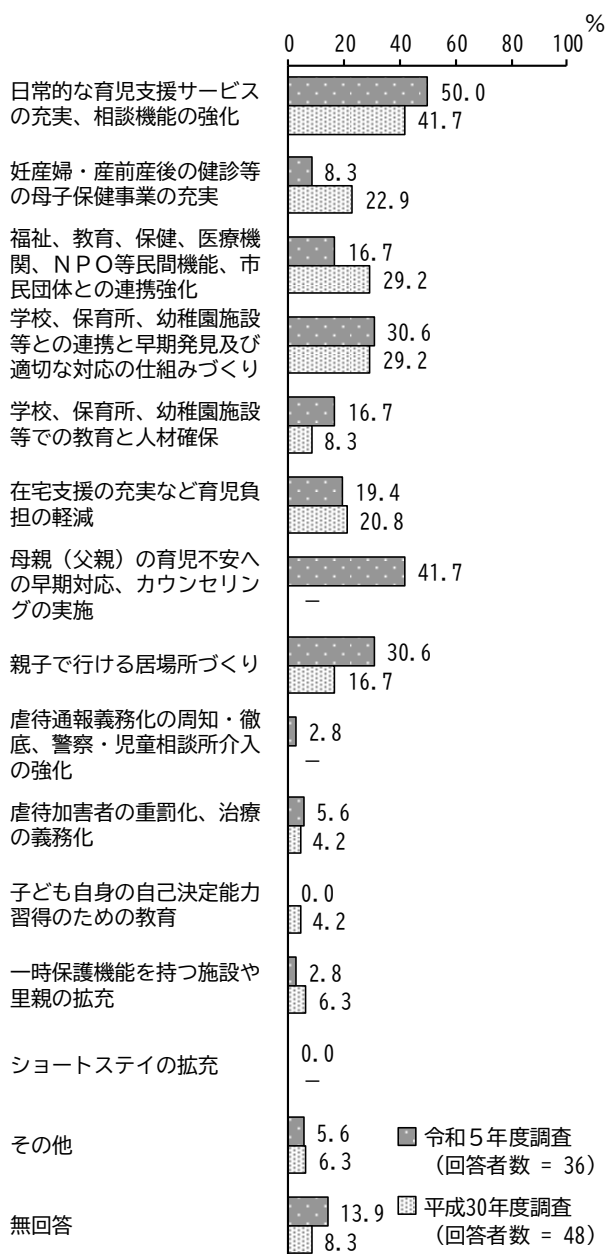
平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「核家族化の進行」「地域の人間関係の希薄化」「父親(母親)の長時間勤務による母親(父親)の孤立化」「親自身が周りの人に存在を受け入れられていない」「人に迷惑をかけないことを親自身が過度に大事だと考えている」の割合が増加しています。一方、「親が未熟で自分の感情を抑えられないから」「親の成育歴による世代間連鎖」の割合が減少しています。



④ 児童虐待を防止するために必要だと思う取組

「日常的な育児支援サービスの充実、相談機能の強化」の割合が50.0%と最も高く、次いで「母親（父親）の育児不安への早期対応、カウンセリングの実施」の割合が41.7%、「学校、保育所、幼稚園施設等との連携と早期発見及び適切な対応の仕組みづくり」、「親子で行ける居場所づくり」の割合が30.6%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「日常的な育児支援サービスの充実、相談機能の強化」「学校、保育所、幼稚園施設等での教育と人材確保」「親子で行ける居場所づくり」の割合が増加しています。一方、「妊産婦・産前産後の健診等の母子保健事業の充実」「福祉、教育、保健、医療機関、NPO等民間機能、市民団体との連携強化」の割合が減少しています。

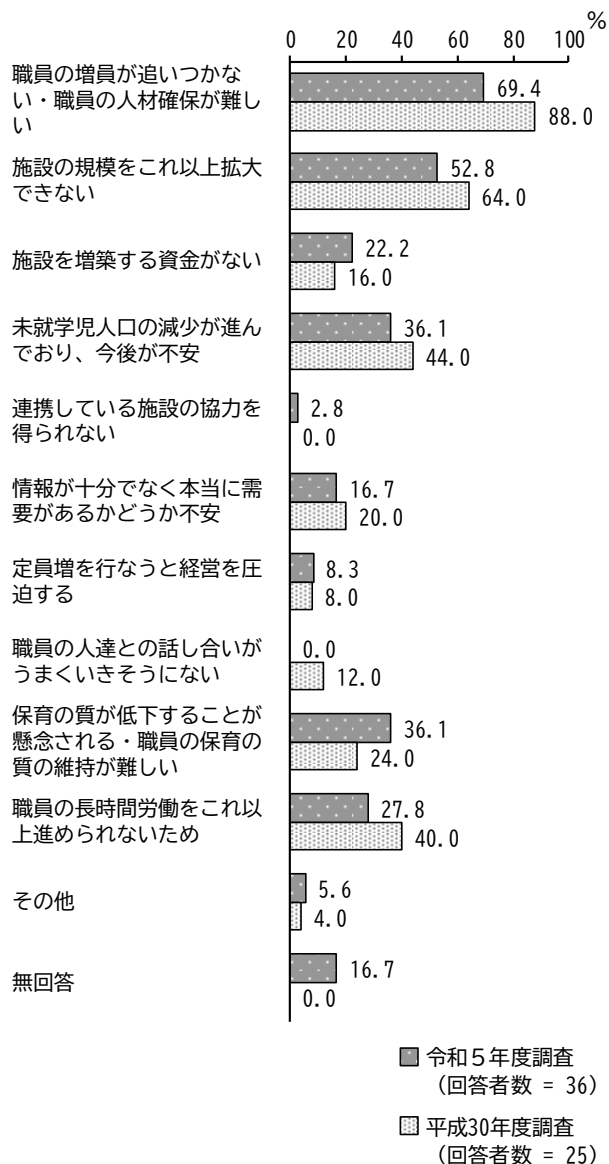


※「ショートステイの拡充」「母親（父親）の育児不安への早期対応、カウンセリングの実施」「虐待通報義務化の周知・徹底、警察・児童相談所介入の強化」は今回の調査で新しく追加しました。

⑤ 保育所の入所・利用定員を増やす場合、課題となる要素

「職員の増員が追いつかない・職員の
人材確保が難しい」の割合が69.4%と最
も高く、次いで「施設の規模をこれ以上
拡大できない」の割合が52.8%、「未就学
児人口の減少が進んでおり、今後が不安」、
「保育の質が低下することが懸念され
る・職員の保育の質の維持が難しい」の
割合が36.1%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較する
と、「施設を増築する資金がない」「保育
の質が低下することが懸念される・職員
の保育の質の維持が難しい」の割合が増
加しています。一方、「職員の増員が追いつ
かない・職員の確保が難しい」「施設
の規模をこれ以上拡大できない」「未就
学児人口の減少が進んでおり、今後が不
安」「職員の人達との話し合いがうまくい
きそうにない」「職員の長時間労働をこれ
以上進められないため」の割合が減少し
ています。

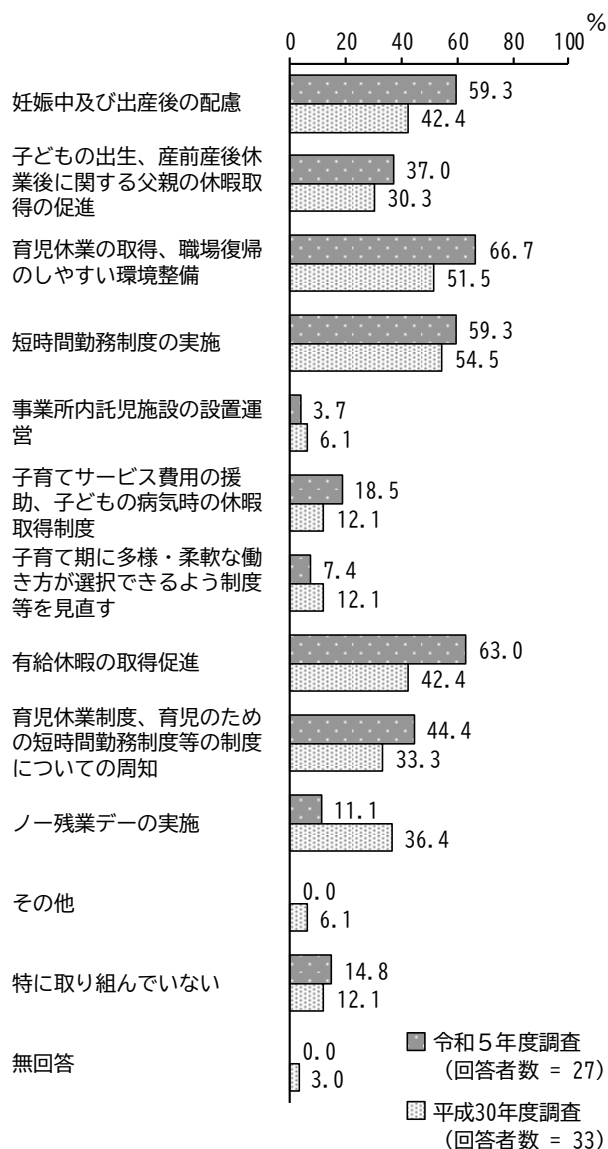


(8) 市内の企業の調査結果

① 子育て世代が働きやすい職場作りのために、現在取り組んでいること

「育児休業の取得、職場復帰のしやすい環境整備」の割合が66.7%と最も高く、次いで「有給休暇の取得促進」の割合が63.0%、「妊娠中及び出産後の配慮」、「短時間勤務制度の実施」の割合が59.3%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「妊娠中及び出産後の配慮」「子どもの出生、産前産後休業後に関する父親の休暇取得の促進」「育児休業の取得、職場復帰のしやすい環境整備」「子育てサービス費用の援助、子どもの病気時の休暇取得制度」「有給休暇の取得促進」「育児休業制度、育児のための短時間勤務制度等の制度についての周知」の割合が増加しています。一方、「ノー残業デーの実施」の割合が減少しています。



3 子ども・若者へのインタビュー結果から見える現状

(1) アウトリーチ型インタビューの実施

こども家庭庁で作成した居場所の分類で、特定のニーズを持つこども・若者を主な対象とする居場所にあたる子どもの生活・学習支援の場「ほっとも」とフリースペース「たけのこ」でアウトリーチ型インタビューを実施した。

■テーマ

- ①友達（自分）の良いところは？
- ②大人に自分の意見を言うのは難しい？
- ③どこにいる時が楽しい？どういう場所があるといい？
どのような居場所が求められているか
- ④困ったとき・辛いときに誰に相談している？ 相談しやすいのは？
どのような相談窓口機能が求められているか

(2) インタビュー結果の総括

- ①友だちは自分にはない魅力があり、好感を持てるという回答があった。
- ②子どもが大人に意見を言うのは難しいという意見が多くあった。学校では聴く前から答えが決まっていることもあり、意見を聴かれても何も変わらないとの意見があった。トークルームでテーマを決めて話す時間でも、自分の意見が言えないことがあるとの意見もあった。
- ③自分の家や「ほっとも」、「たけのこ」と答えた子もいたほか、猫カフェ、漫画パーク、体育館、図書館など多岐にわたった。また、動画共有サービス（YouTube）を見たりゲームができたりする場所、中央公園の遊具も人気があった。子どもは自由に遊べる広い場所や好きな活動ができる環境を求めている。
- ④困った時や辛い時には、まず一人で考えて解決しようとする人が多い。親に相談することもあるが、親からは「気にしすぎ」と言われて簡単に終わってしまうことがある。学校の保健室で相談したり、友達や兄弟に話すこともあるが、相談しづらいと感じることもあって、布団や風呂場にこもることで気持ちを落ち着かせることもある。また、相談したいことがあってもこの人に相談していいのかと悩むことはあって、相談窓口があっても初対面の人・知らない人への相談はハードルが高く、たとえ専門家でないとしても、よく知っている人の方が相談しやすいという意見があった。

(3) インタビュー結果を踏まえて

- ・既成概念に囚われない子どもならではの自由な発想が多くあった。
- ・子どもは経験が少ないことを踏まえて、親や周りの大人たちがどうやって子どもの声に耳を傾けるのか、子どもに自由に話していいと安心感を与えることが大切である。

4 計画策定に向けた現状と課題

計画を策定するにあたり、これまで新！ひのっ子すくすくプラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）の取組と、令和5年度(2023年度)に行ったアンケート調査の結果等に基づき課題を整理しました。

（１）子どもの育ちと子育てについて

- 市では、多様な保育サービスや地域の子育て支援拠点の強化などの充実を図ってきました。アンケート調査では、フルタイム勤務の親が増加しており、保育所のニーズが高まっていますが、引き続き多様な保育サービスが利用されています。また、アンケート調査では、子どもの発育・発達、教育に関する不安や悩みが増えており、保育所等における特別な配慮が必要な子どもの支援の充実や小学校教育との連携強化など保育の質の向上が求められています。
- 地域の子育て支援拠点の利用についての潜在的なニーズも一定数あり、保護者同士の交流が重要です。
- 小学生の保護者はパート・アルバイトが多く、学童クラブの充実が求められています。
- 子育て支援では、相談・情報提供の充実が図られていますが、子育てサークルの活動は縮小傾向にあります。
- 保育サービスの充実や、ワーク・ライフ・バランスの取組強化による育児休業の取得が進んだことで、子育て世帯は様々なサービスが利用できるようになっていますが、支援できる親族や知人が減っているため、仕事と育児の両立に悩んでいます。
- 子どもが安心して遊べる環境整備も重要で、公園などの遊び場の整備が求められています。
- 保育・教育への経済的支援を求める声が挙がっています。

（２）切れ目のない支援について

- 市では、妊娠前・出産期からの切れ目のない支援を提供し、在宅の子育て世帯も含めたすべての子育て世帯を対象としています。アンケート調査によると、多くの親は子どもの声に耳を傾け、子育てに喜びを感じているものの、子育てに不安を感じており、特に食事や栄養、子どもの発育・発達に関する悩みが多いです。また、アンケート調査では、全世代に共通して、相談窓口を利用するための必要な条件として、相談しやすい雰囲気であること、相談する場所が近くにあること、相談内容に応じた専門員が配置されていることの割合が高くなっています。
- 産後の不安や負担を軽減するため、宿泊サービスや育児技術指導への需要が特に高く、保健・医療・福祉の支援体制を強化し、産後ケアやメンタルヘルス支援を充実させ、相談しやすい環境及びアクセスのしやすさが求められています。

- 児童虐待防止のため、地域住民の意識向上と関係機関の連携強化が求められます。また、経済的困難を抱える家庭への支援、不登校の子どもへの支援体制の整備も重要です。
- 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくりや、食育事業も必要です。子どもの心と体の健やかな成長を支えるため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を提供する体制の充実が求められます。
- 令和6年(2024年)5月に設置された子ども包括支援センター「みらいく」は、すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として、子育てひろばや中高生世代スペースを備え、今後の機能強化が期待されています。

(3) 地域共生について

- 市では、地域や子育て支援団体と連携し、子どもの成長に応じた支援を提供する環境を整備しています。市民活動支援では、補助金制度の周知やボランティア受入れの拡大が求められています。アンケート調査では、地域に親子でつきあえるような人などがない方の割合が増加しており、子育て当事者を地域全体で支える気運を醸成して家庭・地域・行政で連携して子どもを育てる環境づくりを整備する必要があります。
- 子育て支援を行う団体・事業者が現場レベルで感じることで、対象者だけでなく、世帯全体への支援が必要なケースや分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や団体が増えています。また、地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えています。
- 安全なまちづくりでは、防犯対策等が進められていますが、担い手の減少や高齢化等の課題があります。アンケートでは、保護者が安全な生活環境を求めていることが明らかになっています。今後も、防犯対策等を進め、子どもが安心して育つ環境を整えることが重要です。また、子どもや若者が自らの安全を守るための安全教育や、保護者への周知啓発も必要です。

(4) 次代の親の育成について

- 市では、子どもの権利を尊重し、健やかな成長を支える環境づくりに努めています。また、いじめ防止対策や子どもの人権擁護について市民への周知・啓発を行い、教育の充実を図っています。
- アンケート調査では、中学2年生と高校2年生の多くが自己肯定感を持っていますが、自己肯定感が低い子どももあり、支援が必要です。
- 日野市子ども条例の認知度は十分ではなく、子どもの権利に関する理解を深めるための啓発が必要です。子ども・若者の権利を尊重し、意見を表す機会を家庭、学校、地域で確保することが求められています。

(5) 若者の自立支援について

- 近年、子ども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造・家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等に伴う情報通信環境（インターネット空間）をめぐる課題、若年無業者（ニート）等の就業をめぐる課題等が指摘されています。
- アンケート調査では、あなた自身について、「自分の家族から大切にされていると思う」で「あてはまる」の割合が高くなっている一方、「自分自身のことが好き」では「あてはまる」の割合が低くなっています。しかし、自分の将来について希望をもっていますかについては、「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」を合わせた“希望がある”の割合が約8割と高くなっています。
- 子ども・若者が社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図り、若者が自らの意思で主体的に将来のライフプランを選択することができるようになるため、それを支援する担い手の育成や地域ネットワークの強化に取り組んでいく必要があります。
- また、若い世代が自らの主体的な選択により結婚を望んだ場合に、その希望に対応できるような国や東京都が行う結婚支援事業の周知に取り組んでいく必要があります。

子ども・子育てに関する現状と課題（まとめ）

課題１：子育てをしている親の不安と悩み

子育て中の親の多くは子どもの声に耳を傾け、子育てに喜びを感じているものの、不安や悩みを抱えている。特に、子どもの発育・発達、教育に関する不安や悩みが増えている。

課題２：気軽に利用できる支援サービス

支援サービスに対する需要はあり、宿泊サービスや育児技術指導への需要が特に高い。また、全世代に共通して相談窓口の利用においては、相談しやすい環境及びアクセスのしやすさを重要視している。

課題３：親の就労形態に対応した保育ニーズ

保育サービスの充実や育児支援の休暇等の制度の整備が進んだことで、子育て世帯は様々なサービスを利用できるようになっているが、フルタイム勤務の親が増加しており、支援できる親族や知人が減っているため、家事負担の大きさにより仕事と育児の両立に悩む傾向がみられる。

課題４：社会環境の更なる整備

学びの場や遊び場の充実と保育・教育への経済的支援を求める声や、安全に暮らせるまちづくりを求める声が多く見受けられる。

課題５：複合的な課題を抱える家庭への支援

子育て支援を行う団体・事業者が現場レベルで感じることで、困難を抱える子どものいる家庭は簡単に支援を求めることができないことが挙げられる。その結果、孤立・孤独や虐待という社会問題の発生につながっており、早期発見・早期支援のための関係機関の連携強化が求められている。

計画策定に向けた課題

- ・子育て世代のニーズに対応した保育・教育サービスの充実
- ・身近な地域で気軽に相談できる相談窓口体制の整備
- ・様々な理由で困難を抱える子ども・若者とその家庭を早期に把握し支援する体制の構築



計画の基本理念、目標

1 基本理念

市では、日野地域未来ビジョン2030（2023年3月策定）の中で実現したい価値観・未来像として「しあわせのタネを育てあう日野」を掲げ、これからの地域づくりの大きな目的は幸福感を高めることにあり、政策づくりの段階から、住民自身が地域の中でつながりを持ち、社会参加し、緑のある環境で過ごせることが、自己の受容や肯定感にもつながり、健康にも幸福感にもつながっていくことを認識し、行政のみならず地域をあげて取組を進めています。

また、日野市子ども条例(2008年6月制定)では、いつの時代にも子どもは社会の宝であり、日本の尊い「財産」であり、未来への希望です。すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守られ、また、子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育っていくために、子どもの育ちにとって何が望ましいのかを第一に考えることとしています。さらに、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子どもの過ごす場にいる大人がどういうまなざしをもって子どもと接するかが大切としています。

市では、地域福祉分野において、「地域共生社会」の実現を目的として掲げ、複雑・複合化する課題を抱える人を支援するための取り組みを推進してきました。しかしながら、支援者が支援の現場において、従来の縦割りによる支援制度の枠組みと多種・多様な支援ニーズとのギャップにより、「支援のしづらさ」を感じる場面が少なからずあります。

そのような中、社会福祉法（令和3年4月施行）の改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、それまで地域で積み上げてきた支援の仕組みをベースに、3つの支援（属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施することとしています。

社会構造や暮らしが変化していく中で、同じ地域で暮らす全ての人々が、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、従来の制度や分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて、それぞれが役割を持って参画することで人と人、人と地域、人と社会がつながり、そのつながりが住民一人ひとりの暮らしを支え、生きがいを生み出す地域共生社会の実現を目指しています。

これからの「地域福祉」において、包括的な支援体制構築の先に地域共生社会の実現があると考えられています。

国のこども大綱では、日本国憲法及びこども基本法の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。本計画の基本理念については、これらの考え方に加えて、子ども・若者の意見を反映することを大切に、日野市子ども・子育て支援会議で検討しました。

子ども・若者へのアンケート調査やインタビューからは、子ども・若者は自分らしく生活していきたいと考えています。また、子ども・子育て支援会議では、子どもが権利の主体であるという認識を持つことが重要であり、子どもだけでなく大人も含めた市民一人ひとりの権利を尊重する社会を目指すという考え方が示されました。

本計画では、第2期日野市子ども・子育て支援事業計画の「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔」の理念や方向性などを引き継ぎながら、日野市子ども条例第1条の目的にある「市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで、子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくる」や子ども・若者へのアンケート調査・インタビューでの意見に加えて、本計画策定にあたっての議論を踏まえて「すべての人の権利が尊重され、一人ひとりの子ども・若者が自分らしく健やかに育ち、安心して子育てができるまち」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

すべての人の権利が尊重され、一人ひとりの子ども・若者が
自分らしく健やかに育ち、安心して子育てができるまち

2 計画策定にあたっての基本的な視点

(1) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

子どもは生まれながらにして権利の主体です。日野市子ども条例でも、いつの時代にも子どもは社会の宝であり、日本の尊い「財産」であり、未来への希望とされております。子ども・若者は多様な人格を持った個として尊重され、その権利は保障されます。

また、子ども・若者が意見を表明することや社会に参画することが、自己肯定感・自己効力感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高めることにつながるため、大人は、子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

声を上げにくい状況にある子ども・若者に特に留意しつつ、子どもとともにという姿勢で子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

そのため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(2) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境に大きく影響されるため子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(3) 良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべての子ども施策の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子ども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感・自己効力感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組めます。

3 基本目標

(Ⅰ) ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

複合的な福祉的課題を抱える家庭が増加していることから、個人及び家族への支援を切れ目なく行うために、どこかの相談窓口からでも必要な支援につながるような重層的支援体制を充実させるとともに、支援機関同士が連携して支援する包括的支援体制の推進を図るものです。

また、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、出産後の家庭への育児支援や社会情勢の変化の中で増加した共働き・共育てへの支援の推進を図ります。

さらに、子育て当事者の気持ちを受け止め、伴走型支援として寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことにより、妊娠前・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

(Ⅱ) 子どもの健やかな育ちへの支援

少子化が進む一方で多様な保育・教育の需要があり、それらのニーズに対応できるように民間活力の導入も含め、質・量両面を考慮した保育・教育の場の整備を進めます。外国にルーツがある方には外国語併記、翻訳資料、自動翻訳機の導入・活用などを推進します。

また、安心して子育てができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で推し進め、各種手当の充実や、子どもの医療費助成、保育・教育に係る経済的な支援等、子育てするための費用の助成を行います。さらに、子ども・若者の居場所づくりを推進していきます。

(Ⅲ) 子育て・子育てを支えるまちづくり

子ども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成し、地域による子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、家庭・地域・行政で連携して子どもを育てる環境づくりを整備します。

また、防犯・交通安全・防災対策に取り組み、子育て世帯にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。さらに、DX推進により子育て世帯の手続き等の負担軽減を図ります。

(Ⅳ) 子ども・若者の成長と自立への支援

特に優先して支援の必要な子ども・若者及び家庭を支援するための取組を推進していきます。

また、子ども・若者は生まれながらに権利の主体であることを社会全体に周知啓発することで、子ども・若者が自己決定権を持ち、自己肯定感・自己効力感が高まる環境づくりに取り組みます。さらに、子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成にも取り組みます。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[方針]

[施策]

すべての人の権利が尊重され、一人ひとりの子ども・若者が
自分らしく健やかに育ち、安心して子育てができるまち

I ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

1) 妊娠前・出産期からの切れ目ない支援

相談窓口機能の充実及び専門職を軸とした支援機関同士の連携の推進

出産前後の育児支援体制の推進

専門職等によるアウトリーチの強化

ひとり親家庭への自立に向けた支援

2) 心と体の健やかな成長を支える環境づくり

心身障害児や医療的ケア児など配慮を要する子どもへの生活環境支援

発達障害のある子どもへの支援

食育事業の推進

II 子どもの健やかな育ちへの支援

1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

多様な保育・教育の場づくり

保育の質の向上

2) 子育て世帯の経済的負担等の軽減

子育て世帯への経済的支援

保育・教育に係る経済的支援

3) 健やかな成長を支える多様な居場所づくり

子どもの居場所・遊び場づくり

多様な学びや体験ができる場の充実

III 子育て・子育てを支えるまちづくり

1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

地域の力で子ども・子育てを支援する活動への協力

2) 安全で子育てしやすい環境整備

安全・安心なまちづくりの推進

デジタル技術を活用したプッシュ型情報発信・手続きの簡素化（DX推進）

IV 子ども・若者の成長と自立への支援

1) 困難を有する子ども・若者とその家族の継続した支援

児童虐待防止対策の取組の推進

不登校・ひきこもりの子ども・若者及び家庭への支援

ヤングケアラーの生活環境・生活習慣の改善支援

子どもの貧困解消対策の推進

2) 子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）の保障・擁護

日野市子ども条例の周知・啓発

子どもの権利侵害に対する相談救済体制の整備

子ども・若者の意見表明の機会の確保

5 成果指標

基本目標に対する成果を測る指標は、次のとおりです。

基本目標	成果指標	令和5年度 (現状)	令和10年度 (目標)
I ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援	心配ごとや悩みを相談できる人がいない、したくない子どもの割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	9.03%	5.00%
II 子どもの健やかな育ちへの支援	日野市における子育て環境や支援への満足度（5段階評価） ※令和5年度実施市民アンケート調査	平均評価 3.02	平均評価 3.50
	自分にはよいところがあると思う割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	79.30%	85.00%
III 子育て・子育てを支えるまちづくり	安心して暮らしていると思う割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	78.90%	85.00%
	子育て関連事業者・団体が参加・実施する活動や行事へ多くの地域住民の参加している割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	8.30%	15.00%
IV 子ども・若者の成長と自立への支援	「ヤングケアラー」という言葉と内容を知っている割合（中学生のみ）	28.23% ²	70.00%
	「日野市子ども条例」の認知度（中学生のみ） ※令和5年度実施市民アンケート調査	29.90%	70.00%

※アンケート調査の調査対象者カテゴリーごとの数値の平均値としております。

² 令和4年度日野市ヤングケアラーの実態把握に係る調査結果より

第4章

施策の展開

基本目標 I ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

方針（１）妊娠前・出産期からの切れ目ない支援

① 相談窓口機能の充実及び専門職を軸とした支援機関同士の連携の推進

市では様々な相談窓口で市民などからの相談を受け、必要があれば関係機関と連携して必要な支援が受けられるようにしております。また、制度の狭間で支援が受けられないことがないように、民間支援機関を含め、各種ネットワークを駆使して切れ目のない支援の実現に努めます。

【主な取組】 ※区分の「新規」「拡充」は令和５年度（2023年度）以降の実施・拡充事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
子どもなんでも相談	■子どもや子育て中の世帯が抱える課題に対し、情報提供や助言、必要な関係機関につなぐ等の支援を行う。また、市立小中学校の学習者用端末に相談の入口を設け、相談しやすい仕組み作りを行い、子どもからのＳＯＳを見逃さない体制づくりが構築されている。 ■地域の子育て相談機関からの相談も受け、子育て相談機関のネットワークの構築を図る。	新規	子ども家庭支援センター
子ども家庭総合相談・子育て相談・子どもの虐待相談	■子どもと家庭に関する総合相談窓口機能を有し、児童虐待、障害、非行、育成、母と子の健康など、様々な相談を受けている。 ■日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会のネットワークを生かし、子ども家庭支援ワーカーが調整役として、連携機関と情報共有・情報交換・支援を展開し、支援機関同士の連携を図る。	継続	子ども家庭支援センター
相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター（エール）にて、０歳から１８歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。 ■「子どものこころ電話相談」で子ども本人や保護者からの相談を受ける。	継続	発達・教育支援課
乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、１歳６か月児歯科健康診査、３歳児歯科健康診査等を実施する。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施する。	継続	健康課

事業名	内容	区分	主担当課
女性相談・にじいろ相談	■女性相談は、自分自身の生き方や、夫婦・家族との関係、職場や近隣のこと、学校や友達のこと、心身・性のこと、夫やパートナーからの暴力、不安な時などに女性相談員がお話をお伺いする相談窓口。性別問わずどなたでも相談できる。 ■にじいろ相談は、多様な性、性的指向、性自認などのセクシュアリティについての悩みを一緒に考えます。 ■どちらも、どこに相談したらよいのかわからない、話す相手がいない こんな時に、あなたの気持ちに焦点を合わせ一緒に考えます。	拡充	平和と人権課
地域子ども家庭支援センター・子育てひろば	■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。（子育てひろば） ■地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。（地域子ども家庭支援センター）	継続	子ども家庭支援センター
利用者支援事業（こども家庭センター型）	■母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。	継続	子ども家庭支援センター
利用者支援事業（特定型）	■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所での情報提供や相談、援助を行う事業。平成30年度(2018年度)から保育コンシェルジュを配置し、令和6年度(2024年度)から4人に増員。保育課窓口で保育所入所相談等を行うほか、子育てひろばなどでの出張相談を行う。	拡充	保育課
利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）	■保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、また、各母子保健事業につなぐことで、妊産婦等に対してきめ細かい支援を実施する。 ■妊娠の届出時の母子健康手帳の交付及び妊婦面接や新生児訪問等の各母子保健事業を通じた切れ目のない伴走型相談支援。	新規	子ども家庭支援センター
民生委員・児童委員（主任児童委員）	■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動。さらに、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動します。 ■赤ちゃん訪問を実施する。赤ちゃんのいる家庭を訪問して育児支援品を配布する見守りアテンダントを兼ねる。 ■関係機関との連携強化のため、児童委員・児童相談所・子ども家庭支援センター・学校関係等協議会（四者協）を実施する。	継続	福祉政策課
子ども若者支援地域協議会設置に向けた検討	■修学及び就業のいずれもしていない、又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための関係機関のネットワークの構築を目的に協議会の設置について庁内で検討する場を設ける。（子育て課） ■検討にあたっては既存のネットワークを有効活用し、内容や構成員が類似している会議体との統合や若者総合相談センター機能の在り方についても協議する。（子育て課・子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター）	新規	子育て課 子ども家庭支援センター セーフティネットコールセンター

② 出産前後の育児支援体制の推進

妊娠前・出産、産後の健康管理に係るきめ細かな支援を実施するとともに、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健康診査等を推進します。

【 主な取組 】 ※区分の「新規」は令和5年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
プレママ（妊婦）及び乳幼児健康相談事業	■育児全般に関する気がかりや子育てをめぐる母親自身の不安や悩みを抱えながら育児をする保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげる。	継続	子ども家庭支援センター
保育園での妊婦受入れ	■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、0歳児を受入れている市立保育園で、初妊婦の保育体験受入れを行う。 ■0歳児と遊んだり、おむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じる。	継続	保育課
妊婦健康診査	■妊娠の届出をされた方に、都内医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票（14回分）及び子宮頸がん検診受診票（1回分）、妊婦超音波検査受診票（4回分）を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付する。	継続	子ども家庭支援センター
入院助産	■妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設において助産を行う。	継続	セーフティネットコールセンター
乳幼児健康診査	■3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施する。 ■上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、引き続き子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開する。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について居所不明児のシステムと連動させている。	継続	子ども家庭支援センター
新生児聴覚検査	■妊娠の届出をされた方に、出産後、都内医療機関で利用できる新生児聴覚検査受診票を交付する。新生児聴覚検査の際に使用することで、上限額まで公費負担を行う。 ■受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付する。	継続	子ども家庭支援センター
産後家庭向け配食サービス	■新しい生命を授かったご家庭での安定した新生児の育児を支援することを目的に、産後のお母さんが健康を保てるよう栄養バランスのとれた昼食を定期的にお届けし、併せて産後の見守りを行うサービス。	継続	子ども家庭支援センター

事業名	内容	区分	主担当課
産後ケア事業	■出産後の母子に対し、自宅や施設で休息や授乳、育児に関するケアを受けることができるサービス。 1. お母さんのケア（健康状態のチェック、乳房ケア、通所型・宿泊型の食事の提供など） 2. 赤ちゃんのケア（体重・健康状態のチェックなど） 3. 育児の相談（授乳、沐浴、スキンケアなどの助言） 4. 育児サポート（休息、心身のケアなど）	継続	子ども家庭支援センター
子育て講座	■参加型の講習会（子育て講座、ベビーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力”の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	継続	子ども家庭支援センター
ママパピクラス	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■保健・栄養コース、沐浴コースを実施。 ■沐浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	継続	子ども家庭支援センター
産婦人科・小児科オンライン健康相談	■小児科医、産婦人科医、助産師による 24 時間対応可能なオンライン健康相談。 ■医療機関への受診可否や症状の相談だけでなく、かかりつけ医では相談できないような軽微な育児・子育て相談を実施する。 ■親や子育て世帯不安・孤立に妊娠前から寄り添い虐待予防を推進する。	新規	子ども家庭支援センター

③ 専門職等によるアウトリーチの強化

潜在的に支援を必要とする家庭を把握し、保健師等の専門職による訪問による支援等を強化します。

【 主な取組 】 ※区分の「新規」は令和5年度（2023 年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
妊産婦サポート事業	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、育児家事訪問支援員を派遣し、妊婦や子育て世帯への切れ目ない支援することで、出産前後の育児不安に対応する。	継続	子ども家庭支援センター
養育支援訪問事業	■妊娠や子育てに不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に育児技術訪問支援員を派遣し、不適切な養育状態を改善し、継続的な見守りを行うことで、子育ての孤立化を緩和し、児童の養育を行えるよう支援する。	継続	子ども家庭支援センター
新生児訪問	■出産したすべての子どもの家庭に、助産師または保健師が、生後 28 日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施する。	継続	子ども家庭支援センター
子育て世帯訪問支援事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に育児家事訪問支援員を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭等が安定した児童の養育を行えるよう支援する。	新規	子ども家庭支援センター

④ ひとり親家庭への自立に向けた支援

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、国や都が行う手当の支給や医療費助成を行うほか、関係機関と連携し、子育て支援、生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、各種制度の周知を図ります。

【 主な取組 】 ※区分の「新規」は令和5年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげる。	継続	セーフティネットコールセンター
ひとり親家庭への情報提供の充実	■ひとり親家庭への自立に向けた支援としてひとり親家庭のしおりを作成し、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	継続	セーフティネットコールセンター
ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	継続	セーフティネットコールセンター
母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するために就労相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成する。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、就労開始後も継続的な自立の支援を行う。	継続	セーフティネットコールセンター
母子生活支援施設入所支援	■18歳未満の子どもを養育する母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■入所期間をおおむね2年とし自立支援計画を立てる。	継続	セーフティネットコールセンター
離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（2年以内）	継続	セーフティネットコールセンター
母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	継続	セーフティネットコールセンター
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に、一定の期間、生活を援助する者（ホームヘルパー）を派遣し、生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と利用者の自立の促進を図る。所得に応じ利用者負担額あり。	継続	子育て課

事業名	内容	区分	主担当課
養育費確保サポート事業	■ひとり親家庭の生活の安定及び子どもの成長を支えるための養育費についての取り決めや受け取りを支援する。 《養育費等弁護士相談》 養育費について専門知識や経験豊富な弁護士から法律に基づく助言等を受けるために無料弁護士相談を実施する。 《養育費確保支援補助金》 公正証書作成手数料、家庭裁判所の調停申立て、裁判に要する費用の補助を行う。	新規	セーフティネットコールセンター
母子家庭等自立支援給付金（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）	《母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金》 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 《母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金》 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 《東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業》 上記高等職業訓練促進給付金を受給する方に対し、東京都社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を行う。	継続	セーフティネットコールセンター

方針（２）心と体の健やかな成長を支える環境づくり

① 心身障害児や医療的ケア児など配慮を要する子どもへの生活環境支援

心身障害児や医療的ケア児に対して、専門家による定期的な巡回相談を実施するとともに、保護者へのカウンセリング等を実施します。また、発達支援機関との連携を強化し、特別支援教育や社会参加の機会を増やすことで、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを進めます。

また、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行います。

【主な取組】 ※区分の「新規」「拡充」は令和５年度（２０２３年度）以降の実施・拡充事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
個別支援シート「かしのきシート」	■発達に支援を必要とする子どもが０歳から１８歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に「かしのきシート」を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより、子どもの健やかな育ちの一助とする。	継続	発達・教育支援課
子育て施設への巡回相談（保育園巡回相談・幼稚園巡回相談・学童クラブ巡回相談）	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を事業者または保護者に対して行う。	継続	発達・教育支援課

事業名	内容	区分	主担当課
スクールカウンセラ ー ³	■全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員に対する助言・研修、保護者に対する助言・援助、ストレスチェックや授業観察等の予防的対応、事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア等を行う。	継続	教育指導課
保育カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び希望する私立幼稚園等に派遣し、保育者・保護者に対し、支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行う。	継続	学務課
少年学級	■障害があり配慮を要する子どもたちに、様々な社会参加や市民及びボランティアとの交流を増やすため、本事業で子どもたちの生活に即したコミュニケーションを体験できる機会を引き続き提供する。	継続	(仮) 生涯学習 支援課
保育園における医療 的ケア児支援事業	■(仮称)保育所における医療的ケア児の受入ガイドラインに基づき、医療的ケア児の入園相談に応じ、各保育施設との連絡・調整を図る。 ■認可保育所において、医療的ケア児の受入れを行う。 ■認可保育所における医療的ケア児の保育について、訪問看護師の派遣などにより支援を行う。	拡充	保育課
学校派遣看護師	■学校生活において医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、学校派遣看護師が医療的ケアを実施する。	新規	発達・教育 支援課
特別支援教育の推進	■第6次特別支援教育推進計画(計画期間:令和5年度(2023年度)～8年度(2026年度))に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒が主体的に活動でき、自立するため、子ども一人ひとりの特性を理解し、家庭や地域と連携して教育環境を整備し、切れ目のない相談支援体制を構築する。	継続	発達・教育 支援課

② 発達障害のある子どもへの支援

子どもの発達面・行動面等に配慮し、子どもとその家族への支援や子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりを進めます。

【主な取組】

事業名	内容	区分	主担当課
専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング(SST)等を実施する。	継続	発達・教育 支援課
幼児グループ事業	■子どもの発達の経過観察や親同士がつながりをもてる場として、グループでの遊びを通しての幼児期の支援を行う。 1歳6か月以降と2歳以降の2グループで実施。	継続	発達・教育 支援課

³ 児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法などの心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。

事業名	内容	区分	主担当課
児童発達支援事業	■就学前の子どもを対象に集団生活の中で遊びや体験を通して生活習慣の基礎を作り社会性を身につける支援や、保護者参観日を設ける等の保護者支援を実施する。 ■子どもや家族のニーズに基づき、訪問支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を実施する。	継続	発達・教育支援課
発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し、発達面・行動面・学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援する。	継続	発達・教育支援課

③ 食育事業の推進

健全な食生活の実践は健やかな成長につながるため、日野市みんなですすめる食育条例に基づき取組を推進します。子どもの健やかな成長のため、朝食欠食率の低下に取り組むとともに、保育園での調理保育や給食、学校給食に日野産農産物を積極的に取り入れ、児童館では簡単な料理体験や収穫活動を通じて子どもたちに食文化の重要性を伝えるなど、生産者や食事を作る方への感謝の気持ちを育む機会とします。

なお、食育事業については、関連計画である日野市食育推進計画で取組の推進を図ります。

【 主な取組 】

事業名	内容	区分	主担当課
みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、日野市みんなですすめる食育条例で定める学校や子育て施設での食育の取組など食育計画の進み具合を評価・検証する。	継続	健康課

※日野市食育推進計画に関連する取組を実施している課は、健康課のほか、保育課・学務課・教育指導課・児童館・子ども家庭支援センター・地域協働課・都市農業振興課・図書館・（仮）生涯学習支援課・環境政策課など多くの課が関わっております。

基本理念

生涯にわたって健全な食生活を実践できる
ひのっ子・日野人を育む

重点 基本目標 1 食からの健康づくりを推進します	基本目標 2 食を通じて、豊かな心を育てます	基本目標 3 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます
(1) ライフステージに応じた健全な食生活を実践します (2) 食の安全・安心に対する理解を深めます 	(1) 多様な暮らしにおける食への理解を深めます (2) 次世代へ食文化を継承します	(1) 地産地消を推進します (2) 農業体験を推進します (3) 食品ロス削減を推進します

出典：第4期日野市食育推進計画より

【参考】「日野市みんなですすめる食育条例」抜粋
(教育委員会の責務)

第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。

2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法（昭和29年法律第160号）を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通した実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。

3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。

4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。

4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。

5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元氣と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。

2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。

3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。

6 児童館（学童クラブを除きます。）は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。

7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな育ちへの支援

方針（１）多様なニーズを受け止められる子育て支援

① 多様な保育・教育の場づくり

子育て世帯の多様な保育・教育のニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の拡充を検討するとともに、円滑な運営に努めます。

【主な取組】 ※区分の「新規」は令和５年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
認可保育所	■保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施する施設。	継続	保育課
認定こども園	■幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳児の子どもが教育・保育と一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	継続	保育課
小規模保育事業	■平成27年度(2015年度)から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0～2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定する。	継続	保育課
認証保育所	■東京都が独自に認定した認証基準を満たした保育施設。定員20人から120人までのA型と、0～2歳児を対象とし定員6～29人までのB型がある。	継続	保育課
認可外保育施設	■保育を行うことを目的とする施設であって、保育所、認定こども園、地域型保育事業以外のもの。概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上の施設で親と離れることを常態としている場合を含む。	継続	保育課
幼稚園	■平成17年度(2005年度)開設。 ■保護者の就労の有無に関わらず、保護者・保育者・行政が一体となって、あさひがおか保育園・第七幼稚園それぞれの園との交流活動、及び、発達段階に応じて実践する保育・幼児教育、保護者参加を中心とした行事の開催を行う。（学務課・保育課）	継続	保育課 学務課
学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	■保護者が就労等の事由により、昼間児童を監護できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。	継続	子育て課
市立幼稚園	■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子どもの健やかな成長を育む事業。	継続	学務課

事業名	内容	区分	主担当課
私立幼稚園	■保育の必要性を問わず3～5歳児（または満3歳～5歳児）の子どもに対して、教育を行う。 ■保護者ニーズに対応し、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が多い。	継続	保育課
延長保育	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施する。	継続	保育課
病児・病後児保育	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病氣中や病気の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。	継続	保育課
ファミリー・サポート・センター事業	■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助ける有償ボランティア活動。	継続	子ども家庭支援センター
トワイライトステイ	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。	継続	子ども家庭支援センター
ショートステイ	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。	継続	子ども家庭支援センター
一時保育	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的に預かる事業。	継続	子ども家庭支援センター
休日保育・年末保育	■認可保育園の休日である、日曜日・祝日、年末年始に就労などで保育が必要な家庭のための事業。	継続	保育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	■保育所等に通所していない未就園児に対して、親の就労状況にかかわらず時間単位で定期的に子どもを預けられる事業。令和8年度(2026年度)より本格実施。	新規	保育課

② 保育の質の向上

保育の質向上のため、第三者評価の定期的な実施や地域の保育園機能を充実させていきます。また、職員の研修や交流を通じてスキルを向上させ、指導監査により適正運営を促進します。

さらに、子どもの発達や学びの一体的提供を保障するため、幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援できる幼児教育と小学校教育の連携を図ります。

【主な取組】 ※区分の「新規」は令和5年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援するための幼児教育と小学校教育の連携強化	■幼保小での横断的な課題について共有・意見交換を行う場の設定や合同研修の実施。（学務課・保育課） ■幼児教育・保育アドバイザーによるスタートカリキュラム等の保護者や保育園・幼稚園への小学校就学に向けた情報提供。（学務課） ■「遊びっ子学びっ子簡易版」（入門編、情報の更新など）の作成・ホームページへの掲載。（学務課） ■小学校区内の保育園・幼稚園と小学校との顔の見える関係の構築。（学務課・保育課）	新規	学務課 保育課

事業名	内容	区分	主担当課
保育園の機能の充実及び多様な支援ニーズへの対応	■市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域の子育て世帯に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も引き続き重視する。 ■心身障害児や外国にルーツがある子どもなどの受入れを保育園において行う。	継続	保育課
職員の研修・交流等	■職員の研修については、市主催の全体研修のほか、園内研修及び外部研修受講の支援などを行う。 ■全体研修は公立・民間の職員を対象としており交流を図っている。	継続	保育課
第三者評価の実施	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価する。原則として3年に1回以上評価を行うことが求められており、継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。 ■市立保育園では原則として3年に1回以上受審しており、民間保育園に対しては受審のための支援を行う。	継続	保育課
指導監査	■子ども・子育て支援法に基づき、市内の特定教育・保育施設等の運営状況等について、助言、指導することで市全体の保育の質の向上を図る。	継続	保育課

方針（２）子育て世帯の経済的負担等の軽減

① 子育て世帯への経済的支援

子育て世帯に対して経済的な支援を行うことで、経済的な理由によって子どもの健やかな育成が妨げられないような環境整備に努めます。

【主な取組】 ※区分の「新規」「拡充」は令和5年度（2023年度）以降の実施・拡充事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
各種手当の支給	＜児童手当＞ ■高校生年代（18歳に達する日以後の最初の年度末）までの児童を養育する父母等の主たる生計者に支給。所得制限なし。 ＜児童扶養手当＞ ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に支給。所得制限あり。 ＜児童育成手当＞ ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に支給。所得制限あり。	拡充	子育て課

事業名	内容	区分	主担当課
医療費助成	《子どもの医療費助成》 ■6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、15歳に達する日以後の最初の年度末までにある児童を養育する者には子ども医療証、18歳に達する日以後の最初の年度末までの高校生等を養育する者には高校生等医療証を交付し、該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等を助成。所得制限なし。 《ひとり親家庭等医療費助成》 ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等にひとり親家庭等医療証を交付し、該当者及び該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等（の一部）を助成。所得制限あり。	拡充	子育て課
妊婦のための支援給付	■すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法に規定）と合わせて実施する支援給付。	新規	子ども家庭支援センター

② 保育・教育に係る経済的支援

幼児教育の無償化等により、保育・教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、国や東京都が行っている高校生など学生向けの奨学金制度が活用されるように周知を図ります。

【 主な取組 】

事業名	内容	区分	主担当課
幼児教育無償化	■子ども・子育て支援法等に基づき認可保育所等の3-5歳児（非課税世帯は0-2歳児）及び第2子以降の利用者負担額を無償化する。また、認可外保育施設等も月額上限を定めて無償化する。	継続	保育課
認証保育所など入所児童の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的として認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。	継続	保育課
私立幼稚園園児の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。	継続	保育課
受験生チャレンジ支援貸付事業	■子どもの自立支援を目的に、中学3年生・高校3年生（又はこれに準じる方）向けに学習塾等の受講料や、高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行う。対象者が高校、大学等に入学した場合、返済が免除される。	継続	セーフティネットコールセンター

方針（３）健やかな成長を支える多様な居場所づくり

① 子どもの居場所・遊び場づくり

子どもたちが安心して過ごすことができ、異年齢交流や多様な体験を通して健やかに成長できる環境づくりを進めます。また、中・高生世代への支援として児童館や専用スペースを活用し、居場所の充実を図ります。

【主な取組】 ※区分の「新規」は令和５年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
児童館	■地域の子どもたち（０歳～18歳まで）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安全安心な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする相談事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。 ■中高生世代が自己肯定感・自己効力感を醸成できるよう中高生世代の居場所機能の整備・充実を図る。 ■不登校やひきこもりの児童の居場所のひとつとして児童館が機能している。児童厚生員が配置されており、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	継続	子育て課
放課後子ども教室「ひのっち」	■地域住民と学校の協力のもと、体育館や校庭等の学校施設を活用し、地域ボランティアが見守るなかで子ども達が安心して自由に過ごすことができる、放課後の居場所づくり事業。市内全小学校で、給食のある日の放課後に実施しており、定期的に学びやスポーツ、文化体験等の学習プログラムも実施する。 ■夏季休業の一部の期間でも、長期休業中の子どもの居場所づくりとして「なつひの」を実施する。	継続	子育て課
中高生世代スペース	■中学校卒業後にも切れ目のない支援を実現することを目的に設置。 ■自習スペースやソファがあり、中高生世代が安心して過ごすことができる居場所。中高生世代対象のイベントも開催する。 ■中高生世代が安心して過ごすことができる居場所支援、居場所の提供を通じた相談支援、学習支援、親に対する養育支援等を行うことにより、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える中高生世代が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援する。	新規	子ども家庭支援センター
公園、児童遊園などの地域の遊び場づくり	■子どもが安全安心に遊ぶことができるよう公園等の整備を実施する。	継続	緑と清流課

② 多様な学びや体験ができる場の充実

子どもたちが様々な人や物事や文化に触れ、出会いや体験を積み重ねることで、豊かな心や思いやり、多様な価値観を育んでいくことができるよう、体験や遊びを通じた学びの機会や場づくりを推進します。

【主な取組】 ※区分の「新規」は令和5年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
ジュニアリーダー講習会	■小学5年生から中学3年生までの受講生を対象に、高校生以上のボランティアであるリーダーが企画・運営を担当し、野外活動や集団行動、異年齢交流を通して地域への愛着や関心を育み、他者と協力して物事に取り組むことができるジュニアリーダーを育成する。 ■将来的に地域活動の担い手となれる人材の育成を目的にしており、リーダーは講習会のほか、子ども会や地域のイベント等での手伝いやレクリエーション提供等の地域活動にも従事している。 ■昭和41年(1966年)事業開始。	継続	子育て課
青少年委員	■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校地区（8区）に2名の青少年委員を委嘱。地域と行政、地域と地域をつなぐパイプ役として、地区育成会、児童館、小中学校・特別支援学校のサポート等の個別の活動のほか、「青少年委員の会」として「みんなの遊・友ランド」の運営や「ジュニアリーダー講習会」等の市の事業にも協力している。 ■昭和35年(1960年)に青少年委員制度として発足。	継続	子育て課
みんなの遊・友ランド	■障害のあるなしに関わらず、子ども達がともに遊び楽しい時間を共有することで、互いを理解し助け合う気持ちを育むきっかけの場となることを目的としたイベント。 特別支援学校や日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会等の協力のもと、青少年委員の会が企画・運営を行う。ボランティアスタッフは学生がメインで、イベントを通じて障害への理解を深めるとともに、地域活動への関心を高めてもらう。 ■平成4年(1992年)事業開始。	継続	子育て課
保育園における農業体験	■市立保育園の食育年間計画表に基づき、農作物を育てる体験をし、食を営む力の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	継続	保育課
幼稚園・小中学校での農業体験	■市立学校において実態に応じ、各教科等の学習等の中に農業体験を取り入れる。	継続	教育指導課
日野型地域クラブ活動「ひのスポ・ひのカル」	■学校部活動に関する課題の解決に向け、市の実態に合わせ、地域の文化・スポーツ関係団体が連携し、子どもを中心とした誰もが文化・スポーツに親しむことができる持続可能な文化・スポーツ環境の実現を図る。	新規	教育指導課
自然環境を生かした体験学習	■昆虫の専門家に講師を依頼して、親子を対象に観察会を実施する。 ■水辺の楽校推進協議会に依頼して、子供たちが自然に触れる体験学習を実施する。 ■八王子市と連携して夏休みに浅川上流にて水中植物の採取、観察会、学習会を実施する。	継続	緑と清流課

事業名	内容	区分	主担当課
子どもの学習・生活支援「ほっとも」	■貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯や生活保護世帯の小学生・中学生・高校生に対し、安心して通える居場所の提供、社会生活の訓練、学習支援を実施する。	継続	セーフティネットコールセンター
G I G A スクール構想の推進	■ I C T 活用教育を組織的に推進し、児童・生徒の情報活用能力を高める。 ■ I C T を活用して、校務の情報化、効率化を徹底し、教員の働き方改革を進めることで、児童・生徒と向き合う時間を増やす。	継続	教育指導課
図書館における子どもの本への関心、興味を促す取組	■特別な支援を必要とする子どもや多様な背景を持つ子どもへの支援に取り組む。 ■絵本パック（貸絵本セット）、読書パスポート（読書記録）、絵本の読み聞かせ講座など、乳幼児親子向けの取組や、対象年齢別おはなし会・出張おはなし会を実施する。 ■学校搬送便や図書館ガイダンス（小学3年生）、児童向け図書館ホームページや青少年向け図書コーナーの充実などを行う。中学生と作家の交流事業、職場体験受入れ・夏休みジュニアスタッフを実施する。 ■中学生以上社会人未満の世代を対象にヤングスタッフ活動（同世代に本の魅力をつたえる等）を支援する。	継続	図書館
青少年事業	■子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や、遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。その他、公民館における各種イベント等においても手づくり体験等の機会を提供する。	継続	（仮）生涯学習支援課

基本目標 Ⅲ 子育て・子育てを支えるまちづくり

方針（１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

① 地域の力で子ども・子育てを支援する活動への協力

家庭・行政・地域が連携して子育て・子育てを応援し支えていけるように、子どもたちの健やかな成長を支える活動に協力します。また、地域の人材を活用した子育て世帯への支援や居場所・交流の場づくり、学校運営への地域の参画を推進します。

【 主な取組 】 ※区分の「新規」は令和５年度（2023 年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
地区青少年育成会	■中学校地区（８地区）ごとに組織され、地域のすべての子ども達に関心を持ち、子ども達が健やかに成長することを願い、地域ぐるみで青少年の育成のために活動している。様々な行事やイベントなどを開催し、子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供するほか、児童館等の地域イベントにも協力している。またすべての育成会が加盟する連合会では、研修会や交流会のほか、市と共催で自然体験事業を実施する。 ■昭和 39 年(1964 年)発足の日野市青少年問題協議会地区委員会が前身。平成 2 年(1990 年)に日野市地区青少年育成会となる。	継続	子育て課
子ども会などへの支援	■子ども会やボーイスカウト・ガールスカウト連合協議会に対して、青少年の健全な育成発展を図ることを目的とした補助金を交付し、活動を支援する。 ■子ども会からの要請に応じ、イベントでレクリエーション等を提供するボランティアリーダーを派遣する。	継続	子育て課
子ども食堂への支援	■地域の子どもやその保護者が気軽に集まり、無料または安い料金を食事を楽しみながら交流できる子ども食堂を運営している団体を支援し、活動を充実させて続けられるようにする。 ■子ども食堂が支援を必要とする子どもや家庭を適切な相談・支援機関につなげるきっかけの場となるよう、引き続き運営団体と連携する。	新規	子育て課
プレーパーク	■地域の自然が残る環境等を活用し、野外経験豊かなプレーリーダーや地域の大人等が見守る中で、子ども達が自ら考え工夫して遊びを作りだし、自らの責任において自由に遊び、だれでも参加することができる地域の居場所。 ■運営する団体に対し、活動の充実・継続を支援することで、子ども達の遊び場・体験の場の充実を図る。	継続	子育て課
手をつなごう・こどもまつり	■日頃から子ども達に関わる活動をする市内の様々な団体が実行委員会となり、市と協働して毎年秋にイベントを開催。参加団体による工作やゲーム、展示、模擬店等のほか、子ども達が日頃の成果を発表するダンスや演奏等のステージなど、子ども達が主役となるイベント。 ■児童館「こどもまつり」と青少年育成市民交流集会「手をつなごう」が統合され、平成 22 年(2010 年)から「手をつなごう・こどもまつり」を開催。	継続	子育て課

事業名	内容	区分	主担当課
ファミリー・アテンダント事業	≪寄り添いアテンダント≫ ■研修を受けたボランティアが子育て世帯を訪問し、傾聴や寄り添い支援を行う。(子ども家庭支援センター) ≪見守りアテンダント≫ ■民生委員・児童委員が赤ちゃんのいる家庭を訪問して育児支援品を配布する。(福祉政策課・再掲)	新規	子ども家庭支援センター 福祉政策課
地域乳幼児親子のつながりづくり支援	■孤立しがちな子育て世帯のつながりづくりを支援する。具体的には、子育てひろばより細かい網目での出張ひろば等の開催、子育て支援グループ等地域の子育て支援者と連携した親子の居場所づくり、子育てサークルへの支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター
地域における子育て人材育成と活躍の機会の創出	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。 ■市民の参加による子育てパートナー事業は、万願寺交流センターや南平駅西交流センター・カワセミハウス(出張ひろば)等様々なかたちでの居場所づくりを行う。	継続	子ども家庭支援センター
コミュニティ・スクール運営事業	■地域・保護者が学校運営の当事者となり、共通の目標をもって教育活動を展開できるよう、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を全小中学校に設置・運営する。	継続	教育指導課
地域学校協働活動	■地域の人々が学校運営を支援する「地域学校協働活動本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置して、学習支援・環境整備・登下校の見守り・行事の支援・放課後の学習支援(一部の小・中学校)などを実施する。	継続	教育指導課
地域の人材を活用した教育の充実(外部指導員など)	■ひの21世紀みらい塾や公民館活動サークルを通じて特技を生かして教えたいという市民や市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	継続	(仮) 生涯学習支援課
家庭教育学級	■家庭教育の担い手である保護者の教育力向上のため、家庭教育に関するテーマをとりあげた学習活動を提供する。	継続	(仮) 生涯学習支援課
無料塾(子どもの学習等支援活動補助金)	■有料の塾に通うのが難しい子どもや、学校以外で勉強する場所がない子どもが学べる場所を提供している団体に対して補助金を交付する事業。 ■勉強のほか、楽しいイベントがあったり、みんなでご飯を食べたりするなど、子ども達の安心できる居場所にもなっている。	新規	セーフティネットコールセンター
市民活動(NPOなど)への支援	■多世代、守備範囲の異なる市民(団体)が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会等を引き続き開催する。 ■ひの市民活動支援センターを拠点として、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。 ■市民活動の財源確保のための支援を行う。(助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施) ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進を図る。	継続	地域協働課

方針（２）安全で子育てしやすい環境整備

① 安全・安心なまちづくりの推進

日野市通学路交通安全プログラムの推進や学校等の公共の場所に防犯カメラを設置したり、市内安全パトロール等の活動を通じて子どもたちの安全を確保します。また、ピーポくんの家の協力者を増やしたり、セーフティ教室の実施により地域全体で防犯意識を高めたり、子どもが安心して成長できる、子どもや若者が犯罪被害に巻き込まれないための環境づくりを進めます。

【 主な取組 】

事業名	内容	区分	主担当課
市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、地域の犯罪特性に即した青色防犯パトロール等を実施し、子ども関連施設を定期的に巡回して犯罪の発生状況等を職員と共有することにより、各種犯罪の抑止及び防犯体制の強化を図る。	継続	防災安全課
「こどもを守るネットワーク」事業	■公共交通車両や市庁用車に指定ステッカーを貼付し、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	継続	防災安全課
セーフティ教室の実施	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催する。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図る。	継続	教育指導課
スクールガードボランティア	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後にスクールガードボランティアの腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出しする。	継続	庶務課

② デジタル技術を活用したプッシュ型情報発信・手続きの簡素化（ＤＸ推進）

保護者や地域に向けたプッシュ型の情報発信により、積極的に情報の収集を行わない支援が必要な方も支援につなぐことができます。また、ＩＣＴを活用した情報提供や手続きの簡素化を推進して、子育てしやすいまちづくりにつなげます。

【 主な取組 】 ※区分の「新規」は令和５年度（２０２３年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
子育て情報発信の充実	■子育てに関わる様々な情報を、ぽけっとなび、子育て情報冊子、子ども家庭支援センターだより等様々な方法で発信し、子育て世帯や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらう。	継続	子ども家庭支援センター
ホームページでの学校情報提供	■ＩＣＴ活用教育の推進策のひとつとして、学校Webサイトによる見える学校づくりを掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取組をホームページで公開する。	継続	教育指導課
子ども政策に関わるＤＸの推進	■プッシュ型子育てサービス、母子保健オンラインサービス（PMH）、保活ワンストップ、給付金手続の利便性UPの早期実現に向け、子育て課、保育課、子ども家庭支援センターなどの担当部署と連携して支援を行う。	新規	情報政策課

基本目標 **Ⅳ** 子ども・若者の成長と自立への支援

方針（１）困難を有する子ども・若者とその家族の継続した支援

① 児童虐待防止対策の取組の推進

子どもを虐待から守るため、相談、見守り、関係機関との連携等に取り組み、早期発見・早期対応に努めます。また、市民や関係機関等に対して虐待防止の啓発活動を行います。

【主な取組】

※区分の「拡充」は令和５年度（２０２３年度）以降の拡充事業です。

事業名	内容	区分	主担当課
児童虐待への対応	■子ども包括支援センター「みらいく」で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■虐待の芽を早期に摘む取組や再発防止のための見守り等を行う。 ■虐待防止マニュアル及び、虐待防止ハンドブックについては、各種会議などの際に各関係機関に活用を引き続き呼びかける。	拡充	子ども家庭支援センター
児童虐待防止の啓発	■毎年１１月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	継続	子ども家庭支援センター
養育家庭啓発活動	■様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図るための養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、１０、１１月の養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを引き続き実施する。	継続	子ども家庭支援センター
日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）	■児童福祉法第２５条の２に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。 ■代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深める。	継続	子ども家庭支援センター

② 不登校・ひきこもりの子ども・若者及び家庭への支援

教育機会確保法⁴等に基づいて、不登校やひきこもり⁵を問題行動ととらえず、不登校やひきこもりの子ども・若者やその保護者に対し、学校においてはガイドラインを活用するなどして、それぞれの状況に応じた支援を充実させていきます。

また、学校内外における学びの場の設置や第三の居場所づくりを進め、支援情報の提供や相談機能の充実を図るなど、関係機関が連携して支援を行います。

なお、ひきこもりの子及び家庭への支援については、関連計画である地域福祉計画でも取組の推進を図ります。

【主な取組】 ※区分の「新規」「拡充」は令和5年度（2023年度）以降の実施・拡充事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
不登校対策及び不登校児童・生徒への支援	■校内登校支援教室を設置できるよう、家庭と子どもの支援員、別室登校指導支援員等を必要に応じて配置する。（教育指導課） ■新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりができるよう授業改善について指導・助言を行う。（教育指導課） ■三沢中学校に設置したチャレンジクラスで、不登校の生徒に対して必要な支援を行えるようにする。（教育指導課） ■フリースクール等に通う不登校児童・生徒の状況を把握し、個に応じた不登校対応ができるようにする。（教育指導課） ■教育支援コーディネーターを配置し、不登校となる児童・生徒が少なくなるよう支援の充実を図る。（教育センター） ■不登校児童・生徒の保護者向けのパンフレットを作成し、多様な学びの場や支援の仕組みがあることを周知する。（教育センター）	拡充	教育指導課 教育センター
スクールソーシャルワーカー（SSW） ⁶	■不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し、教育・生活環境の改善を図る。	継続	発達・教育支援課
長期間の欠席状況にある子どもたちの教室「わかば教室」	■日野市在住で長期間の欠席状況にある小学生及び中学生を対象とし、安心して過ごせる居場所、学びの場を提供する。 ■人との関わりを通して、社会性や自立心の育成を目指す。	継続	教育センター

⁴ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」のことで、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律。

⁵ 様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）の人をいう。

⁶ 児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。

事業名	内容	区分	主担当課
たきあいあい・みらいと高幡	■生きづらさを感じ、居場所を求めている方やご家族が安心して過ごすことのできる場所であり、社会との交流を行う地域の拠点で、地域の方も利用することができ、大人も子どもも自分らしく過ごすことができる。(たきあいあい) ■「くらしの自立相談支援窓口みらいと」に、家以外に安心できる場を求める、子どもから大人までを対象にした、居場所スペースを併設。悩み事などをより抵抗なく話すことができ、不登校やひきこもり及びその家族等が利用し、相談支援を行っている。(みらいと高幡)	新規	セーフティネットコールセンター
ひきこもりセミナー	■市民や関係者等に対し、ひきこもりへの理解を促進するセミナーを開催する。	継続	セーフティネットコールセンター
ひきこもりU×女子会 ⁷	■ひきこもり状態にあったり、対人関係の難しさを感じているなど、さまざまな生きづらさを抱えている女性自認の方を対象に、当事者交流会を開催する。	新規	セーフティネットコールセンター
児童館（再掲）	■地域の子どもたち（0歳～18歳まで）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安全安心な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする相談事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。 ■中高生世代が自己肯定感・自己効力感を醸成できるよう中高生世代の居場所機能の整備・充実を図る。 ■不登校やひきこもりの児童の居場所のひとつとして児童館が機能している。児童厚生員が配置されており、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	継続	子育て課
中高生世代スペース（再掲）	■中高生世代が安心して過ごすことができる居場所支援、居場所の提供を通じた相談支援、学習支援、親に対する養育支援等を行うことにより、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える中高生世代が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援する。	新規	子ども家庭支援センター

⁷ ※ひきこもりU×女子会における「U×」とは、「Unique eXperience（ユニーク・エクスペリエンス＝固有の体験）」のことを表しています。ひきこもりをはじめ、人とのかかわる困難さ、居場所のなさ、“ふつう”や“こうあるべき”と違うこと——さまざまな背景に起因する「生きづらさ」。これらの生きづらさすべてを「Unique eXperience（ユニーク・エクスペリエンス＝固有の体験）」と捉え、他者と共有しあうことでこれまでとはちがった価値を帯び、本人や誰かの生き方をポジティブに変えたり、こわばっていた思いや考え方をやさしく氷解させてくれるもの。(出典：ひきこもりU×会議HP)

③ ヤングケアラーの生活環境・生活習慣の改善支援

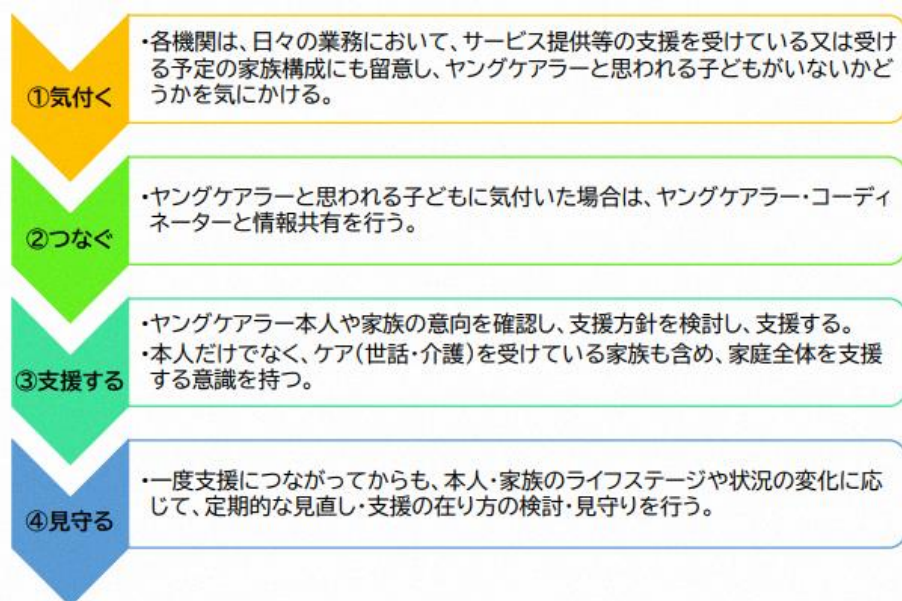
市では地域と一体となり、子どもが子どもでいられるための権利と大切な時間を守り、すべての子どもが自身の望む人生を歩むことができるまちの実現を目指すため、日野市ヤングケアラー⁸支援のための基本的な考え方を令和6年(2024年)3月に策定しました。

子どもだけでなく、周囲の大人がヤングケアラーについての理解を深め、早期発見・把握できるよう、対応力向上を図るとともに、ヤングケアラー・コーディネーターを核とした多機関・多職種の連携体制を構築し、地域における支援の基盤をつくります。

【主な取組】 ※区分の「新規」は令和5年度(2023年度)以降の実施事業です。(予定を含む。)

事業名	内容	区分	主担当課
ヤングケアラー支援事業	■家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者への支援。 ■日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方に基づく取組の方向性は以下の通り。 ・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進の取組推進 ・ヤングケアラーの相談体制の充実 ・ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークの構築 ・各分野の既存事業・関連施策へのヤングケアラーへの視点導入	新規	福祉政策課

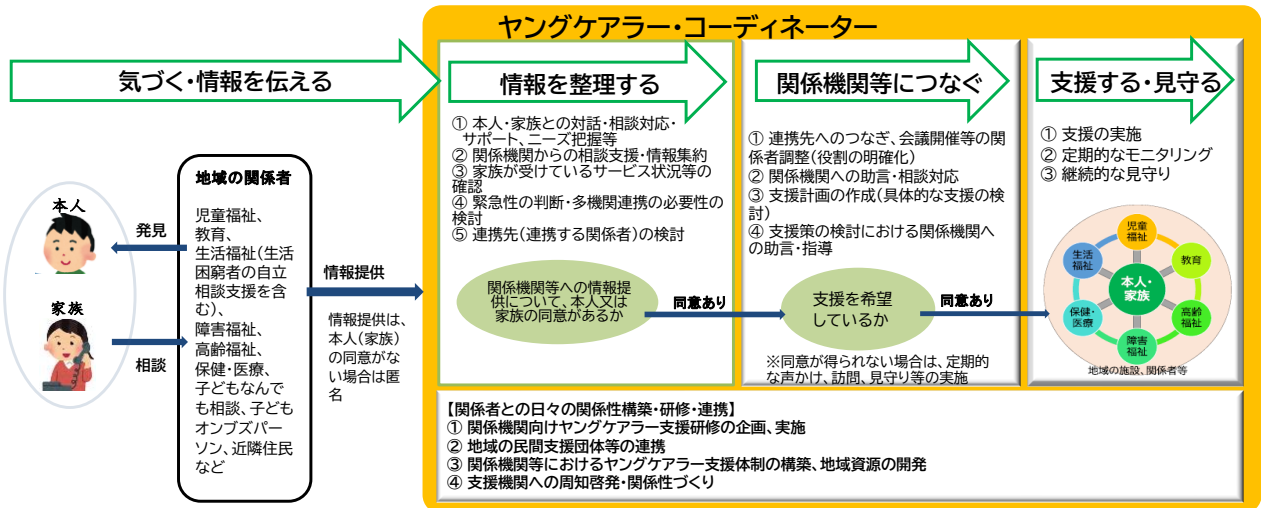
ヤングケアラーと思われる子どもがいたときの支援までのフロー



出典：日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方

⁸ ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指します。(子ども・若者育成支援推進法より)

ヤングケアラー・コーディネーターの役割イメージ図



出典：「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方」

④ 子どもの貧困解消対策の推進

子どもの貧困は経済的な困窮にとどまらず、学習面・生活面・進路決定など様々な面において子どもの人生に影響を及ぼします。また、子どもの貧困は地域社会からの孤立を招くなど社会性を阻害し、将来に希望を持たない状況になったり、自ら望む人生を選択することができなくなったりするなど、深刻な影響をもたらします。

市では貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちが、夢と希望を持って成長していけるような地域を目指して、就学援助、就労支援、住宅支援、フードパントリー事業などの貧困の状態にある人に向けての対策だけでなく、今後、貧困の状態に陥らないようにするための予防的な対策を、行政と地域が一体となって取り組みます。

なお、日野市子どもの貧困対策に関する基本方針に基づき設置する日野市子どもの貧困対策庁内連絡会と日野市子どもの貧困対策推進委員会により取組の推進を図ります。

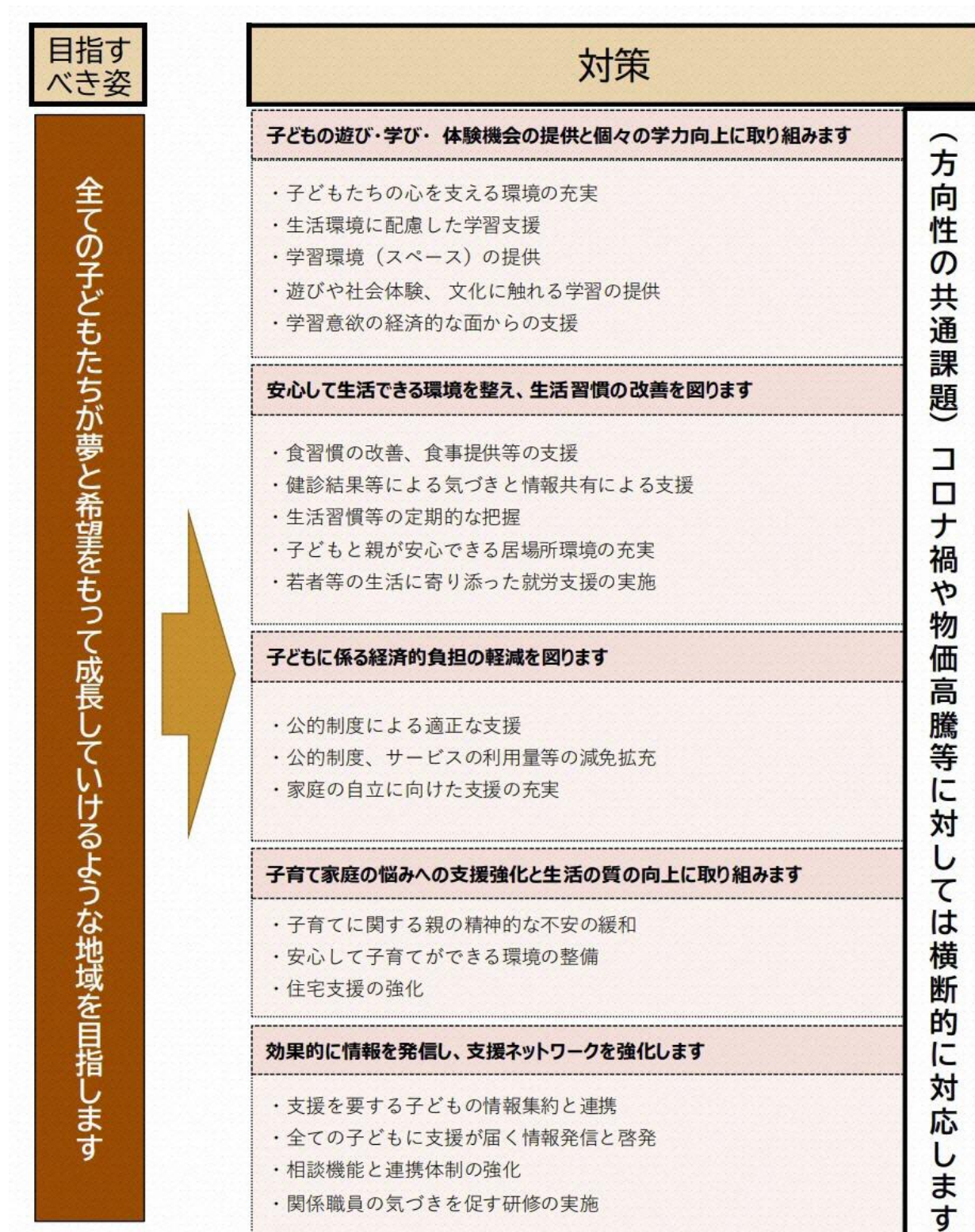
【主な取組】

事業名	内容	区分	主担当課
子どもの貧困対策に関する基本方針の推進	■子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組む、安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図る。 ■子どもに係る経済的負担の軽減を図り、子育て世帯の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組む。 ■効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化する。	継続	セーフティネットコールセンター

■ 目指すべき姿

「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるような地域を目指します」

■ 施策体系



出典：第2期日野市の子どもたちの貧困対策に関する基本方針

方針（２）子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守り守られる権利・参加する権利）の保障・擁護

① 日野市子ども条例の周知・啓発

児童憲章及び児童の権利に関する条約理念に基づき、子どもの権利が尊重されることを定めている日野市子ども条例を周知します。また、行政や地域が連携し、子どもの権利が保障・擁護されるための環境整備を進めます。

【 主な取組 】

事業名	内容	区分	主担当課
日野市子ども条例の理解啓発	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくる。 ■日野市子ども条例委員会の設置・運営により、子どもの権利の保障・擁護の検証を行う。	継続	子育て課
いのちの学校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが、かけがえのない命の大切さを考えてもらうためのパネル展示（いのちのメッセージ展）等を実施する。	継続	健康課
人権教育の充実	■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。 ■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を１名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画する。	継続	教育指導課
道徳教育の充実	■「特別の教科 道徳」が実施されたことに伴い、考える道徳、議論する道徳を推進する。 ■すべての小・中学校で学校、家庭、地域との連携により道徳授業地区公開講座を引き続き開催する。公開講座の開催を通して道徳授業の質の向上を図る。	継続	教育指導課
いじめ防止総合対策の推進	■校長会・副校長会及び生活指導主任研修会において、日野市子ども条例の周知・啓発を行うとともにいじめ防止総合対策の推進を図る。 ■「（仮称）日野市いじめ防止対策推進条例」の制定・施行に向けた検討を進める。	継続	教育指導課

② 子どもの権利侵害に対する相談救済体制の整備

子どもの権利が侵害された場合の救済機関として、子どもオンブズパーソン等の相談救済機関の周知を行い、子どもに救済機関があることで安心して生活できると実感してもらうとともに、子どもの権利侵害があった場合に早期に解決できる環境を整えます。

【 主な取組 】 ※区分の「新規」は令和5年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
子どもオンブズパーソン	■子どもを権利侵害から救済する公的な第三者機関として、独立した公正・中立な立場で、いじめや差別などの子どもの権利に関する相談に応じ、問題を解決するための救済活動を行う。具体的には、解決方法の助言をしたり、子どもの代弁者となって、関係する大人と建設的な話し合いをしながら子どもの最善の利益を考え、子どもに寄り添いながら一緒に問題解決を図る。	新規	福祉政策課

③ 子ども・若者の意見表明の機会の確保

子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。また、保護者や教職員、教育や保育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちに関わる人などに、子ども・若者の意見を表明する権利について周知啓発を行います。

【 主な取組 】 ※区分の「新規」は令和5年度（2023年度）以降の実施事業です。（予定を含む。）

事業名	内容	区分	主担当課
子ども・若者の意見表明の機会の創出	■市の施策を行う際に子ども・若者の意見を聴き、その意見を反映させるように努めることの周知啓発を全庁に対して行う。 ■市役所各課からの要望に応じ、日頃より子どもと触れ合っている児童館職員が「子どもの声を聴く」ことに協力する。	新規	子育て課



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年(2022年)6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年(2024年)6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域⁹について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施する上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市域全体を一つの提供区域としました。

⁹ 教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由 ¹⁰ 」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きくかい離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

¹⁰ 保育の必要な事由とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、市における保育の必要な事由のうち、就労については月48時間を下限時間とします。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きくかい離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

家庭類型の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

潜在家庭類型の算出

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

潜在家庭類型別の将来児童数の算出

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

事業やサービス別の対象となる児童数の算出

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

利用意向率の算出

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

見込み量の算出

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【 令和7年度(2025年度) 】

単位：人

		令和7年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		4,051			1,193	1,213	1,230
量の見込み（A）		1,255	283	2,513	273	721	741
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	914	38	2,409	275	565	672
確認を受けない幼稚園		1,755	－	－	－	－	－
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保 育（長時間・通年）		－	245	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	－	3	37	39
企業主導型保育事業		－	－	24	13	17	15
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	－	－	155	70	109	93
確保量合計（B）		2,952		2,588	361	728	819
過不足（C）＝（B）－（A）		1,414		75	88	7	78
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和8年度(2026 年度) 】

単位：人

		令和8年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		3,892			1,183	1,223	1,210
量の見込み（A）		1,167	272	2,453	271	727	729
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	914	38	2,409	275	565	672
確認を受けない幼稚園		1,755	－	－	－	－	－
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保 育（長時間・通年）		－	234	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	－	3	37	39
企業主導型保育事業		－	－	24	13	17	15
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	－	－	155	70	109	93
確保量合計（B）		2,941		2,588	361	728	819
過不足（C）＝（B）－（A）		1,502		135	90	1	90
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和9年度(2027年度) 】

単位：人

		令和9年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		3,770			1,172	1,212	1,220
量の見込み（A）		1,093	264	2,413	268	720	735
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	914	38	2,409	275	565	672
確認を受けない幼稚園		1,755	－	－	－	－	－
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保 育（長時間・通年）		－	226	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	－	3	37	39
企業主導型保育事業		－	－	24	13	17	15
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	－	－	155	70	109	93
確保量合計（B）		2,933		2,588	361	728	819
過不足（C）＝（B）－（A）		1,576		175	93	8	84
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和 10 年度(2028 年度) 】

単位：人

		令和10年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		3,706			1,164	1,201	1,209
量の見込み（A）		1,037	259	2,410	266	713	729
確保量							
特定教育 ・ 保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	914	38	2,409	275	565	672
確認を受けない幼稚園		1,755	－	－	－	－	－
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保 育（長時間・通年）		－	221	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	－	3	37	39
企業主導型保育事業		－	－	24	13	17	15
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	－	－	155	70	109	93
確保量合計（B）		2,928		2,588	361	728	819
過不足（C）＝（B）－（A）		1,632		178	95	15	90
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和 11 年度(2029 年度) 】

単位：人

		令和11年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		3,685			1,157	1,192	1,198
量の見込み（A）		995	258	2,432	264	707	722
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	914	38	2,409	275	565	672
確認を受けない幼稚園		1,755	－	－	－	－	－
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保 育（長時間・通年）		－	220	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	－	3	37	39
企業主導型保育事業		－	－	24	13	17	15
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	－	－	155	70	109	93
確保量合計（B）		2,927		2,588	361	728	819
過不足（C）＝（B）－（A）		1,674		156	97	21	97
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

【幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームによる取組の推進】

市では、これからの幼児教育や公立幼稚園の在り方・幼保小連携の更なる推進と多様性に応じた学びの充実について、課題の洗い出しとそれに対する市が取り組むべき方策や方向性を検討するため、令和5年(2023 年)2月に「日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会(以下、「委員会」という。)」を設置し、幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援するための幼児教育と小学校教育の連携強化、特別な支援が必要な子どもや外国にルーツのある子どもへのサポート体制の強化、公立幼稚園の在り方や日野市らしい幼児教育・保育の実現を主なテーマとして計7回の会議を開催しました。

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない(いわゆる小一プロブレム)子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育(幼稚園、保育所、認定こども園)と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの一体的提供を保障するため、幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援できる幼児教育と小学校教育の連携強化に取り組めます。

特別な支援が必要な子どもへの支援の充実を図ることで、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、幼児期から学校卒業後までを見通した多様な特別支援教育を展開することで、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現につなげていきます。

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国にルーツのある幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

日野市らしい幼児教育・保育の在り方については、多様な預かりニーズに対応できる体制の構築を検討し、公立幼稚園の再編に伴い行き場のない子どもが生じないよう保育所型認定こども園の市内東側への設置などの検討を進めます。

なお、令和5年(2023 年)4月に子ども部(市長部局)と教育委員会を横断する「幼児教育・保育連携推進プロジェクトチーム」が立ち上げられ、取組の推進を図っています。市の幼児教育・保育の更なる発展にあたっては、公立や私立といった設置主体や、幼稚園や保育園といった運営形態にかかわらず、市内幼児教育・保育施設が一丸となって日野市らしい質の高い幼児教育・保育を目指していきます。

【認定こども園の設置】

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能や利点をあわせ持ち、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる施設です。認定こども園の設置については、日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会の検討内容や保育所と幼稚園の二一ズ量、地域の実情などを踏まえて、事業を行う者と相互に連携し、協議、検討していきます。

【施設等利用給付の適正な支給の確保】

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。

【保育士の人材確保】

保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。

【参考】委員会が令和5年(2023年)12月にまとめた報告書の概要

- 1) 幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援するための幼児教育と小学校教育の連携強化
 - 幼保小での横断的な課題について共有・意見交換を行う場の設定や合同研修の実施
 - 幼児教育・保育アドバイザーによる保護者や保育園・幼稚園への小学校就学に向けた情報提供（スタートカリキュラム等）
 - 窓口での案内の充実を含め、情報提供の在り方について検討を進める
 - 「遊びっ子学びっ子簡易版」（入門編、情報の更新など）の作成・ホームページへの掲載
 - 小学校区内の保育園・幼稚園と小学校との顔の見える関係の構築
- 2) 特別な支援が必要な子どもや外国にルーツのある子どもへのサポート体制の強化
 - 市の巡回支援の充実（保育カウンセラー等）
 - 音声翻訳機の導入・活用
 - （仮称）医療的ケア児受入ガイドラインの作成・運用
 - 支援児の受入れや対応に関する補助制度等の情報交換・研修の充実
 - 合理的配慮や環境整備に係る具体的な対応に関する事例集・参考資料の作成
 - エール以外での各地域にある公共施設を活用した特別支援に関する出張相談会の実施
- 3) 公立幼稚園の在り方や日野市らしい幼児教育・保育の実現
 - 放課後の預かりなどの一時的な預かりを含めた多様な預かりニーズに対応できる体制の構築
 - 保育所型認定こども園の市内東側への設置
 - 公立幼稚園の再編により行き場のない子どもが生じないための公立幼稚園在園児等への移動支援の実施
 - 幼稚園・保育園・小学校の垣根を超えた園児同士また園児・児童の交流の機会創出

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て世帯等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業
- ・妊婦等包括相談支援事業型・・・妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業

【現状】

単位：か所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所数	1 (母子保健型)	2 (特定・母子保健型)	2 (特定・母子保健型)	2 (特定・母子保健型)	2 (特定・母子保健型)

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4	4	4	4	4
確保方策(B)	16	16	16	16	16
特定型	1	1	1	1	1
基本型	13	13	13	13	13
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)	12(充足)	12(充足)	12(充足)	12(充足)	12(充足)

※妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）					
妊娠届出数	1,148	1,138	1,127	1,120	1,113
1組当たり面談回数	1	1	1	1	1
面談実施合計回数	1,148	1,138	1,127	1,120	1,113
確保方策（Ｂ）					
こども家庭センター型	1,148	1,138	1,127	1,120	1,113
業務委託者	0	0	0	0	0
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市役所窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組めます。

母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

市内認可保育所等で、おおむね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【 現状 】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月間人数	1,919	1,521	2,070	1,784	2,036

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,141	2,139	2,137	2,136	2,135
確保方策（B）	2,141	2,139	2,137	2,136	2,135
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	低学年	1,969	2,026	2,035	2,221	2,270
	高学年	12	6	6	7	17
定員		2,324	2,401	2,401	2,574	2,574

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		2,496	2,483	2,521	2,491	2,477
	1年生	833	827	840	832	829
	2年生	779	775	787	779	776
	3年生	748	744	756	748	745
	（低学年 計）	2,360	2,346	2,383	2,359	2,350
	4年生	73	74	74	72	68
	5年生	48	48	49	46	45
	6年生	15	15	15	14	14
	（高学年 計）	136	137	138	132	127
確保方策（B）		2,496	2,483	2,521	2,491	2,477
	（低学年 計）	2,360	2,346	2,383	2,359	2,350
	（高学年 計）	136	137	138	132	127
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

○ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、一部の地域では入所児童数の増加が見込まれることから、学童クラブ施設の整備や学校敷地内・余裕教室等の更なる活用を図り対応していきます。

○ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）と放課後子ども教室の連携

放課後子ども教室は、学校施設を活用し、放課後の安全・安心な居場所づくりを地域住民の参画を得て行い、子ども達に遊びや学び、スポーツ、文化体験、地域交流などの体験の機会を提供することで、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。全児童を対象に、市内すべての小学校で実施しています。

国が示す放課後児童対策に沿って、学童クラブとの校内交流型による実施を引き続き推進します。事業の実施にあたっては、近年課題となっている実施場所の確保について教育委員会や学校と協議を行い、事業の内容の充実を図ります。

【 現状 】

単位：か所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	17	17	17	17	17
開催日数	189	129	168	195	194

【 確保方策 】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校数	17	17	17	17	17
校内交流型 ¹¹	17	17	17	17	17

¹¹ 校内交流型:同一小学校内等で実施している学童クラブ在籍児童も、放課後子ども教室のプログラムに参加し、交流できるもの

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かるショートステイ事業と、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ 延べ利用日数	317	380	432	575	586
トワイライトステイ 延べ利用日数	169	140	180	126	206

【 量の見込みと確保方策 】

① ショートステイ

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	710	740	770	800	840
確保方策（B）	710	740	770	800	840
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

② トワイライトステイ

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	200	200	200	200	200
確保方策（B）	200	200	200	200	200
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

支援を必要とする家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師又は助産師が、生後4か月に至るまでの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ、乳児・産婦の健康状態の確認及び異常の早期発見とともに、育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	1,266	1,133	1,150	1,121	1,217

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,193	1,183	1,172	1,164	1,157
確保方策（B）	1,193	1,183	1,172	1,164	1,157
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立、または、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをする保護者が、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ派遣人数	253	218	157	226	67

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	200	200	200	200	200
確保方策（B）	200	200	200	200	200
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

市では、市と市民活動団体との協働事業・委託事業・指定管理者によるものなど、様々な運営形態の子育てひろば事業等を実施しています。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	97,141	59,175	69,207	72,028	75,448

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	87,513	87,032	86,743	86,021	85,371
確保方策（B）	87,513 (21か所)	87,032 (21か所)	86,743 (21か所)	86,021 (21か所)	85,371 (21か所)
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、先進的な事例を調査・研究し、相談や預かりなどの他の支援活動との連携や職員のスキルアップを行うことで、運営の質を向上させます。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（延べ）	30,492	16,336	15,343	22,608	27,960
その他定期的な利用（延べ）	4,332	2,823	2,788	3,406	3,633

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	30,172	29,138	28,366	27,946	27,805
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（延べ）	26,172	25,138	24,366	23,946	23,805
その他定期的な利用（延べ）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保方策（B）	30,172	29,138	28,366	27,946	27,805
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（延べ）	26,172	25,138	24,366	23,946	23,805
その他定期的な利用（延べ）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制の確保に努めます。

また、その他保育ニーズの志向が高い利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	1,108	439	619	658	667

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	686	691	696	697	698
確保方策（B）	686	691	696	697	698
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児支援件数（延べ）	12,378	3,328	4,685	4,633	4,788

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
確保方策（B）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の資質向上を図ります。

今後も、活動件数の増加に向けて、活動内容の充実を図りながら提供会員の確保に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関等において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産等の防止を図る事業です。

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて妊婦健康診査受診票14回分、妊婦超音波検査受診票4回分、妊婦子宮頸がん検診受診票1回分を交付します。

【 現状 】

単位 上段：人 下段：回数/年

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数	1,461	1,284	1,239	1,183	1,136
健診回数（延べ）	17,944	16,048	16,186	15,426	14,820

【 量の見込みと確保方策 】

単位 上段：人 下段：回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
受診対象者数	1,193	1,183	1,172	1,164	1,157
健診回数（延べ）	14,316	14,196	14,064	13,968	13,884
確保体制	実施医療機関4か所 日野市立病院他3病院 0歳児の人口推計から算出 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施する。				

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年（2019年））により、令和3年度(2021年度)から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後1年未満であって、産後ケアを必要とする母親と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (延べ)	宿泊型			－	－	36
	通所型			－	60	202
	訪問型			105	160	224

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		675	718	776	819	882
	宿泊型	131	151	171	191	212
	通所型	287	311	333	357	381
	訪問型	257	256	272	271	289
確保方策（B）		675	718	776	819	882
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年(2024年)4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数) (A)	200	250	300	350	400
確保方策 (延べ人数) (B)	200	250	300	350	400
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討及び要綱改正を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。

(14) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年(2024年)4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(15) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年(2024年)4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	40	40	40	40	40
確保方策（B）	40	40	40	40	40
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

従来から同様の取組を行っており、令和6年度(2024年度)からは子ども家庭支援センターにて実施しています。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所等に預けられるようにする制度です。

令和8年度(2026年度)からの給付制度化に向けて、国から示される量の見込みの算出等の考え方に従い受入れ体制を整備するものとし、量の見込みを算出しました。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人/日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み(A)		8	8	24	24
	確保方策(B)		8	8	24	24
	差引(B)-(A)		0	0	0	0
1歳	量の見込み(A)		7	7	21	21
	確保方策(B)		7	7	21	21
	差引(B)-(A)		0	0	0	0
2歳	量の見込み(A)		6	6	20	20
	確保方策(B)		6	6	20	20
	差引(B)-(A)		0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和8年度(2026年度)からの給付制度化に向けて、国から示される量の見込みの算出等の考え方に従い、受入れ体制を整備します。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する子どもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

令和元年(2019年)10月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食費の施設による徴収に係る補足給付事業を実施しています。

(18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

令和6年度(2024年度)より、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業を実施しています。

第6章

計画の進行管理

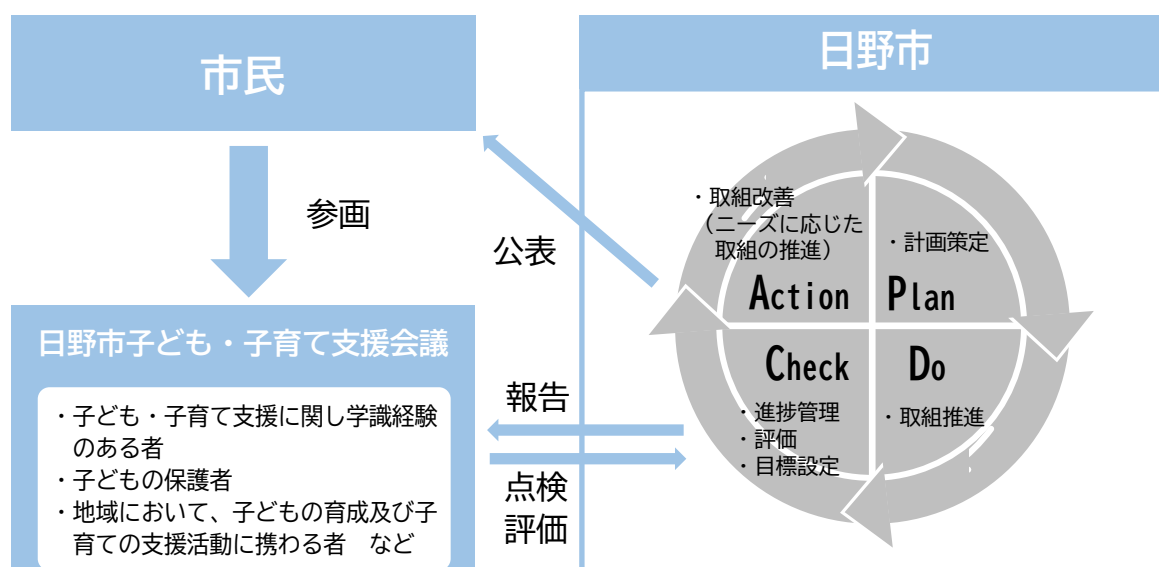
1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、日野市子ども・子育て支援会議において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

具体的には、前年度の実績を確認し、達成状況の評価と本年度の目標を設定します。この方法のメリットとしては、国や東京都の制度改革や社会情勢、市民ニーズに応じた取組の推進が可能となることです。以上のような段階的・継続的な取組によって基本理念の実現を目指します。

施策の実施状況を確認するためには、より多くの市民の方々からご意見をいただくことが必要です。そのため、従来のアンケートだけでなく、市から積極的に若者が活動する場所に出向いて意見を聴取する等、様々な手法を検討します。



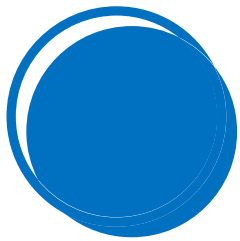
2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

3 市民・企業・関係機関との連携

計画を推進するためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供するとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。市は子育てに対して多様化するニーズに対応するため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を生かした子育て支援の充実を図ります。



参考資料

1 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

育児家事訪問支援員

育児に関する知識・経験及び児童養育上の指導・助言経験の豊富なものが、食事や生活習慣等に不適切な養育状態が認められる児童のいる家庭や、出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦のいる家庭を訪問し、養育に関する相談指導など必要な支援を提供する。

育児技術訪問支援員

保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等のいずれか1つ以上の資格を有するものが、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭で、様々な要因により養育支援を必要とする公的な支援につなげていない児童のいる家庭を訪問し、養育に関する相談指導など必要な支援を提供する。

育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。（平成14年(2002年)4月より）

注）育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成28年度(2016年度)に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

教育機会確保法

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」のことで、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

校内交流型

同一小学校内等で実施している学童クラブ在籍児童も、放課後子ども教室のプログラムに参加し、交流できるもの。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組みのこと。

【さ行】

自己効力感

目標達成に必要な能力を自分が持っていると認識すること。簡単に表現すると「自信」。具体的には、自身の能力や過去の経験から、取り組もうとしている行動に対して、「自分ならやれる」「うまくいく」と考えられる状態にあることを「自己効力感がある」と表現します。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法などの心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のこと。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている方が多い。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のこと。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多い。

ソーシャルワーカー

社会福祉士。専門的職業として社会福祉の実践活動に従事する者の総称。

【た行】

多様性

ある集団の中に異なる特徴・特性を持つ人がともに存在すること。人種、国籍、宗教、性別、年齢など、基本的な属性や外見などに関するもののほか、個人の考え方、意識、経験、スキル、価値観、文化的背景など内面的な要素も含まれる。

チャレンジクラス

不登校対応校内分教室のこと。不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援をすることを目的としている。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

包摂

社会のあらゆる人々が平等に参加し、自己実現を図ることができること。その実現のためには、自分たちの文化や価値観だけでなく、他の文化や価値観も受け入れ、共存することが大切である。

ひきこもり

様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）の人をいう。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指している。（子ども・若者育成支援推進法より）

【数字／英字】

DX

I T（情報技術）を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務の在り方から組織・文化・風土までを変革し、それによって企業が新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上させるという考え方、又はそうした取組のこと。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

PDCAサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

SDGs

S D G s（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための17の国際目標のこと。

2 子ども・子育て支援会議議事一覧

開催日	議 題
令和6年(2024年) 4月18日	第1回日野市子ども・子育て支援会議 【審議事項】 ・次期計画策定について 【報告事項】 ・令和5年度 児童虐待受理件数（速報値）について ・日野市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインについて ・子ども包括支援センターみらいくについて ・ヤングケアラー支援に関する取り組みについて
6月24日	第2回日野市子ども・子育て支援会議 【審議事項】 ・日野市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況について ①教育・保育 ②地域子ども・子育て支援事業 ・新！ひのっすくすくプラン ～第2期日野市子ども・子育て支援事業計画 ～（第4章162事業）令和5年度の実績・評価及び令和6年度の 取り組みについて～ ・次期計画策定について 【報告事項】 ・特別支援学級再編について ・子ども条例について
8月21日	第3回日野市子ども・子育て支援会議 【審議事項】 ・専門部会（保育園関係）の設置について ・みさわ保育園の公立保育所型認定こども園移行について ・次期計画について 【報告事項】 ・令和7年度 学童クラブの入所手続きについて ・令和7年度 保育園の入園手続きについて ・子育て支援施設の個別施設計画の策定について ・子ども条例委員会の設置・開催について
10月21日	第4回日野市子ども・子育て支援会議 【審議事項】 ・次期計画について 【報告事項】 ・子ども・子育て支援会議専門部会の報告について ・令和7年度学童クラブ民間活力導入（運営委託）および児童館の 指定管理事業者について ・日野市立学校における医療的ケアについて ・児童虐待防止講演会の開催について
12月19日	第5回日野市子ども・子育て支援会議 【審議事項】 ・日野市子育て支援施設個別施設計画（案）について ・「第1期日野市こども計画（素案）」について 【報告事項】 ・令和7年度学童クラブ入所申請状況について ・日野市子ども若者未来創造会議について ・「第1期日野市こども計画（素案）」へのパブリックコメントにつ いて

令和7年(2025年) 2月20日	第6回日野市子ども・子育て支援会議 【審議事項】 ・ひのっ子若者みらいプラン（第1期日野市こども計画）（素案）について 【報告事項】 ・日野市子育て支援施設個別施設計画（素案）の進捗について ・日野市の児童館の今後の展開（案）について ・高校生奨学金制度について
----------------------	---

3 子ども・子育て支援会議委員名簿

令和7年(2025年)3月時点

N o .	区 分	所属等		氏 名
1	子どもの保護者	子どもの保護者		久米 康大
2		日野市学童保育連絡協議会		山田 瞳
3		日野市立小中学校PTA協議会		池田 ゆきの
4	地域において、 子どもの育成及び 子育ての支援活動に 携わる者	日野市青少年育成会連合会		須崎 奈緒美
5		日野市青少年委員の会		高橋 則之
6		日野市民生委員・児童委員協議会		栗栖 幸子
7		特定非営利活動法人子どもへのまなざし		藤浪 里佳
8		特定非営利活動法人市民サポートセンター日野		土屋 和子
9		社会福祉法人創隣会		本村 雄一
10	市内の民間企業の 事業主を代表する者	互社会 (市内企業4社による互助組織)	富士電機	伊藤 光隆
11	市内の民間企業の 労働者を代表する者	連合南多摩地区協議会	連合南多摩地区協議会 副議長 富士電機労働組合 東京支部 副執行委員長	福田 真太郎
12	子ども・子育て支援 に関する事業に 従事する者	日野市私立幼稚園協会	日野わかくさ幼稚園 副園長	清水 大司
13		日野市社会福祉法人立保育園会	よつぎ日野保育園 園長	宮越 小夜里
14	子ども・子育て支援 に関し学識経験の ある者	実践女子大学	生活文化学科 教授	田中 正浩
15	市民公募	市民公募		小田喜 彩
16		市民公募		村岡 咲月

17	関係行政機関の職員	日野市公立小学校長会	日野第七小学校 校長	大西 浩之
18		日野市公立中学校長会	日野第四中学校 校長	小島 幸子
19		日野市健康福祉部長		萩原 美和子
20		日野市教育部長		中田 秀幸

4 子ども・子育て支援会議事務局名簿

令和7年(2025年)3月時点

No.	部 署	役 職	氏 名
1	子ども部	部 長	村田 幹生
2	子ども部 子育て課	課 長	飯倉 直子
3		主 幹	猪鼻 謙介
4		課長補佐	滝瀬 祐介
5		副主幹	佐々木 哲
6		係 長	宮澤 優子
7		係 長	旗野 久美子
8		主 任	加藤 吾郎
9		主 事	室星 咲彩
10	子ども部 保育課	課 長	木暮 博
11		課長補佐	飯野 成路
12		係 長	堀口 尚孝
13		係 長	香川 英里奈
14		係 長	佐藤 美紀
15	子ども部 子ども家庭支援センター	センター長	熊澤 修
16		課長補佐	藤井 美奈子
17		副主幹	小島 寿美江
18		課長補佐	西野 剛史
19		係 長	横堀 耕
20	子ども部 発達・教育支援課	課 長	高原 洋平
21		課長補佐	吉沢 隆助
22		課長補佐	榎本 恭子

5 日野市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、日野市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 支援会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 支援会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 支援会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（市内に住所を有する者に限る。）
- (2) 地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
- (3) 市内の民間企業の事業主を代表する者
- (4) 市内の民間企業の労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 支援会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 支援会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 支援会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、支援会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 支援会議は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 支援会議の庶務は、子ども部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。

6 日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則

平成 25 年 11 月 27 日

規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野市子ども・子育て支援会議条例（平成 25 年条例第 60 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、条例第 1 条に規定する日野市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題その他必要な事項を支援会議の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。

(欠席の申出)

第 3 条 委員は、支援会議に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開等)

第 4 条 支援会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 会長は、あらかじめ設けた傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

4 傍聴人は、会長が会議を非公開とすると判断した場合は、速やかに退場しなければならない。

5 会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(協力の依頼)

第 5 条 条例第 8 条の規定に基づく関係者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(議事録)

第 6 条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 支援会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(専門部会)

第 7 条 条例第 9 条に規定する専門部会（以下「部会」という。）は、支援会議から付託さ

れた専門的な事項について調査審議するものとする。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び条例第8条の規定により会長が認めた関係者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

（部会長等）

第8条 部会に部会長を置き、会長が指名する部会員がこれに当たる。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

- 4 部会は、部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

- 5 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第9条 部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（準用）

第10条 第2条から第6条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（支援会議への報告）

第11条 部会長は、支援会議から付託された事項について調査審議をしたときは、その結果を支援会議に報告しなければならない。

（委員の辞職）

第12条 委員を辞職しようとするときは、事由を付して市長に届け出なければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、支援会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

ひのっ子若者みらいプラン
(第1期日野市こども計画)
(第3期日野市子ども・子育て支援事業計画)

令和7年(2025年)3月
発行 日野市 編集 子ども部子育て課
191- 8686 東京都日野市神明一丁目12番地の1
電話 042-514-8579(直通) ファクス 042-586-1855
電子メール jidouf@city.hino.lg.jp
